

第七十二回 参議院物価等対策特別委員会會議録第四号

昭和四十八年十二月二十一日(金曜日)
午前十一時開会

委員の異動

十二月二十日

佐々木静子君

補欠選任
加瀬 完君

十二月二十一日

中村 登美君
亀井 善彰君

補欠選任
河口 陽一君
中西 一郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

小笠 公頼君

佐藤 一郎君

棚田 四郎君

竹田 四郎君

田代富士男君

中沢伊登子君

委員

上原 正吉君

川野 陽一君

河口 陽一君

志村 愛子君

嶋崎 均君

中西 一郎君

中村 慎二君

山下 春江君

加瀬 完君

工藤 良平君

小林 武君

前川 且君

国務大臣

大蔵 大臣

通商産業 大臣

自治 大臣

国務 大臣

(経済企画庁長官)

政府委員

公正取引委員会
委員長

公正取引委員会
事務局長

経済企画庁次官

経済企画庁長官

官房参事官

経済企画庁調整
局長

経済企画庁国民
生活局長

経済企画庁物価
局長

大蔵政務次官

大蔵大臣官房日
本専売公社監理
官

大蔵省主計局次
長

農林省食品流通
局長

食糧庁長官

水産庁長官

通商産業省基礎
産業局長

通商産業省生活
産業局長

柏原 ヤス君
舊脱タケ子君

福田 越夫君

中曾根康弘君

町村 金五君

内田 常雄君

高橋 俊英君

吉田 文剛君

竹内 黎一君

吉瀬 維哉君

有松 晃君

青木 慎三君

喜多村治雄君

小島 英敏君

柳田桃太郎君

戸田 嘉徳君

長岡 實君

池田 正範君

中野 和仁君

荒勝 巖君

飯塚 史郎君

橋本 利一君

事務局側

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

説明員

外務省情報文化
局文化事業部長

農林省農産園芸
局長

農林省食品流通
局長

農林省食品流通
局長

農林省食品流通
局長

農林省食品流通
局長

農林省食品流通
局長

農林省食品流通
局長

農林省食品流通
局長

農林省食品流通
局長

農林省食品流通
局長

農林省食品流通
局長

農林省食品流通
局長

農林省食品流通
局長

農林省食品流通
局長

農林省食品流通
局長

農林省食品流通
局長

農林省食品流通
局長

農林省食品流通
局長

農林省食品流通
局長

農林省食品流通
局長

農林省食品流通
局長

農林省食品流通
局長

農林省食品流通
局長

農林省食品流通
局長

農林省食品流通
局長

本日の会議に付した案件

○国民生活安定緊急措置法案(内閣提出、衆議院
送付)

○委員長(小笠公昭君) ただいまから物価等対策
特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
昨二十日、佐々木静子君が委員を辞任され、そ
の補欠として加瀬完君が選任されました。
また、本日、中村登美君が委員を辞任され、そ
の補欠として河口陽一君が選任されました。

○委員長(小笠公昭君) 次に、国民生活安定緊急
措置法案を議題とし、前回に引き続いてこれより
質疑を行います。

質疑のある方は、順次御発言願います。

○竹田四郎君 年末年始のマイカーのガソリン問
題でありますけれども、きのう、通産省は、正月
の一、二、三、これはガソリンスタンドを休業さ
せるという方針を出したようであります。いまま
での方針も、日曜あるいは土曜、これを売らせな
いと、こういうことであります。特にこの年末
は、二十九日が土曜日、三十日が日曜日という事
態であります。三十一日は月曜日であります。が、
多くの業者はおそらくこの三日間も休業をする
という方針のようであります。そうしますと、年末
年始にかけて六日間というものがマイカーに対す
るガソリンの供給というのはストップされてしま
うわけです。マイカーのガソリン節約というもの
は、原則的には私もある程度しかたがないと、こ
う思いますけれども、年末年始にかけて六日間と
いうものが売れないということになりますと、
これは私はかなりの混乱が出てくるだろうと思
う。特に二十八日などは、これはおそらくかなり
の買い占めが出てくるでしょう。まあ、それで、
ないということになりますれば、おそらくこの前
のプロパンガスの例ではありませぬけれどもそ
うした混乱が出てくるでしょうし、ある一部にお
いては、六日間も売ってこれないということにな
りますと、これは買いだめが起きて缶であちこち
からへ並べておくということになりますと、特にこ
うした異常乾燥が続いている中で、まあ今後どう
なるかわかりませんが、異常乾燥がかなり
続きそうだという中では、非常な火災発生の危険
性というものがさらに加わる、こういうことにな
るのではなからうかと思うのですけれども、マイ
カー規制もある程度これは必要だろうとは思いま

すけれども、この六日間が全然売れないということになれば、現在の住居の状況、そうしたことから考えて、中には病人が出る人もあるでしょうしあるいはどうしても緊急やむを得ないという問題も出るでしょう。また、同時に、いままでの帰省客の状況から見ても、かなりマイカーで行っている、既存の鉄道、バス等によるところの帰省というものはそれほど順調な帰省ができなかったわけですから、かなりの程度は徹夜をして並んで切符を買わなくてはならぬというような事態というものがあつたわけでありまして、こういう時期にマイカー規制がされるということでありまして、そういう面で十分に鉄道あるいは長距離バスによるところの輸送というものが確保されるならばかなりいいと思いますけれども、その方面の対策というものは必ずしも十分でない、こういうことになりまして、かなりの混乱がこの年末年始にかけて起きる可能性が私はあると思うのです。この点について、六日間というものを一切ガソリンスタンドを閉鎖してしまうことには、あまりにも混乱という犠牲を多くしてしまうのではなかろうかと思うのですが、いかがですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 私も同感に思います。その点は御趣旨のようにしたいと思ひます。けさ一部の新聞に出ましたけれども、私がまだ目を通さなかったことではないので、どこかに少し構想されたのが新聞に出たのではないかと思ひます。やはり一般国民の皆さま方の利便や生活も考えなければなりませんから、六日間連続してやるというようなことは行き過ぎでありまして、まあいままでガソリンスタンドあたりでは正月の三日は休むというのはいさつ等も調べまして、事業活動その他にも支障がないように、と同時に、また、レジャーその他はできるだけ自願願うように、そういう精神に沿ひまして、年末年始のガソリンスタンドについては私が目を通して適当に調整することにしたします。

○竹田四郎君 これはかなりの新聞に出ているわけですね。目を通す通さないは別として、一般国民はゆうべからのラジオ、テレビ、けさの新聞というところでかなり広くこの面はもう知っちゃっているわけですね。そうしますと、これからそういう点をよく考慮して考えるというふうなそういう態度がむしろ混乱を起こしていく大きな原因になるのじゃないか、あるいは不安を醸成していく大きな原因になるのじゃないか。そういう点は、やはり即決決断でないと、私は一そう不安をかき立てられる。もうそろそろおそろしく帰省のキップの手当て等々も考えざるを得ないという時期に来ていられると思ひます。ですから、この点は、あなたの六日間休業はさせないという具体的な方針を早く明確に出してもらわなくてはならぬと思うのです。のんびりかまえておいてはこの点は困ると思うのですが、いつまでにそれは具体的に方針を出しますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) これは石商連とも相談しないといけません、今明日中に結論を出して発表するようにいたします。

○竹田四郎君 私は、今明日中というのではおそれると思うのです、もう、一回こういうニュースが流れているのですから、このニュースが流れていない前ならば、なるほど少し時間を置いて石商連と話をするといいわけではございませんか、このニュースというものを早急に打ち消す必要がまずあると思ひます。その辺はいかがですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 事務的には全然まだきめていないことなんです。それが新聞にああいうふうに出たので私はふしぎに思つておるのであります、何しろ私は昼夜法案に追われてまして、そういう具体的な処理に目を通すひまもないし、また、いま聞いてみましたら、事務的には全然まだきめてないといふことなのであります。しかし、ああいうものがかりにも出ましたら、いろいろ買い急ぎや何かを起こすおそれもありますから、さっそく指示いたしまして、まあ今明日中と申しましたのは多少のアーアランスも考えて言ったことであ

りますが、早急に方針をきめます。

○竹田四郎君 次の問題に移りたいと思ひます。最近、イランの国営石油会社の直接販売のD原油あるいはリビアのかなり高価なものに対する入札、そういうものが行なわれているわけでありまして、リビアの石油に対する応札については、通産大臣もこれはオーケーを出したと、こういうように新聞は伝えております。十七ドルから場合によれば二十ドル、かなりの高い価格です。通産大臣は、一時高い価格があつてもそれはやがておさまるところへおさまるだらうというふうな判断であらうと思ひますけれども、過去にも、日本の商社が世界の市場でいろいろなものを買いあさつた、あるいは非常に高い価格で買いあさつた、こういうことは国際的にかなり非難をされた。同時に、いまの国際的な価格の値上がりというものは、日本商社のそうした買いあさりの行動、札束さえて持つていけばかまわないから何でも買うんだ、こういうものがやはり批判の対象になつていると私は思ふ。たとえばオーストラリアの羊毛とか、あるいはカナダにおける豚肉とか、こうしたものは当時かなり大きく外国の批判というものが、エコノミック・アニマル・ジャパンということでは非難をされたわけですね。今度の石油の場合も私は同じような問題であらうと思ふ。確かに、いま、日本の石油事情も苦しいことは苦しいと思ふ。しかし、苦しいから札束で買ったをたいて買ひ付ければいいんだといふことは、国際信義の上でもこれは問題があるんじゃないか。これはどうですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 石油の購入に關しましては、日本が高値で札束でひっぱたいて買つていふことは最近はないのであります。ことの春にジャパンラインが入札したときに高値を入れたといわれておりましたが、あのときはたしか二ドル八十セント程度のものを、三ドル三十八セントでありましたか、それぐらいに上げた。しかし、それも外国の石油会社がみんなそれの値段をつけておつて、そしてそれと同じ値段にジャパンラインも引き上げたといふことを聞いて

おります。だから、石油に關して日本が高値をつけて世界に批判をされるようなことは、私は実質的にはないと思つております。最近のイランにおける入札につきましても、むしろ外国に引きずられて泣く泣く入札しているというのが日本の情勢でございます。

○竹田四郎君 泣く泣く入札しているかどうかはかりませんけれども、現実にはほかの他国のほうはほとんど落ちなかつた。結局、落ちたのは、住友とか日商とか、あるいは日綿だとか、今度のリビアの点はどこに落ちるかかわりませんけれども、たとえ住友商事が入札したということでも、たまたまからであります。前にはそうだったかもしれないけれども、現在になれば、そうした高い石油というものが、これにやっぱり飛びついていふというところは私は事実だらうと思ふ。こうしたものが同時に国内の石油価格を引き上げる要因を一方でつくると思ふ。しかも、それについて通産大臣が何か応諾をしたとかいう新聞記事があるわけですね。この点は、もう少し事態を明らかにしていただきたい。

○国務大臣(中曾根康弘君) 菅野議員がリビアへ参りまして、リビアの石油大臣といふいろいろ懇談をしておりまして、リビアの石油大臣が日本の状況を聞いて、向こう側から積極的に、そんなに困っているんならリビアの石油を分けてあげましょうと、そういう話がそのときあつたようです。それで、その連絡がわれわれのほうに参りまして、その油をどうするか、というふうな話がありました。私は、三木先生はエジプトまで行つていられるけれども、リビアには手が伸びない。それで、リビアではハイジャックで二度もお世話になつて政府に多大な迷惑をおかけしているし、かつまた、その後経済協力といふものもそれほど行なわれていない。三木先生も隣まで行つて行かない。しかも、OPECの外務大臣会議が近くあつて、日本をどうするか、友好国にするかしないかというステータスをきめる重大な時期でもある。そういう情勢を見ますと、石油事情という

ものはことしの春とはまるきりがらつと変わつてきている情勢でもあり、リビア政府が向こうから積極的に日本に対してそういう——日本国民に対してと言つたものでありますが、好意を示してくれたいというものを断わるというこゝと自体が外交的にこれはまずい結果を生む、そういうふうな思いまして——リビアについては一部の石油会社に国有化の問題が起きて紛争中であるということも、ちろん知っております。知っておりまうけれども、そういう向こうから好意を分かち与えるということに對して、その油がホットオイルでありますか、そうでないですかと聞くと、あるいは断わるというふうなこゝと自体は、たいへん失礼にもあたるとし、将来の外相会議やその他の動向についても考慮せなければならぬところがあると思ひましたから、通産省としては私の判断で、菅野議員を通じてそういう御好意を示されたことについては感謝をいたしますと、そして日本は油を買ふとか何とかというこゝとは民間ベースでみんなやることとでございまして、その点についてはあつせん処理は菅野議員にお願いをいたすことにいたしますからよろしくと、そういうふうな返事を出すことがしかるべきであると、そういうふうな外務省とも相談をして電報を打つた、そういうことでござい

ます。

○竹田四郎君 この点は議論はいたしません、やはりこれはアラブ外交じゃなくアラブ外交の要素というふうには思ひます。油さへ得られれば高くあらうがどうあらうがそれはいいんだという趣旨にしか私はとることができません。

時間があるから次へ進むわけでありまうけれども、通産省は灯油十八リッター三百八十円というこゝとでできてきたわけでありまうけれども、これは現在実際上守られていゝと思ひますか、あるいは守られていないと思ひますか、どうでしょう。

○國務大臣(中曾根康弘君) 下部に周知徹底するにつれて逐次守られてきつゝあり、その範囲は非常に拡大してゐると思ひます。

○竹田四郎君 しかし、實際は運賃等々でかなり加算されてゐるというこゝとが私は實際だろつと思ふ。なるほど石油十八リットルは三百八十円、しかし、運賃が非常に多くなつてゐる。運賃というサービスと石油というサービスの抱き合わせ販売だと私は思ふ。これは石油に限らない。きのうもある主婦から私のところに報告がありまうしたけれども、小麦粉の小袋がないというこゝとで小麦粉をたくあんと抱き合わせ販売して、たくあんで二本買わなければ四百グラムの小麦粉を売らない、こういう事態が起きてゐるわけだ。このこゝとは、石油においても現物と輸送というサービスの抱き合わせ販売というこゝとであらうと私は思ふ。ですから、一つの標準価格をきめて、まあこの三百八十円というのとは一種の標準価格と見てもよからうかとも私は思ひますけれども、それに運賃というサービスを抱き合わせ販売になつて、全体としては高くなつてゐる。實際、運賃というものをどういうふうな計算されてゐるのか、その辺はわかりまうせんけれども、私は現実にこれは抱き合わせ販売であると思ふ。こういう抱き合わせ販売というものが今後ほかにも転移をしていく、この可能性も大いにあると思ふ。現実にそういう小麦粉とたくあんと抱き合わせが行なわれてゐる。それは通産省が一つの模範を示したようになつてゐる。まづ、そのほかにも、抱き合わせ販売というものは今後非常に行なわれてくると思ふ。こういう問題についてどう考えますか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 灯油を店頭価格三百八十円ときめたのは、あのような事態のもつてで灯油が上がつてゐる、思惑を防ぐ、そういう意味で思ひ切つてやつたことである。しかし、灯油のようなものは、運賃をきめるといゝまうしても、非常にむづかしいわけだ。隣の家へ持つていくのと二里も三里も離れた山の中の家へ持つていくのと、これは運賃が非常に違ひます。それから、わりあい大きな規模で仕事をして自動車を持

も持つていて運べる家と、炭屋やお米屋をやつていて人手がなくて運ぶのがむづかしいという家もありまう。そういうような面から見まうしても、しかもそれを全国一律できめるといゝこゝとでないといゝ価格をきめる意味がない。そういういろいろの条件がむづかしい中に苦心してどうといゝ考えつゝ、これ以外にやむを得ないといゝ考えたのが店頭価格、こういうやり方で、じゃそれ以外にどういゝ方法があるかといゝことを考へてみると、これは竹田さんでもそういういい知恵は出てこないだらうといゝ私は思ふ。運賃の指導価格をきめるといゝこゝと自体がなかなかむづかしい要素がありまう。でありますから、あゝいうやり方できめまうして、そして運賃についてはやはり売つてゐるほうでそれが相応の自衛した態度でやつてゐたら、もし非常に高い運賃を取るようなところがいゝたら、これは消費者からわれわれのほうへ知らしめていゝだいて、そして石油系統の流通過程を通じてそれを注意する、そういうような形でやつていゝきたいと思ふのであります。あんまり暴利を取るようなところがありまうたら、供給をストップするとか、そういうこゝともやつていゝきたいと思つておるのであります。

思ひますよ。

○國務大臣(中曾根康弘君) 抱き合わせ販売をやるといゝようなこゝとは、売り手市場の場合に売り手が消費者の弱みにつけ込んでやるといゝ行為で、絶対認めてはならぬこゝとであります。そういう点はきびしく取り締まつていゝきたいと思ひます。

○竹田四郎君 取り締まるといゝんですが、具体的にどう取り締まるといゝですか。もう現実に起きているんですよ、そういう問題が。

○國務大臣(中曾根康弘君) それぞれの流通の過程の団体を通じて指示をし、かつまた、もしそういう悪質の違反をやるような店がわかりまうたら、警告を発すると、しかるべき措置をとりまう。

○竹田四郎君 まあこゝとはの上ではそういうことを言へるわけですが、現実にはそういうこゝとを抱き合わせしなければ今後売つてくれない。そこで、じゃあなんでも買わなくてもつゝとかは行けはいゝじゃないか。ほかへ行くといゝこゝとになれば、電車賃やバス代がかつてそれだけもう金がかつちやう。そういうこゝとを計算すれば、やつぱり全体を合算してもそこで買うほうが安い。まあそのぐらゐの値段にしか抱き合わせもしてこないと思ふんです。ほかへ行つて往復運賃を入れてもそれでも高いといゝようなそういう値段に私はしてこないと思ふんです。商売上、そうすると、その往復運賃の限界のすれすれまで抱き合わせをやつていく可能性といゝのはあるわけですね。それを取り締まるといゝたつて、それじゃ具体的に通産省でそういうものを取り締まる人間が何人いるかといゝこゝとになると、幾らもないでしよう。各市町村に依頼するといゝたつて、各市町村だってそれだけの人数がいゝまふ分にあるわけじゃない。業界にそういうものの取り締まりを依頼するといゝたつて、これは通達で流れるだけであつて、これはちつともそういうこゝとにならないわけだ。プロパガンダの問題一つとつてみまうと、これを業界全体に徹底させるにはたいへん時間がか

○竹田四郎君 これはある一定の地域をきめて大体そういうものの標準価格といゝものを示さないで、結局、弱い消費者といゝのは高いものをつかまされるか、しからずんば売つてくれない、こういうこゝとだと思ふんです。で、これは小売りの監督指導といゝのはあなたのはの管轄だらうと思ふんですが、たとえば小麦粉そのものは農林省にいたしまうしても、それとたくあんで抱き合わせで売るといゝこゝとはもう現に始まつてゐるわけですね。そういう商行為が私は今後どんどん起きていくと思ふんです。なるほど小麦粉はある程度統制できるものと統制できないものとを抱き合わせする、そういう商行為といゝのはどう思ひますか。それに対して、どういゝふうにあなたはしてゐるといゝのか。これは今後どんどんふえてくる

かるわけだ。そういうふうに考えてみますと、そう簡単にあなたがおっしゃるようにはことばの上でできるほど私はこの問題はできないと思う。

そこで、問題を多少変えましても、通産省の所管で今度の法案に基づいて一体何品目ぐらゐを指定品目としておやりになる準備がいま整っているのか、その進行状況は一体どのぐらゐなのか、標準価格設定の準備作業、こうしたものはいまだの辺まで進んでいるのか、この辺の詳細を明確にしてほしいと思います。

○国務大臣(中曾根康弘君) 品目の選定等の作業をやらしてありますけれども、これはほかの省との整合性を必要とするものもありまして、いまここで具体的に申し上げることは慎みたいと思います。いろいろこれは思惑を呼んだり、買い占めやその他のものを引き起こしますので、やるときまではなるたけ言わぬほうがいいと思っております。

○竹田四郎君 やるときまでは言わないほうがいいというんですけれども、あなたがいつやるのか、この点まだ明確でないわけですが、一体準備作業はどのくらい進んでいるんですか。品目が言えないとすれば、準備作業はどのくらい進んでいるわけですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 品目の選定をいまわれわれのほうの各原局ごとにやらしておるわけでありまして、それを官房でいま統括していると、そういうことで、私がまだ見る段階まで至っていませんが、用意はいろいろやっておるようであります。

○竹田四郎君 これは長官に伺ったほうがいいんですが、一体これをいつから実行するんですか。法案がいつ通るかわかりませんが、きょう通るのかあした通るのか知りませんが、現実にはいつからやろうとしているんですか。それで、あなたのこの前の統一見解といまの通産大臣の話で聞いていますと、なるべく早くきつと手を打ちたいというのが現実だと思ふんです。しかも、ここが年末年始の一番物の上がりときですね。き

のうの日銀の発表でも三・五%十日間上がったというふうなですね。たいへん上がり方です。おそろく、来年の一月、二月にいけば、卸売物価は三〇%をオーバーするんじゃないかとさえいわれているんですね。あるいは今年じゅうにオーバーするかもしれない。こういう事態の中で、いまのように作業が進んでいない、まあ進んでいるかどうか通産大臣はそれすらわからない、こういう状態で、一体、いつこの法律が実効性を持つようになるのか。きのうの山形長官の話ですと、いろいろな資料を詳細に集めてと、こういうんですね。詳細に集めるというになれば、これはまた、たいへん時間がかかるわけですね。長官も通産大臣も拙速でやれと、当てずっぽうでもいいのかやれと、まあこういうような趣旨のことまで述べられた。それにいま準備がどのくらい進んでいるかということについても全然話されない。大臣の耳にもまだそれが入っていない。こういうことだと、法律は通ったはいけれども、実際にそれが品目や価格が明示されて店頭までそうしたもののが張られる、それは一体いつを考えているのですか。いまの大臣の話でも、半年、半年とは言いませぬけれども、半月くらい先になっちゃうような感じがすね。その辺は、長官としてこの法案の実際の所管の大臣として、責任を持つ大臣として、一体いつからやるのか。もし来年の一月一日からやるとしたら、もう相当準備が整っていないければ私はできないと思うんですよ。標準価格が消費者の目に触れるまで必要だと思ふんですよ。私、それだけければ必ず混乱が起きるわけですよ。どうなんですか。

○国務大臣(内田常雄君) ただいま御指摘がございましたように、十二月月上旬の卸売物価の推移を見ましたと、まさに異常な状態にあるという認識のもとに、私は、この法律案を本院において御可決いただきましたならば、これはもう一日も早くこれを公布をいたすつもりで準備を進めます。この法律は、終わりのほうにも書いてございすように、公布と同時に施行されることになつております。

私、私承知いたしておりますところによりますと、法律というものは、国会で可決せられました後三十日以内に公布するといふたまででございしますが、そんなのききなことは言っておられませんが、それは、できましたならば、私の気持ちには、あすにでもあさつてにでも公布をいたしまして、その公布の日から施行いたします。なお、また、内閣との打ち合わせ、内閣に対する私どもの要望といたしましては、この法律が通りましたならば、直ちに、まあききにしようでもお通しただけですとすれば、明日にでも内閣におけるいままでの石油緊急対策本部というふうなものを国民生活安定緊急本部に切りかえて、そこで総理大臣の談話を発表していただいて直ちに準備に取りかかる。その準備の中には、今回修正がございました、私どものほうで申しますと、審議会の設置がありますから、直ちに審議会設置の手続を進めまして、そこで品目の指定方針あるいは標準価格指定の範囲というものを実務的に進めまして、一日も早くこの法律の最初の段階に踏み出す覚悟でおります。

○竹田四郎君 あなたの話を聞いてみると、一体いつやるのかかわからないです。審議会のつくって各省とやって——緊急事態の宣言なんというの、これは何もあしたに限らないで、きょうやたつていいんです。そんなものは、ただことを並べるだけなんだ。ことを並べた以上は、具体的にきょうからこれをこうします、あれをします、標準価格なら標準価格を店頭掲示しますと、そこまできかなければ緊急事態ではないんですよ。ところが、通産大臣の話を聞けば、通産大臣にも、品目がどんなふうなのか、準備がどんなふうになっているのか、全然わかってない。やっているのかやっていないのかもよくわかってない。こんなことで、一体、いつこれはできますか。こういう品物はこういう価格で買えるんだということが消費者のところに具体的に目で耳で入るは一体いつになるんですか。全然準備が整っていないんじゃないんですか。——いや、あなたには

もういいですよ、あとでまたゆっくり聞きます。○国務大臣(中曾根康弘君) 緊急事態の告示は、これは法律が施行されたらすみやかにやりたいと思つております。一切に優先して早くやって、それから審議会の設置とか、あるいは政令の制定、省令の制定、そういういろいろなものは多少時間がかかりますが、ともかく、事態の認定告示はすみやかにこれを行なう。そして、いまお示しのいろいろな標準価格とか標準品目とか、そういうことはすでにいろいろやっております。やっております。大体われわれのほうの官房では取りまておるんです。だけれども、そういうふうなことを私が名前まで出していつまでどうするかというふうなことがあると、店頭から商品が姿を消すという現象がなきにしもあらずです。そういうこととおそれましてその点は慎重に発言をしておるのであります。

○竹田四郎君 私は、だから、品目はどういう品目をやるかということ聞いていませんよ、一言も。品物は何種類ぐらゐだ、いま仕事の進みぐらゐはどの辺までいっている、こういうことを私は言っているんです。あなた方が全然話をしないというガソリンの一、二、三の問題だつてすに流れているんじゃないですか。だから、それはいずれわかることではありますけれども、また秘密を要することであるかもしれないが、われわれはこの二十二日あるいは二十四日に通すというのをわざわざある程度繰り上げようとしてまで協力しているんですよ。われわれが具体的にこれだけ協力しても、そうした具体的な価格にならなければこれはだめですよ。緊急事態宣言ぐらゐ言つたつて、これは何にもならないですよ、そんなものは。価格の決定にはあきらかないですよ、そんなものは。具体的に消費者にこうだという点にまで協力しているわけですよ。ところが、法案は通したはいけれども、それが実行に移されるまでに時間があるというのなら、何もそんなに急いで通す必要はないわけですよ。急いで通すなら急いで通す

ております。私が承知いたしておりますところによりますと、法律というものは、国会で可決せられました後三十日以内に公布するといふたまででございしますが、そんなのききなことは言っておられませんが、それは、できましたならば、私の気持ちには、あすにでもあさつてにでも公布をいたしまして、その公布の日から施行いたします。なお、また、内閣との打ち合わせ、内閣に対する私どもの要望といたしましては、この法律が通りましたならば、直ちに、まあききにしようでもお通しただけですとすれば、明日にでも内閣におけるいままでの石油緊急対策本部というふうなものを国民生活安定緊急本部に切りかえて、そこで総理大臣の談話を発表していただいて直ちに準備に取りかかる。その準備の中には、今回修正がございました、私どものほうで申しますと、審議会の設置がありますから、直ちに審議会設置の手続を進めまして、そこで品目の指定方針あるいは標準価格指定の範囲というものを実務的に進めまして、一日も早くこの法律の最初の段階に踏み出す覚悟でおります。

○竹田四郎君 あなたの話を聞いてみると、一体いつやるのかかわからないです。審議会のつくって各省とやって——緊急事態の宣言なんというの、これは何もあしたに限らないで、きょうやたつていいんです。そんなものは、ただことを並べるだけなんだ。ことを並べた以上は、具体的にきょうからこれをこうします、あれをします、標準価格なら標準価格を店頭掲示しますと、そこまできかなければ緊急事態ではないんですよ。ところが、通産大臣の話を聞けば、通産大臣にも、品目がどんなふうなのか、準備がどんなふうになっているのか、全然わかってない。やっているのかやっていないのかもよくわかってない。こんなことで、一体、いつこれはできますか。こういう品物はこういう価格で買えるんだということが消費者のところに具体的に目で耳で入るは一体いつになるんですか。全然準備が整っていないんじゃないんですか。——いや、あなたには

もういいですよ、あとでまたゆっくり聞きます。○国務大臣(中曾根康弘君) 緊急事態の告示は、これは法律が施行されたらすみやかにやりたいと思つております。一切に優先して早くやって、それから審議会の設置とか、あるいは政令の制定、省令の制定、そういういろいろなものは多少時間がかかりますが、ともかく、事態の認定告示はすみやかにこれを行なう。そして、いまお示しのいろいろな標準価格とか標準品目とか、そういうことはすでにいろいろやっております。やっております。大体われわれのほうの官房では取りまておるんです。だけれども、そういうふうなことを私が名前まで出していつまでどうするかというふうなことがあると、店頭から商品が姿を消すという現象がなきにしもあらずです。そういうこととおそれましてその点は慎重に発言をしておるのであります。

○竹田四郎君 私は、だから、品目はどういう品目をやるかということ聞いていませんよ、一言も。品物は何種類ぐらゐだ、いま仕事の進みぐらゐはどの辺までいっている、こういうことを私は言っているんです。あなた方が全然話をしないというガソリンの一、二、三の問題だつてすに流れているんじゃないですか。だから、それはいずれわかることではありますけれども、また秘密を要することであるかもしれないが、われわれはこの二十二日あるいは二十四日に通すというのをわざわざある程度繰り上げようとしてまで協力しているんですよ。われわれが具体的にこれだけ協力しても、そうした具体的な価格にならなければこれはだめですよ。緊急事態宣言ぐらゐ言つたつて、これは何にもならないですよ、そんなものは。価格の決定にはあきらかないですよ、そんなものは。具体的に消費者にこうだという点にまで協力しているわけですよ。ところが、法案は通したはいけれども、それが実行に移されるまでに時間があるというのなら、何もそんなに急いで通す必要はないわけですよ。急いで通すなら急いで通す

ようなそういう体制が政府側になれば、私もそんなに急いで通す必要はないですよ。ゆっくりやりまじょう。どうですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 政府のほうは、夜も徹夜のような情勢で事務当局はやっております。で、全力をふるっていま政令とか省令とかの案を省内においていろいろやっていくわけでありまして。政令・省令がきまらないうと、品目とかそういうものも表へは正式には出てまいりません。また、一方、品目等につきましても、各原局でいろいろ洗っておりまして、それを官房で総括していろいろの整理をしておると、そういう状態でありまして。○田代富士男君 きょうは質問の時間が小刻みでございまして、質問するほうの立場としては非常にやりにくい質問でございまして。個条的にお尋ねをしたいと思いますから、よろしくお願ひしたいと思います。

異常な物価高騰、インフレの原因は中東戦争をきっかけとする石油危機にその一端があることは、これはだんだんと明確にされてきております。そこで、私は、端的に、努力はされていることは一応認めますけれどもお尋ねしたいことがあります。

第一点は、いま、困った困った、打つ手がないと言いつながら、三木特使がサウジ・アラビア、エジプト、リビア、クウェート回っていらつしやいます。新聞で一部伝えられておりますけれども、通産大臣に對しましてどのような報告が来ているのか、それが第一点でございます。

第二点は、マスコミを通じて二月以降石油削減が解除の方向に向かうとの報道が一部にされております。政府は、来年二月以後にはどのような見通しを立てられているのか、これが第二点。

第三点は、現在輸入してない中南米の石油、あるいはアジア諸国、アフリカの油田等からの輸入について、政府はどのような措置をとられるのか。まず、この三点からお願ひしたいと思います。

○国務大臣(中曾根康弘君) 三木特使は、連日、中東諸国を訪問されて、非常な御努力を願ひまし

て、かなり成果をあげておられるのではないかと思います。現地へ参りまして元首その他にお会いして直接日本の真意を伝え、また、日本の今後の決意も申し上げておるようであります。その成果は著しいものがあつたのではないかと私は思いますけれども、そのこと自体が日本に對する石油の削減などの程度結びつかないことは不明であります。新聞によりますと、やや明るみを増してきたような情報もありますけれども、私らのところには確実にそういうふうになるといふような情報はまだございせん。したがって、今後、外相会議等が行なわれてどういふふうになるか予断を許さないところがありまして、私たちは、事態は深刻になるものであると考えて政策を進めていかなければならぬと思つております。

第二に、来年二月以降いかに。二月以降も同様であると思つております。それからそのほかの国々の油を集めよという御趣旨は全く賛成でございまして、特に一番供給の多いイラン及びインドネシア、この二国だけで五％の油が日本へ来ておるわけなんです。この二国の油によつて日本は息をつないでおる状態でありまして。そういう意味におきまして、けさも私おくれましたのには、ラデウスというインドネシアの商務大臣がこちらへ見えておられて、いろいろインドネシアとの経済協力問題を御相談してきておつたのでございまして。インドネシア、イランが大宗でありまして、そのほかの国々につきましてもいろいろ努力はしておる状態でございます。リビアの原油の問題もその努力の一端であると御承知願ひしたいと思います。

○田代富士男君 きょう、いま、三十分われわれはこの委員会待ちました。その理由は、ただいま、インドネシアの商務大臣と経済問題について話をしつらつしたといふ大臣からの御答弁ですが、石油問題に對しまして大臣がどのように意見を述べられ、どういふような向こうの商務大臣のお考えであつたのか、そのことをお聞きしたいことが第一点。

その次に、これはいさぐ役に立つというわけにはいきませんが、田中総理がソ連を訪問されたときにも問題になりましたシベリアの油田の開発の問題、あるいは日韓閣僚会議でも議題になるかともいわれております東シナ海の油田の開発等に對する問題に對してどのように対処されるのか、この二点について伺ひします。

○国務大臣(中曾根康弘君) インドネシアの關係が見えられましていろいろ相談しましたのは、田中総理が来春行かれますので、その下話に關係したこともございまして、特にけさ伺ひたいときのうちから言つてこられましたのは、日本からインドネシアに供給する肥料、あるいはパイプ類、その他工業製品の輸出契約が減らされては困ると、これは工業再建に非常に支障を来たすと、そういうことで、一々その問題を心配されて来られたのでもあります。これはインドネシアだけに限らないで、肥料なんか一番心配しているのはインドがそうでありまして、あるいはアフリカの諸国がそうでありますし、中国も非常に心配をして異常な関心を示はつております。日本の電力が削減されますと、必然的に肥料の生産が落ちてまいります。そういう場合に、東南アジアや発展途上国は国家建設が挫折するわけでありまして。そういう点で、通産省には非常な危機を訴えて来ておられまして、まあ私たちはできるだけそういう発展途上国に對しては協力いたしますと、しかし、日本国民が削減を受ける程度までは海外につきましてもいかにん願ひすることがあり得るかもしれぬと、何しろ日本国自体がこういうふうに緊急で困つておる状態でございますから、できるだけ努力はいたしますと、そういう線であるという御回答申し上げておる、これが異常に近く多くなつてきておるのでございまして。

それから第三番目のシベリアの問題でございまして、この問題については、わがほうは、積極的ですが、こういう事態があるとなかろうと、日本のエネルギー資源を多方面にわたつて、また、その資源の内容も、原子力から水素の還元に至るまで

多方面にわたつてこれを獲得しようという努力をしておるのでありまして、その一環としてシベリア問題につきましても積極的に熱意をもつて早く解決していきたいと思つております。

○田代富士男君 あとシナ大陸、東シナ海の……○国務大臣(中曾根康弘君) 東シナ海の問題につきましては、来年度はそれ以前に、日本列島の近海大陸棚における開発をできるだけ強力に推進したいと思つております。先般常磐沖で一日五千万立米パーデーという程度のガスが噴出したしまして、いままでは、日本海沿岸には石油やガスはあるけれども、太平洋沿岸にはないという神話がありましたけれども、その神話が破れたわけなんです。したがって、北海道の南から沖縄にかけて、日本列島の東のほうも有望であるということがわかつてまいりました。日本列島のそういう大陸棚なについては、来年度からは非常に力を入れて推進してまいりたいと思つております。

東シナ海の問題については、まず韓国との間に共同開発の問題がございまして、これはいまだ外交的に擧げ折衝しておる段階でございまして、これもできるだけ早く妥結させて、ジョイントベンチャーで開発を開始したいと、そういう熱意を持っております。

○田代富士男君 いまいろいろ努力をして多方面にわたつてエネルギーの資源獲得をやつていきたくて、そういう大臣のお考えでございまして、近々日中貿易協定がきめられようとしておりますけれども、通産大臣といたしまして、この日中貿易協定の中に石油問題を織り込む考えがあるのかないのか。——じゃ、もう一回申し上げますが、いま、別の話を聞いていらつしやう。近々、日中貿易協定が締結されようという、そういうことがいわれておりますけれども、いま申されるところに、多方面のエネルギー資源の確保というので努力していらつしやいますから、この貿易協定の中に石油問題も織り込む考えが通産大臣としてあるのかないのか、その点をお聞かせ願ひしたいと思います。

○国務大臣(中曾根康弘君) 取り扱ひ商品の中に

はもちろん石油も含まれるものでございます。

○田代富士男君 それじゃ次に進みます。
一部に伝えられるところによれば、二十五日の閣議で石油あるいは電力の二〇％供給カットという第二次緊急石油対策がきめられまして、行政指導の形で規制を強化するようという方向に行くんじゃないかと言われておりますが、これは国民にとりましてはたいへんな問題じゃないかと思うのです。だから、第二次規制については、いまさっきもお話が出ておりますが、省令、政令のいろいろ準備は進めてあると。その具体的な内容についていまも質問がございましたけれども、私も納得できないようなことでございまして、そういうどのような省令、政令の内容になるものか、この問題をまずお聞きしたい点が第一点。

それから電力制限でございまして、電力制限がされるということは、石油を不当に買い占めていられるという工場等も、そういう原油があつても、電力がなければこれは買いためしても効果はないという、その効果もあるかわかりません。しかし、それに反しまして、電力制限等を受けた場合の国民の生活に与える影響というのは非常に大きいと思うのです。それで、いま、第一種、第二種、第三種と段階を分けて、第一種は現行どおり、第二種は五％の供給カット、第三種は二〇％の供給カットと、そのようなふうにいまだ検討されているのでございまして、われわれの生活必需品に關係のあるという企業に対するこういう電力の制限ということは私はやるべきではないと思うのですが、そういう点につきまして通産大臣からお尋ねしたい。この二点です。

○国務大臣(中曾根康弘君) 二十五日にきめるというお話でございましたが、いまそういう方向に動きつつあるということで、まだきまつたわけではございません。
まず、電力につきましては、日本の石油消費状況を見ますと、大体、産業が七〇％、それから民生が三〇％、したがって、石油を有効的に節約しようと思ったら、産業を切らないと有効な節

減にはなりません。外国は逆でありまして、民生のほうが多くて産業が少ななのです。でありますから、外国はわりあい民生のほうを切つて、マイカーの節減とかそのほか電力に至るまでかなりきびしくやっております。これは民生の消費量が多いからです。日本の場合は産業の消費量が多いわけでありまして、そこで、十一月の二十日から大口については一〇％カットを始めて、十二月もそれをやつて、約三千キロ以上の二千八百の工場、約十一業種、鉄鋼、電力、石油化学、セメントというふうなものが大口消費者であります。それについて一〇％カットをやつてきたところであります。それ以外、中小企業や農漁業については、御協力を願うということで、そういうような強い行政指導はやりません。ですが、最近の事態になりますと、やはり石油を食うのは電力が大口でございまして、その電力をある程度さらに節減しないと石油の消費量は足りなくなる、そういう情勢でもございまして、産業を中心にして、民生をできるだけ軽くしつつ、そういう方向に案を検討しているというのが現状でございまして、それで、産業につきましては、電気事業法を発動いたしました。また、民生につきましても電気事業法を発動してやろうと思つておりますが、一般の家庭の電力を切るということは、なかなか技術的にむずかしい要素がございまして、それは、交通信号であるとか、病院の保育器であるとか、エレベーターであるとか、デパートの水を降らすスプリンクラーであるとか、あるいは銀行やその他のコンピュータが電気がとまつた場合にどうなるかと、スーパーマーケットのカウンティングマシンがどうなるかと、いろいろ大小むずかしい問題がありまして、そういう問題について技術的に解決するのに多少時間がかかる予定でございまして、だから、民生のほうはおくれないと思つて、やるにしても、そういうような配慮を行ないながらいま検討を進めておるといふ状態でございまして、

○田代富士男君 いまも大臣のお話の中でちよつと出ておりましたが、マイカー規制の問題についてお尋ねをしたいと思うのです。
マイカーの定義についてまずお尋ねしたいんですが、この点が第一点です。だから、自動車自身を何をもちつてマイカーであるときめるのか、一体それをだれがきめるのか、どのような形で区別されるのか、その定義、その点を明確に。マイカーを規制するとおっしゃるのはそれはけっこうでしよう。しかし、何をもちつてだれがどのような形で区別をするのか、また、それを判断する定義は何であるか、まずこれをお聞きしたい。
それからマイカー規制がだんだんときびしくなつてくる。二月以降はだんだん深刻な状態を迎えなくちゃならぬと大臣もいま申されました。そういう場合に、政府は配給制を実施するのか。そうなりますと、戦後横行したやみ行為によつて正直者がばかみするようなことになりまして、そういう考えを持つていられるのかどうか、その点につきまして、二点です、お尋ねしたい。
○国務大臣(中曾根康弘君) マイカーの定義は非常にむずかしいのでありまして、これは運輸省にきめていただかないと、自動車の種別というものは大体運輸省の系統の法令で定められておるようであります。まあ、私ら常識的なことしか考えられませんが、もちろんトラックとかそのほかの営業車は除く。それからバスのような営業車はもろん除く。つまり、大衆交通手段というものは除かるべきである。それからいわゆる白ナンバーの自動車にいたしまして、これがいわゆる自家用車ということになります。その中でもたとえばお医者さんとか弁護士とかあるいはお産婆さんとか、それが業務用に使われているものはマイカーの概念からは離れるのではないかと、こう思つて、じゃ一体何がそれに当たるかというところ、大体、セカンドカーとか、あるいはそういう業務用に使われない場合でそれを規制する場合の対象になると、主としてレジャーとかお使いとかそういうようなことが当たるのではないかと。その辺は、私、専門家ではありませんから、国民の常識的な判断

をもとにしてきめたいのではないかとこのうに思ひます。

ガソリンの配給制は、法律の第十一条、新法の十二条になりますが、これであるわけでありまして、けれども、なるだけやりたくないんです、正直に申し上げると。で、われわれのこの法律の構成が、第一段階は行政指導的措置をやつて、そしてどうしても事態やむを得ざるという場合にその重要な第二段階、十一條における割り当て、配給に入る、そういう仕組みになっております。でありますから、かりに第一段階にいたしまして、これは国民の権利義務を拘束する重大な法案ですから、なるだけ国民の権利義務を政府が委任を受けて政令等で行ふことは慎みたい。そして、できるだけ平常状態を維持させる体系が民主的で好ましいと思つておるのです。だが、しかし、どうしてもやむを得ず国民が平等に公平な扱いを受ける、そういうような公平と正義を実現するためにはやむを得ないという場合にのみ限つてこの法律は発動するべきである、そういうふうな考えをしております。したがつて、割り当て、配給というふうな第二段階の措置はできるだけ避けたいと思つておる。しかし、態様によつてそこへいかなければ公平と正義が維持できないという場合には、その用意もしなければならぬと思つておりますが、いまガソリンを切符制にするという用意はまだしてありません。

○田代富士男君 いま、通産大臣が、運輸省の關係だからマイカーであるかどうか明確にはわからないと、お医者さんあるいは弁護士、お産婆さん等はこれは最優先すべきであると、そうおっしゃいますけれども、これは、見分けが、高速道路に入るときに、あなたはお医者さんですか、あなたは弁護士ですか、あなたは何で行くんですかと、これは一言言えるかというわけですね。規制された場合、たとえば急病人が出た、あるいは危篤のような状態ができた、そういう場合は、いま申されたように、セカンドカーであつたらうと何であつたらうと、そういう場合はもうそんなことを言つておられな

いんです。これは規制された場合に生命にも及ぶようなことが起きてきた場合にはどうなるか。いまださても、日曜日だとかそういう場合に緊急病院へ患者さんを連れ込んでみてもええない、そのために死亡した人だつてずいぶん出てきておられます。いま、抜ける道は国民に常識的に判断してもらふ以外にないということですが、マイカーの規制をするならば、緊急事態にはこのようにやりますというそのまでの配慮をしてやらないことには、これは片手落ちのマイカー規制になるのじゃないかと思うのですが、この点はどうでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) もちろんそのとおりです。お産の場合とか、病人を運ぶ場合とか、親の死に目に会いたいとか、いろいろなケースはあるんです。ですから、そういう場合にどうしたらいいかということは目下検討しているところであります。

○田代富士男君 目下検討中で、これはまさに実施されようとしているわけなんです。だから、まだ時間があるならば目下検討中で準備に力を注いでもらいたい。しかし、実施をしようというときに、目下検討中、そういうあやふやであるならば、もっと慎重にこの法案は取り組んだほうがいいのじゃないかと思うのです。この間答をやっていたら時間が来ますからできません。これだけでも結論を出さなければならぬ問題だと思つたのです。マイカーの皆さんからいって、これはおそろくもつと聞いてもらいたいでしょう。それと同時に、また、全国の皆さんが心配していることは、石油危機が深刻になっている事態に、今度の税改正で二〇%の揮発油税の引き上げがなされようとしておりますけれども、そういうことになりましたと、ガソリン値上げの口実を与えるようなことになると、一般の石油製品に波及するおそれがあるわけなんです。今回はこういう揮発油税というようなのは減額すべきじゃないかと思いますが、この点はどうでしょうか。経企庁長官ということですが、

通産大臣、お願いしますよ。
○国務大臣(中曾根康弘君) こちらの所管ですから……。

○田代富士男君 いやいや、経企庁長官にはあとで聞くようになっていくから、通産大臣の考え方を伺いたい。

○国務大臣(中曾根康弘君) 税法の改正にあたりましては、できるだけ物価抑制ということが維持できるような税法の改正が好ましいと思つております。特に営業関係の問題につきましては、できるだけ慎重に扱うことが好ましいと思つております。この点は経企庁長官が主管でございますから、経企庁長官にお尋ねをお願いいたします。

○田代富士男君 じゃ、これは午後経企庁長官だそうですから、時間切れというふうなことになるので、すくなくとも、いまの配給制にしましても、通産大臣ね、これをやるともやらぬとも、いまのところやりません、しかし、けれどもということばがひつかかるんです。このけれどもということばが、これが国民の不安をわかつている根本じゃないかと思うのです。現時点では結論が出ない、けれどもというこのけれどもにつきましてもほんとうはお聞きしたいんですけれども、時間があります。次に進みます。

いま審議をされておりますこの生活安定法案のまず標準価格の算定の根拠についてお尋ねをしたいと思います。——いや、通産大臣、鉄鋼関係のこと聞きたいと思つますから、逃げずによく聞いてください。価格が著しく上昇するおそれのある物資を指定しまして標準価格を定めることにしておられますけれども、現実の問題として標準価格の決定の際に何が標準になるのか。だから、物資を指定しまして標準価格を決定する段階ですでにそれらの商品というものは高騰しております。ここで具体的な例を述べようと思つましたが、時間がありますから省略しますが、御存じのとおりです。とするならば、標準価格自体はその時点の価格に左右されるものになるわけなんです。そうしますと、法案の趣旨というものは満たされてな

い。だから、本法案の提出それ自体ですでに生活必需品のかけ込み値上げが現在行なわれていることが、実施された調査において明確にされているんです。だから、標準価格を設定する場合は、指定物資の生産業者のうち、最も生産性の低い企業のコストに基準を当てざるを得ないようになるのじゃないかと思うんです。そうなりますと、コストが大企業ほど利益幅が大きくなりますし、価格は表面上安定している状態になりますけれども、大企業に有利なそういうような経過をたどっていくのじゃないかと思うのです。具体的な例をあげますと、鋼材の場合、新日鉄の生産量と他の大手企業のコストでは、大体一五%の差があると

いわれているわけなんです。そうしますと、今度は大企業と中小零細企業との間のコストの差というものは想像にかたくないものがあるわけなんです。この場合、標準価格の設定というのはどのようになされるのか、この鉄鋼を例といたしまして、通産大臣、いかがでございますでしょうか。経企庁長官には午後ゆっくりお尋ねいたしますから、通産大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思います。そうなりますと、生活安定法案については、標準価格の設定が高値安定をもたらしまして企業安定法案にならぬかというそういう批判があるわけなんです。そういう場合、通産省としてはそういう企業相手のいろいろの所管を持つていらつしやるんですから、大臣として物価問題に対してどのように取り組まれようとしていくのか。

それから時間もありませんから続いておりますが、標準価格の指定について第四二条二項では標準価格を元売り価格と小売り価格について定めることにしておりますが、これは今度プロパンガスを例にあげます、通産省に關係がありますから。プロパンの元売り価格が七十円上昇したのに対して小売り価格が五百円上昇している。そうすれば、十キログラムのボンベを例にとつた場合、最終小売り業者の五百円値上げをどのように処理する考えで標準価格を決定するのか。それだけではだめだと思つたのです。だから、おのおの

の流通段階での標準価格の決定が行なわれなければ有名無実化するおそれがある。だから、プロパンガス、あるいは石油についての流通段階での価格をどのように定められるのか。この二つの問題につきまして通産大臣からお願いしたいと思つた。

○国務大臣(中曾根康弘君) まず第一に、標準価格の決定でございますが、標準価格を決定しようとするときは、その当該品目の値が上昇を始める、そういう危険性が出てきたときに、頭を打つてその上昇を食い止めよう、そして正常化に持っていく、そういう意図でやる場合が多いと思つた。そういう意味から、やはり過去の安定していた時代の値段というものを基準にして、そしてその後もし価格上昇が来たとなればその上昇し始めるというふうな場合に生産費とか原価関係がどういふふうな動きであるか、そういう資料を求め、それから将来の見通しがどうであるか、需給関係がどうであるか、そういうような判断も加えて、そして、できるだけ物価を抑制し、上昇を抑える、そういう意味で標準価格は決定されるというのが普通であり、われわれはそういうものであると思つております。それで、これは物価統制令によるマル公と違ひますし、指定標準価格ともまた違ひます。そういう意味において、マル公のような場合なれば、これは原価計算を厳密に行なうという形になります。物価統制令の場合になつてしまひますれば、これはそうじゃない、その以前の段階の措置でございますから、ある程度行政裁量、行政判断の余地がかなりあり得ると私は思つた。

先般、灯油の値段をきめるという際にも、灯油が上がつてきてはいかぬと、そう思ひましたから、九月における卸売り値平均キロリッター一万二千八百円というものを基準にいたしまして、そして、その後の大体の利潤の適当な大きさ等々も勘案して、そしてあのときにはかなり業者は泣きまして最後まで反対しましたけれども、こういうときは小刀できれいにやるよりも、なたでぶつた切

るときである、政治的決断で上昇を食い止めな
きやならぬ、そう思つて強行してやったわけだ
でありますから、いろいろ初めは混乱が起きま
したけれども、現在の時点はわりあいに鎮静化し
て、そして三百八十円がすそ広がりになってい
るという状態になってきたわけでありまして、
プロパンの場合も大体同じでありまして、プロ
パンの数量は下期において需要と供給が合わ
ない、需要が五百万トン以上とあるに對して、
供給が四百六十七万トンでした、その程度であ
るわけですから、工業用のプロパンを一部切つ
て家庭用にいま回しているというのが現状で、家
庭用だけは何とか合わせるようにしたいと思つて
努力しております。そういう形勢を見て十キロ五百
円、千八百円というものが出てまいりましたから、
そこで、先制攻撃的に、いままでの八百円とか九
百円で売っておつたものは三割上げはよろしい、
しかし最高千三百円とまり、北海道は千五百円ど
まりということ、これも業界を説得して、これ
はかなりきつい線でありまして、それで強
行したわけですね。大体、プロパンの値段は非常
にいま上がっておりまして、メジャーズからメー
カーたちは二・八倍ぐらいの値段を要求されてき
て一月から上げざるを得ぬという情勢にあつたわ
けです。この間、家庭用のプロパンその他のLP
ガスのものは半分は輸入ですから、いま世界じゅう
で売り出して買えるものをできるだけ買ひあさ
ろうと思つてやらせましたけれども、太平洋を
走っている油送船の中で一万キロリッターないし
二万キロリッター売つていいというのが入りまし
た。幾らだと言つて聞いたら、いままでキロ二十
五ドルであつたものが二百ドル以上という高値を
吹かけてきておるのです。そういうように、いま
や世界的に不足でありますから、足元を見られ
て高い値で来ようとしてきておる。そういう情勢
を見て、来年三月までもたせなさいかぬ。そう
いう意味で、いままでの売つた値段の三割増し、
最高千三百円というものを三月までもたせるとい
うことは、實際は業者にとつてみればかなりきつ

い線もあるわけですね。しかし、平均的に考へてみ
てそうせざるを得ないから、なたでぶつた切ると
いうのはそういう意味で、政治的決断でやったわ
けであります。
標準価格というものもそういう性格のもので、
過去に安定していたある時期の値段というものを
基準にして、それ以上の便乗値上げは許さない、
そういう関係に立つてある程度市場機能、流通機
能も円滑に動かしながらやっていこう。そのかわ
り、政府の指導に對して業界に協力を求めて、そ
れに違反したものは供給停止をやる。そういうよ
うなことで協力を願つて円滑に進めようとしてお
るわけでありまして。
○前川旦君 私は十分はいただきましたので、
簡潔に二つ三つ通産大臣にお尋ねいたします。
その第一は、品物の標準価格は指定されますが、
質の低下をどうやって食いとめるのか、その方法
をお考えなのか。たとえばトイレットペーパーを
かりにするもしましたら、調べてみると五十メー
トルが四十メートルしかなくなつたとか、あるいは
品質を落とす、あるいはプロパンガスなんかであ
ると量目不足を来す、そういうことも起こるだ
ろうと思ひますが、この点についてどういふう
に押さへ込むのか、これが一つ。

もう一つは、そういうような場合にも課徴金を
取る対象になるかどうか、これがまず第一点であ
ります。
○國務大臣(中曾根康弘君) 質の低下、質を落と
すことは許しません。われわれがやっておる現在の
指導価格、あるいは標準価格というものは、一
定の規格について言つておるので、ある商品群の
中であるメルクマール的なものを取り上げて、何
メーカー、質はどれ、それは幾ら、そういうふう
に規定しておるのでありますから、質を落とした
り、メーカーをすぐ下げたりすることは許
しません。
それから第二問は何でございましたか……。
○前川旦君 事実そういうのがあつた場合、課徴
金の対象にしますかということですが、質を落と

たり量目を落としたりする場合ですね。
○國務大臣(中曾根康弘君) 指定標準価格にし
て、そしていまのような暴利をむさぼる、便乗的
な行為を行なうという場合には、もちろん私は
ひつかかるだらうと思ひます。
○前川旦君 課徴金の対象になさるということ
ですね、そのように理解いたします。
それでは第二、トイレットペーパーのあのパ
ニックのときに、緊急輸送をして緊急に對策をと
られましたね。あれが非常に鎮靜に役立ったと思
ひます。私は高松市ですから夏にたいへん水不
足を経験しましたが、あれは水の流通がとまりま
した。一日三時間、それも満足にいかない。その
場合、私も手伝ひまして給水車でずっと配
つて歩いたということなんです。つまり、流通のパ
イプスを固定的につくる必要があるのではない
か。大臣はどうお考えになつていらっしゃるか。よく言
れておりますのは、おそろくいま流通過程におけ
る物の備蓄というのはいへんなものであるとい
うふうになつておられます。それから標準価格
がきめられ、あるいは特定標準価格がきめられた
場合に、品物が消えるという危険がありますね。
ですから、そういう場合に、流通のパイプスをつ
くつて、政府が物を出荷命令で出荷さす、それを
緊急輸送する。で、窓口をつくる。その窓口は契
約した店舗であつてもいいし、地方自治体とタイ
アップして公的な窓口をつくつてもいいし、そう
いう流通パイプスを固定化するのが非常に私は有
効だと思ひますが、そういうお考えがあるか
ないか。

○國務大臣(中曾根康弘君) それは事態によつて
一つの適切な措置になり得るだらうと思ひます。
先般トイレットペーパーを緊急輸送いたしました
ときも、普通の小売り店からかなり苦情が参りま
して、特定のスーパーだけに出した、これはけし
からぬ、なぜいままでの流通経路を尊重しないの
か、かといふことでございしましたが、あのときは一種
のパニック状態で心理戦争の状態でありましたか
ら、スーパーで起こつた問題についてはスーパー

でがささり持つていつて、そして心配をかけない、
安心しないといふことを見せるために、いまま
での流通経路を多少カットいたしましたしてスー
パーにがさつと持つていつたのであります。だから、
これは一種の心理戦争をやつておるわけでありま
すから、事態によつてはそういうことも考へてい
いと思ひます。
○前川旦君 私は、特定のスーパーあるいは特定
の小売り店と契約するといふのは、いろいろ問題
もあると思ひますが、ですから、地方自治体
などと話し合ひをして公的な窓口をつくつて、パ
ニック状態になつたある特定の時間を限つて、そ
こへ緊急的にどんな品物を持つていく。そこへ行
けば、ひとり砂糖であらうと何であらうと、ある
程度の量は自由にもとの安いままでの価格でいつ
ても買えるという形をとる、そういうようなことを
固定化するべきであると思ひます。ですから、地
方自治体とのタイアップといふことは考へてい
らっしゃいますかどうか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 地方自治体には非常
なお力をお願いしなければいけないと思つており
ます。ただ、全然抜きの知らないしろとが公的
団体として窓口になつても、なかなかうまくこれ
は扱えるものじゃありません。設備であるとか、
取り扱ひの慣習とか、いろいろございします。であ
りますから、やはり既存の流通経路を活用する
といふことが最も賢明なやり方で、コストもその
ほうが安いと思ひますが、事態によつては、直接
学校の庭でやるとか、地方団体がやるとか、そう
いうことも考へていいと思ひます。

○前川旦君 私は、全然流通がとまつて給水活動
をやつた経験がありますから、やれると思つてい
るんです。
では第三、標準価格あるいは特定標準価格がき
められて、それに違反して売つておる店がある、
その場合、それをどの機関が摘発していくのか、
これはたいへんむずかしいことだと思ひます。あ
るいは国民の通報に期待しているのかもしられ
ないけれども、へたに通報すると、今度は売つてくれ

なくなりすから、なかなかそういうことは一般の人にはしません。もしするとしたら、一〇番へでも電話してというふうなことになるかと思う。そうすると警察が出てくる。警察がしょっちゅう取り締まりに出てくる、これは私はいへん困ったことだと思ふのです。そういうことが定着します。ですから、この特定標準価格あるいは標準価格を定め、違反を摘発する、その中に警察権力を介入したくないと思ひますが、その点のお考えはいかがですか。

○政府委員(小島英敏君) たてまえといたしまして特定標準価格及び標準価格に対するチェックの機能というものを都道府県に委任をいたそうというところで現在進めております。したがって、小売りの店の場合ですと、大体都道府県がチェックをいたしますし、それからより上の段階と申しますか、卸あるいはメーカー等の段階で各県にまたがるような企業になりますと、これはその物資の主管官庁の地方支分部局の職員が当たるということになると思ひます。

○前川君 いまのは公式のいつもあなたが言っておられることなんです。警察が出てきて取り締まるというふうなことは望ましくないのです、そういうことは一切やらないとか、何かそういう方針があるのならはっきり言ってもらいたいということなんです。私は警察との関連を言っているんです。

○政府委員(小島英敏君) 特定標準価格をこえます場合には、これは課徴金の対象でございますから、いまのような行政的な対応で処理するわけでございます。ただ、法律の解釈といたしまして先日にも申し上げましたけれども、特定標準価格を相当上回って売りましたような場合には、これは物統令の九条の二とかあるいは十条とかというものの適用があり得るわけでございまして、こういう場合には警察が入るといふことがあり得るといふふうに思っております。しかしながら、なるべくおっしゃる通りに、そういうケースはレアケースにいたしたいというふうに思っております。

○工藤良平君 私は物価の委員に臨時に出てまいりましたのであまり専門的なことはわかりませんが、たいへん緊急な重要な問題でありますから、私なりに勉強しながらぜひこれは所管の大臣にいろいろとお聞きしたいと思つておるわけですが、先日からのいろいろ調査をまいりまして、私もこゝ一週間かん詰めてこの法案の議論をやつてまいりまして、物の流れ、それから価格の動きというものをいろいろと検討してまいつたわけですから、どうも不可解でなりませんのは、各段階で、たとえばメーカーのところへ行つてみますと、けつこう品物はある。しかし、別にそれが買いためや売り惜しみをしているという状況のものではありません。卸の段階に行きましてもそういう状態なんです。ただ、残念なことに小売りの段階に行つてみると、それが品物がなくて二倍、三倍というふうなたいへんな高騰という状態が起つておる。国民の多くの皆さんが一体これはどうしたところだろうかという疑問からたいへんな大きな問題が起つてきておるわけですから、私は今回の物価の上昇の非常に特徴的なことが一つあると思つておるのですが、それは卸価格が非常に暴騰しているということ、全く。この点について、通産大臣は、それは一体どこが原因なのか、まずそのことを私はお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 最近の卸売り価格の上昇は、国際的要因が非常に多いと思ひます。かつては四〇〇程度であったといわれますけれども、私はもう五〇〇、六〇〇ぐらいが国際的要因ではないかと思ひます。つまり、原油価格の上昇、それに伴う電力関係のはね上がり、あるいは生産縮小に伴うコストアップ、そういうようなものが連鎖反応を起こしまして、そうして思惑等も多少入つて卸売り物価が全面的に上がつてきつたおそれ、そういう状態ではないかと思ひます。

○工藤良平君 確かに、いまの特にこの十二月になりましてからの異常な上昇ですね、さつき竹田委員からもお話がありましたように、けさの新聞を見ましても、十二月の上旬だけでもこの十日間で三・五%も卸売り物価が暴騰しているというところが報道されております。これは確かに石油の輸入の状態が非常に悪化してきておるし、価格の問題でも悪化してきておることは私もわかります。しかし、現実に今日まで入つてきていず石油の価格というものは、それだけ上がつておるわけですか、その点はどうなんですか、お聞きをしたいと思います。

○国務大臣(中曾根康弘君) 大体、丸棒にしても、あるいはセメントにしても、十月から十一月の初めくらいまではわりあい安定しておりました。で、われわれは、やれやれこれだと思つて、それでそういう意味もありましてこの緊急対策措置をできるだけ早しておくらせようと、それによつて卸売り物価の安定を定着させようと、そう思ひまして、外国に比べてわれわれのほうが発動が早いといわれましてけれども、日本のそういう特殊事情がありますから、国会開会の日も見当も見つつ措置を研究してきたわけでありまして、ところが、十一月に入りましてから電力制限等が入りました。そうすると、一番電力を食う鉄鋼、石油化学、セメント、そういうようなものが電気のカットを食ひましたから、電気のカットを食ひますと一番響くのは、たとえばセメントなんかです。セメントなんかは、たぶんコストの中における電気の占める量はかなり多い。石油化学も同様であります。アルミなんかもそうです。そういうものがやっぱ原価にびつと響いてきて、生産の量は減る、原価は上がる、したがって、出てくる商品の値が上がる、そういう現象がふき出してきつた。それが今度の卸売り物価の値上げに出てきたのではないかと、そう思ひます。

○工藤良平君 石油が現実には値上がりをして入つてきた量、それから時期というものはごく近々のこととあります。その後、契約したものがまだ日本の港に着いておるかどうかというものは私ははつきりしていませんけれども、これはいずれまだ着いておるかという状態ではないかと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 石油の値段は、原価

うのです。そうすると、今日までの石油の状態というものは、必ずしも高いものが不足しているという状態ではない。しかし、将来これが二割あるいは三割という削減が行なわれ、さらに価格が上がるという状況を予測しながら卸売り物価というものが急激にやばり上がつていくということではないだろうか、現実のいまの異常な値上がりというものは、それは、はつきり申し上げまして、思惑というところによつて動いておる。これは現在の日本の経済というものは自由経済ですから、どの程度押えるかというものは問題でありましようけれども、しかし、そういうものが繰り返されていくのではないかと、こういうことが私は非常に心配されるのであります。したがって、この委員会にかかつておきます国民生活安定緊急措置法案の中にそれを何とかして押えたい、押えるためにどうするかというところで議論を私も進めてきておるわけですが、私はあとでまた別の原因についてはお話をしますけれども、それじゃ、この思惑買い、あるいは便乗値上げ、買い占め、そういうようなもののおそれがある、そういうものを予測としてどんな国が出ていくかということ

は、物価の上昇を押えることになるのか、逆にそれが火に油を注ぐという結果になるのではないかと、私はこの両面があると思ひます。したがって、そういう非常に心配があるし、議論の中でも審議会で審議をする場合にそういうものを審議会にかけるということは問題があるのではないかと、そういう議論も出てきているわけですが、そうすると、そういうことでそれじゃ全然審議会が必要ないということになると、これはまた問題であります。それから、きわめて思惑買いのしかも買い占めが行なわれるというものは原則的にこの審議会に全部かけるというふうなお考えを持つておるかどうか、そこら辺をちょっとこれは商工委員会との関連もありましようけれども私は聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 石油の値段は、原価におきまして六月のO A P E Cの会議で

上がっております。それからたぶん九月にまたOAPPECの会議で上がったと思うのです。それが最近になってさらに入札その他の価格で暴騰してきておる。そういう現象ですから、いま入っているものはもちろん、上がった原油は、年度当初から見れば上がった原油が入ってきているわけで、それらがみんな原価に加算されておる状態であります。その上がりの激しさというものが最近非常に激しいと、そういうことであるといわれるので、それが来年の二、三月ぐらいいなるとみんな入ってくると思えばかなりの上昇が見込まれると、そういうことを非常におおせているわけでありま

それから審議会にかけることでございますが、これだけ重大な法案でありますから、できるだけ事前に審議会にかけることは望ましいと思います。ただ、非常に緊急を要するもの、あるいはさらにそれを出すことによって商社や大企業の活動が始まって思惑買いか何かで消費者が困るといふようなもの、そういうものについては出さぬほうがいいと、そういうように思いまして、いまの原則でできるだけこの審議会にかけるといふ方針を進めていきたいと思ひます。

○国務大臣（内田常雄君）　ちよっと工藤さんに私
は資料だけ簡単に申し上げておきます。

日本銀行発表の卸売り物価、十二月月上旬十日間だけで工藤さんがおっしゃったように三・五％の上がつておりまして、私どもも予期しないこととははなかつたんですが、非常に実はショックを受けております。その三・五％というのは総平均でございしますが、そのうちで何が多く上がつているかと、いうことを数品目申し上げますと、まずパルプ、紙、同製品が一四・四％、非鉄金属が五・五％、それから化学製品が一〇・三％、石油、石炭、同製品が五％等々でございます。ところが、国内と、いいいますか、輸入も国内製品も含めた国内の卸売り物価の総平均が十日間では三・五％上がつたのんですが、この日銀の資料そのままで輸入品はどのくらい上がつているかという輸入品だけのものを

申しますと、輸入品は、なんとこの十日間で七・

一%上がっております。ちょうど国内総平均の倍上がっております。そのうちで国内が全体で三・五%ですから、それより超過するのを見ますと、まず鉱物性燃料、これはまあ石油なんかがおもだろうと思いますが、これが一八・六%十日間上がっております。それから金屬が九・九%上がっております。木材、同製品が四・三%上がっておりますというようなことでございまして、私どもは決して逃げ口上や責任ののれをいたすつもりは毛頭ございせんけれども、いまの段階では相変わらず輸入品の値上がりというものが国内の卸売り物価の総平均よりも非常に高い割合で上がっております。それを前年の同月同旬に比べますと、輸入品はなんと三二・六%上がっておりますわけでございまして、ここに他の資料はございせんが、私の記憶に間違いなければ、卸売り物価の値上りのうち輸入品の値上がりによって押し上げられておる部分が四十%がまた今月の上旬もございしました。しかし、これは世界じゅうが日本と同じように緊急物価対策あるいは総需要対策をとっておりますので——石油そのものは別です。これはどう問題が解決するか。ただ、問題が解決しても石油の高値というものは残る部分があるのかもしれませんが、しかし、國際的にも私は物価鎮靜の方向がやがて見られるのではないかということをも期待しながら、当面はこんなに輸入物価が上がっておりますだけを資料を申し上げておきます。

○工藤廉平君 特にこの秋以降の異常な卸売り物価の上昇については、私も、石油事情からいわけゝる海外要因によるものが非常に大きいということとはわかります。しかし、それ以前の問題ですね。ここ一年間の物価の上昇の状態というのを見てみると、まず土地が上がり、大豆が上がり、木材が上がり、セメントが上がり、こういうことで逐次上昇しながら日本の物価高というものを作り出してきている。それが今度の石油問題がさらに加わってたいへんな異常な事態になった。そう

すると、それじゃ石油以前に大幅に上がってきたその原因は一体何なのか。總体的に品不足ということがいわれておりますけれども、それじゃいま上がつた大豆やセメントや木材、こういうものが需要と供給の関係においてそれだけ極端な一七〇%も一八〇%も卸売り物価が上がるような状態というものはなぜ起こってきたのか、石油以前の問題を私はひとつお聞きしてみたいと思うのですが、その点については、通産大臣、どのようにお考えでしょうか。

○國務大臣（中曾根康弘君）　これは日本のことしの物価騰貴の現象を見ますと、初めは去年來の過剩流動性あるいは景氣の高揚というものが響いて纖維その他の思惑買いが入りましたが、三、四月ごろからは食糧不足、特にソ連が二千万トン近くの食糧をアメリカから買い付けたと、そういうような食糧不足を導因として國際的な物価が一斉にはね上がつてきて、大豆そのほかの現象があつてききました。そういうことで、そのころから國際性が非常に出てきたと思うのです。その次に、夏になりますと、石油化学の爆發であるとか、水の不足であるとか、そういうものが加重されてさらにその上昇は拍車をかけられた。そして、八月三十一日の公定歩合の第四次引き上げごろ、ようやくそれが鎮靜しかけて、ある水準に落ちつこうとして、九月、十月は卸売り物価の上昇力が下がってきたわけです。そこへ石油危機が起こりまして、またぐつと上がつてきたと、そういうことであると思います。

○工藤廉平君　そういたしますと、前段の物価の高騰というものは、国際的な品不足から特に食糧を中心にして起こったと、木材やセメントがかななけり上昇を続けておったわけですけれども、この点については、国内における極端な需要というものが起こつてきたのではないか。その点についてはどうお考えですか。

○國務大臣(中曾根康弘君)　木材、セメントは、四、五月ごろからはやや安定に入つてきたと私は思います。九月、十月ごろまでは。それが、さつ

き申し上げた石油等の要因に基づいて、十一月ごろからごそごそ動き出したと、そういうように思っています。セメントが上がる気配を示してきたのは、最近の十二月に入って石油カットが非常に響いてきたと私は思います。

○工藤良平君　それじゃ、そうおっしゃるならばセメントをとってみましょう。昨年十二月が一〇・九、それから一一・〇、一一・一、一一・三、一一・七と、毎月じりじり上がつてきてゐるわけです。セメントの場合には、一ぺんも下がつてゐないのです。じりじりじりじりと上がつて、実は石油問題が起きます。七、八、九あたりをとってみましたが、もう、そう極端な上がり方ではなくて、やはりじりじりとした上がり方を示している。ここには一体どういふ問題があるのだろうか。いわゆる外的な要因だけでものを考えていいのか。もちろんそれが相当な部分を占めているということは事実なんですけれども、もう少し踏み込んでその問題を考へてみると、これは私は通産の關係に非常に大きな影響が出てくると思ひますけれども、いわゆる大きな企業の蓄積様式の中に非常に大きな問題があるのではないかという指摘がかなり強く指摘をされてゐるわけでありますが、その点についての通産大臣の考へ方をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(中會根康弘君) セメントのようなものは蓄積しておくことができないものなんです。あれは、生コンでもつくつたらすぐ運んで行つて現場で使わなきゃならない。バラものの袋ものは多少蓄積できますけれども、あまり置いておくとかたくなっちゃって使えなくなる、そういうものがありますから、一番ストックのしにくいものはセメントで、あれは自転車操業みたいにぐるぐる回つて動いておるものであります。

それで、需給関係を見ますと、四、五月ごろ、私の記憶では、前年度の繰り越しで不足分が百五十万トン程度ありまして、それからそれを緊急増産させまして、六月末から七月ごろに大体需給が合い見合ってくる、そういう計算であつたように思ひ

ます。そして八月、九月ごろはわりあい安定の時期に入つたのではないかと、そういう記憶がございます。それで、秋口になってこの石油問題が起きてからまたぐと上がつてきたと、そういう現象であるだろうと思ひます。セメントのような場合は、ストック問題という問題はあまりないのじゃないかと思ひます。

○工藤良平君 これは、私の引き方が時間がないものですからたいへん飛び過ぎて申しわけないのですけれども、セメントの場合には確かに私はそういう点が言えると思ひます。ですから、セメントの場合には、極端な列島改造論に見られるような需要を非常にあおつていった要因、私はむしろそこのほうが大きいと思ひます。需要から価格の上昇というものを追つてみると、ただ、セメントの場合にはそういうことが言えますけれども、全体的にいまの卸売り物価の長期的な傾向が消費者物価を押し越して上がつてきているというのには、巨大な資本の蓄積様式に非常に大きな影響が全体的に見えてゐる。これは、ある資料によりますと、特に企業の中で原材料貯蔵品、こういうもののたな卸し資産というものが傾向的にずうっと低下をしていっているわけですね。そうすると、いま言う国際的な問題とかいろいろな要素によつて価格が変動が非常に激しく行なわれながらいく。しかも、原料の貯蔵とかあるいは貯蔵品そのものが年々低下をしておりますから、これは回転がよくなりますから、企業というものは確かにうけは大きくなると思ひますけれども、そういう産業構造というものが極端につりかへられてしまつてゐる、そのものがやはり現在の物価上昇の非常に大きな一つの要因になつてゐるのではないかと、この点について私は根本的な検討というものを加えていく必要があるのではないかと、気がするのですけれども、セメントの問題はこれは別問題といつたしまして、全体的な傾向として私はその点をお聞きをしたい。

○國務大臣(中曾根康弘君) 大体、大企業という

ものは装置産業が多いわけですから、操業度が非常に影響する。操業度がフル・キャパシティで動いていけば、原価はかなり下がる。しかし、操業度が、水が足りないとか、鉄鋼なんかの場合、この夏そこでございました、あるいは一部の資材が不足するとか、あるいはプレートが上がつてくる、これはプレートがかなり上がつてきてゐたが、そういうようなもので原価が高くなるという現象をこゝろは非常に受けたのではないかと、そういうふうに私は思ひます。

もう一つは、やっぱり賃金の問題があるのじゃないか。春闘以来の大幅ベースアップというものがやはりコストの中ではかなり大きく響いてきておるのではないかと、そういうような気がいたします。

○工藤良平君 賃金の問題に絡めてきたので、入る予定はありませんでしたけれども、それじゃ、ことし賃金は何%上がりましたか。それがそれじゃコストの中で何%影響して今日のような卸売り物価の非常に高騰を及ぼすという状態になりますか。賃金はもちろん私は一つの要素ではあるといふことには間違いないと思ひますが、このよう大幅な上昇の要因になりますか。その計数をそれじゃ言つてください。

○國務大臣(中曾根康弘君) 私はいま手元にその数字を持っておりませんが、それがメインの理由であると思ひます。しかし、賃金の問題も一つの要素として考えなければならぬ問題ではないかと、そういうふうにも申し上げたのであります。

○工藤良平君 それは聞き捨てならない。それじゃ、あなた、数字をはつきり出して下さい。私はそれを聞き出さなければ質問できませんよ。あなたがそう言つたのですから、それじゃ、このような異常な高騰が起こつたその中に一体どれだけの要素があつて上げなきゃならなかつたのか、はつきり示してください。そういうことをおっしゃるなら。

○國務大臣(中曾根康弘君) 先ほども申し上げましたように、操業度という問題が一番大きいと思

います。それには水の問題とかその他が非常にあつたと思ひます。それから海外要因としてプレートの問題とかあるいは海外から来る原材料の値段が非常に高くなつた。特にこれはレアメタルの場合が非常に激しいのです。銅や、その他の問題が。そういうような問題がメインであるとは思ひますけれども、賃金の問題も関係ないとは言えないと、そういうふうに最後に付加的にこれは申し上げたので、賃金がメインの原因であると申したわけではございません。

○工藤良平君 その点は、はつきり賃金はメインではないと。それじゃ、最初の考え方と若干違ひますね。

○國務大臣(中曾根康弘君) いや、同じことを言つてゐるのです。

○工藤良平君 それは違ひますよ。ぼくはそういうふうにとれませんでした。それは一部の要素であるといふことは間違ひありません。それはだれも否定しませんよ。

○國務大臣(中曾根康弘君) 一部の要素であるとして申し上げました。

○國務大臣(内田常雄君) これはあるいは私のほうの仕事かもしれませんが、賃金要因はそんなに大きくはない。輸入物価の値上がりによる大幅な要因ではない。特に大企業においてはそうでございます。しかし、先ほど昨日発表の卸売り物価の値上りの品目別の値上りの激しいものを申し上げましたが、これを今度は企業別に大企業、中小企業について見ますと、大企業の値上りのほうが、これはもう常識はずれではないと思ひますが、大企業の値上りの幅のほうが中小企業の値上りの幅よりも小さいと、こういうこともあらわれておりますので、賃金要因も、企業別にしても違ひましようが大企業、中小企業によつても違ひ面があると申し上げ得ると思ひます。

○工藤良平君 あとの日程の関係もありますからですが、私はもともと詰めたのですけれども、最後には中曾根通産大臣にお聞きをいたしますが、さつきか

ら議論をしていますけれども、やはり日本の場合には資源を外に求めていかなきゃならぬといふことから相当大きな要因が一つある。企業が非常に合理化されてまいりまして寡占体制になつてまいりますと、さつき申し上げましたように、原材料あるいは貯蔵品というものをなるべく少なく置いて回転をよくしていくという方向が強く出てきております。そういう大きな要因が新たな問題として検討しなきゃならぬ状態にあると私は思ひます。しかし、それは議論が非常に少ないわけでありまして、そういうふうに日本が非常に資源が乏しい。そこで、企業を興しもうけていこうと、こういうことになつてゐるわけですが、この資源の少ない日本の国で、これからの産業のあり方として一体どういふことを考えていこうか、それに対する基本的な政策というものをやはりここで考へてみる必要があるのではないかと、思ひますが、その点についての御見解を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(中曾根康弘君) やはり、根本的には、省資源、省エネルギー型の産業構造及び企業構造に転換していくということが根本的な問題ではないかと思ひます。今度電気事業法を改正していままでの原価主義を再検討しておるといふのもそういう趣旨でもありますし、いま民間設備投資を削減する、この一月以降は新規事業は全部認めない、そういう原則をつくつておりますのも、その中でもエネルギーを多く使う産業については特にきびしくすると、そういうような民間設備投資の削減をやつてゐるのもその一つであり、将来もそういう原則がある程度適用されていくだろうと思ひます。

それから日本の経済成長や資源の輸入量というふうなものを考へてみますと、石油の輸入量というものはよつて大きく影響されてゐるわけですが、いままではもうふんだんにジャブジャブ石油が入つてくるという思想で経営がみんな設備投資を大きくしたりしておりましたが、これから、お金の額をきめるよりも予算のときは石油と電気

量をきめてそれで産業の適正成長を考えるほうがもう適正である、私はそういうことすら考えておりました。今度来年度予算について最初にきめたのは石油の輸入量の見直し、適正量をきめて、それから成長率や予算の金額が出てきたわけです。今後はそういうような考え方に立って予算を編成して適正成長を維持していくべきであると思います。

それからもう一つは、資源の入手というものが、ナショナルリズムの発達の結果、単に商業ベースだけではもう入らない。政府が出て行ってガバメント・ツリー・ガバメントのベースでやらないというところが出ない。あるいは、資源を出す場合には見返りにこつちから銅管を出すとカピニールパイプを出すと、そういうバータシステムの時代にだんだん入っていく気配があります。そういうことは国家が主導しないとできません。そういう意味において、国または公団というようにものが外国のそれに対応するものと話し合って、そして日本の資源を安定的に獲得するという方向に進まざるを得ないのではないかと。そういう意味の日本の貿易政策の転換、海外経済協力力の転換について、最近私は産業構造審議会についてそういう趣旨に沿った諮問を出しまして、経済協力をどういう原則で転換しなければならぬか、いま問うておるところでございます。

○工藤良平君 時間がないから大体こういうところでおさめたいと思うのですけれども、国内資源に対する大臣の考え方はどうでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 国内資源も見直すべきときでありまして、今度特に石炭につきましては第五次答申に対するさらに中間的な答申を十二月七日にいたしまして、石炭を見直すと、そうしてたとえば石炭火力については混焼率をふやせとか、あるいは石炭専焼火力をさらにふやせとか、あるいは石炭のガス化、液化を促進せよとか、あるいは五十一一年における目標をいままで二千万トンを下らざるというのを二千二百五十万トンを下らないという目標を行政的には設定したと、そう

いうようにして、これは単に石炭のみならず、ほかの資源につきましても有効活用ということを考えてやらなければならぬと思います。

○工藤良平君 最後に、大臣の発言を聞いておりますと、田中総理のいわゆる列島改造といわれる高成長の資源多消費型の経済というものは当然大きく変えていかなくならぬという結論に結びつくと思っておりますが、私はそのように理解をいたしたいと思っておりますが、よろしくご説明いただけますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 列島改造は一つのビジョンでありまして、雄大な構想力の所産であります。これを短時日にやろうとは書いておられないわけですから、それから経済成長をこの程度にするときにはこの程度の条件が必要と、ちゃんと仕分けがついて説明ができておるのであって、どの程度にするかというところは政府と国民がきめると。しかし、終局的にはこういう構図でいかなければ過疎・過密は解消しませんし、東北や北海道は出かせぎという現象は解決しないということを政治的アビールで言っておるのでありまして、行政と政治のベースをやっぱり分けて考える必要があると思っております。

○工藤良平君 もう時間ありませんからその点はまた日を改めて議論をいたしたいと思っておりますけれども、国内資源の問題については私は特に重大な関心を払っておる一人でありますけれども、部門が通産大臣とは全然違いますけれども、これは田中さんがこの前衆議院の予算委員会だったと思えますけれども、日本には資源がない、あるいは人間だけだということを極端におっしゃいましたけれども、私は、人間のほかにもあるものがある。それは日本には国土は狭いけれども土地がある。これには太陽と水と空気があれば無限大にできる農業というものが育成されていくことによって日本というものはまだまだ無限大につくり出す資源というものはたくさんあるのではないかと。どうえ方を持っておる一人でありまして、どうもいまの内閣の皆さんの頭の中にはそういうもの

がないような気がして残念でしようがないわけですね。石油危機の次は食糧危機だと、こういわれている。私はそのことをいまから心配するわけで、そういう点につきましてはぜひこれからの重要な課題として取り上げていただきたいということを申し上げて、午後の大蔵大臣の質問に持っていきたいと思っております。

○書院タケ子君 それでは、たいへん限られた時間でございますので、問題点をずばりとお聞きをしていきたいと思っておりますので、御答弁もできるだけ簡潔明確にお願いしたいと思います。

問題は灯油についてお聞きをしたいわけですが、これも、国会の委員会でも審議を伺っておりますが、対策をやって鎮静を取り戻しつつあるというふうな状況で、いま通産大臣はおっしゃっておられたわけですが、灯油はいま一かん消費者の手元に入るのは四百五十円から六百円というのが実情でございます。で、先日業者の皆さん方あるいは消費者の代表者の皆さん方が通産局へ要請に行っております。したけれども、そこではつきりしてありますのは、いま小売り業者の手元に入ります灯油の原価といものが十九円ないし二十一円だ。これを三百八十円で売れと言われると、二十円で小売店に売られると、一かんで三百七十八円でございますから、一かん売って二円のマージンにしかならない。それで百かん売ってわずかに二百円だという状態で、どうにもならないということが大問題になっていくわけですね。

そこで、私は、詳しく伺いたいのですが、時間を節約する意味でちょっと資料をお渡ししよう。これを大臣、見てください。

「資料を手渡す」
その資料を見ていただきますとわかりますように、これは九善石油の特約店が小売店に対してそういう「お願い」というかっこうでの文書を出している。十一月二十一日から一かんで四百五十円で売れという指示が出ているわけですね。その「お願い」のところに②の欄をごらんいただきますと、

いろいろ書いてございますが、灯油の民生用ですね、一リッター当たり二十五円、一かんで四百五十円で売れというふうに明記されている。それからその次の④の欄をごらんいただきますと、「手形販売の廃止」ということで、現金売りしかりしないというところで現に現在もそうやられております。それから⑤の欄には、シーズン後は引き取らないというふうな、たいへん横暴な「お願い」という内容の文書が小売店に配付されております。九善石油の特約店がこういうやり方をやっております。まさに小売店にじめだと思っておりますが、こういうことが許されていいかどうかです。

時間ありませんから簡単に問題点まで行きますが、十二月十九日、一昨日ですね、大阪の代表者が通産局あてに要請に参っておりますから、るる申し上げなくてもその事情はよくおわかりだ、その文書も知っておられると思っておりますけれども、こういう事態で、現状は、泣かされているのは国民と小売り業者です。国民は四百五十円ないし六百円でないと灯油が入らない。しかも、一か月に一かん手に入るか入らないかという状態です。また、小売り業者は四百円出して仕入れができるかどうかかわからぬ、こういう状態ではもう商売が成り立たないということで、大阪の通産局へはねじりはち巻きて業者あるいは消費者代表が押しかけていっているというふうな状況になっております。したがって、いま起こっているのがこういう状況であり、また、産業界におきましても、一昨日も私が質疑の中で申し上げましたように、財界の中山構想が発表されておいて、一年間は企業競争もやめて自衛しようというふうなことで財界のほうでもあるいは生産業界のほうでも言われているという状況でございますから、こういうやり方を通産省は直ちに卸売りの値段を下げて、決済方法も従来どおりに戻させる御意思があるかどうか、その点をはっきりさせていただきます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 中間業者や末端業者がこの石油不足に便乗して積み増しの値段や便乗

価格をやる、あるいはそういう複合的行為をやるということは、われわれは許しません。このいまの文書をもしやっておるとすれば、四百五十円店頭というものはわれわれの指示と違いますから、これは改めさせます。それから決済方法につきましては、これは両方の当事者が私契約でやることとさせていただきます。その点まではわれわれは干渉いたしません。

○審判タケ子君 まあ改めさせるという大臣のおことばだからなすっていただけたと思いますが、さらに私はこの「お願い」という特約店の文書というものは重要だと思っているわけですが、いいものは……

○國務大臣(中曾根康弘君) それはいつの文書ですか。

○審判タケ子君 いっ出されたかはこれは日付は書いておりませんから、その以前です。——重要だと思ふことは、十一月十六日には閣議決定で「石油緊急対策要綱」が決定されたわけでございます。その緊急対策要綱によりまして、「行政指導の実施」という点の第一は、「緊急に石油及び電力の使用節減を図るため、本年十一月二十日から強力な行政指導を実施する。」と、十一月二十日というふうに閣議決定では明記されておられる。しかも、その第三には、「以上の行政指導等に伴う便乗値上げを防止し、不当利得を排除するため強力な施策を講ずる」というふうに明記されているわけでございます。つまり、政府は、十六日に閣議決定をやつて、十一月二十日からその指導を強化するといふふうに決定された。ところが、業界では、二十一日から卸値を上げて一かん四百五十円で売るといふふうに通達を出しておるといふことは、まさにこれは丸善石油の便乗値上げは明確です。政府が十六日に発表した、もう取り締まりが強化されるという前にやられておるといふふうなことなんです。したがって、閣議決定では「便乗値上げを防止し、不当利得を排除するため強力な施策を講ずる」といふふうに第三項では明記されておるので、当然、丸善石油に対して、

消費者やあるいは小売り業者に對して不当利得を全部はきき出させるという強力な措置をおとりになるかどうか、その点を明確にさせていただきたい。

○國務大臣(中曾根康弘君) この文書を見ますと、十一月二十一日より価格改定をお願いと、こう書いてありますが、灯油の価格指導をやつたのは十一月二十八日です。だから、その一週間前にこういうことをやつたので、二十八日以降こういうことをやつておりましたら、これは是正させていただきます。

○審判タケ子君 当然私は是正されるべきだと思います。しかし、現状も依然として、先ほど申し上げたように、小売り業者に對しては元売りが十三円で凍結されておる。したがって、小売り業者の手に入るのは、先ほど申し上げたように十九円ないし二十一円で入る。二十一円で入つたという場合に、政府の指導価格の三百八十円で売りますと、一かん売って二円だという状況が依然として続いているわけですが、したがって、当然、消費者の手に灯油が届くのは四百五十円ないし高いところでは六百円という実情が現に起こつておるといふ点を、これはかつての話じゃないんです、現状の話です。だからこそ、一昨日も通産局に對して大ぜいの業者の代表あるいは消費者の代表がお願いに行つておられるわけですよ。この状況についてどうなさいますか。

○國務大臣(中曾根康弘君) ともかく、こちらの行政指導に對して違反した店がありましたら、教えていただければしつとり取り締まるようにいたします。

○審判タケ子君 いま申し上げたのは、大臣の手に差し上げておられますけれども、丸善石油一社だけではないんです。で、裏につけてあるのは、ゼネラル石油も全く同じように二十一日から四百五十円で売れという指示が出ておる。それから日本石油も全く同じく第一次特約店から第二次卸に對して、これはなかなか賢明で文書ではなくて電話で指示をおろした、また、業者を集めてそのように指示をした、そういうふうなことが明確になつておりました、どの特約店からも四百五十円で売らせよという指示を出しているわけでございます。これは明らかにカルテルです。で、私は、この事態についても異様な気がします。石油業界の関係者といふのは、いまの石油危機に對して、たとえ日本石油の瀬口社長は、国民の節約を徹底したい、あるいは三井の石油化学工業の島居社長は、まず消費面の抑制だと言つて、片方ではちゃんと値上げをして荒かせぎをしているわけですが、こういうあつかましいやり方をやつて、しかも明確なカルテルをやつておる。

そこで、公取委員会に、委員長はきょうはおいでじゃないんですね、お伺いしたいんですが、十一月の二十七日に石油連盟に對してカルテル容疑で立ち入り調査を行なわれましたが、その場合のおたたくの資料によりまして、被疑事実の概要を見ますと、灯油については民生を除くというふうに明記されておるわけでございますが、大事なことは、民生用つまり一般の家庭用の灯油についても石油連盟のカルテル行為というのはいまだ疑念実になつておることは明らかです。どうしてはしたのか、これはまあ突っ込んで聞きたいのですが時間がありませんから公取にお願ひしたいのは、丸善石油とゼネラル石油の二つのこの指示文書、あるいは日本石油の電話による非常に賢明な指示、あるいは業者を集めて口頭による指示、そういうふうな家庭用灯油についてもカルテル行為があつたといふふうに歴然と認められると思うのですが、この民生用の灯油についての再調査を行なう意思ありやいなや、これをお伺いしたい。

○政府委員(吉田文剛君) 十一月二十七日に立ち入り調査を行なつたのは、価格協定の疑い、いわゆる石油連盟のメンバーも含めてでございますが、それから販売数量制限の疑い、それから販売した給油所に對しては供給停止をする、という疑いで調査し、いまこれは立件して審査しております。まだこれは審査は終了してございまして、先生のおっしゃつたことを中に含めてこれは審査をいたしたいといふふうに考えております。

午後一時五十分再開することとし、休憩いたします。

午後一時二分休憩

午後一時五十分再開

○委員長(小笠公昭君) ただいまから物価等対策特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、国民生活安定緊急措置法案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言願ひします。

○工藤良平君 予算の關係でたいへんお忙しいところを御無理申し上げましたわけですが、それ以上にはいまの物価の問題が緊急な事項でありますので、ごく要點だけをお伺いしたいと思ひます。

先ほども中曾根通産大臣に伺つたわけですが、けさの新聞によりまして、日銀の十二月上旬の卸売り物価の動向が発表されておりますけれども、驚くべき数字が出ております。私が申し上げるまでもないと思ひますけれども、したがって、昨年同期で比較をいたしましたも三〇%をこすような卸売り物価の上昇が続いている。こういうような状態で、まさに異常な状態であらうと思ひます。私はここでインフレ論議をしようとは思つておりませんが、衆議院、参議院を通じて、大蔵大臣は速記録によりまして現在このイン

フレ状態というものにつきましましてはいろいろ御見解もあるようでありますけれども、これをただ単に学者の議論にゆだねるといふことだけではなく、私はこれらの問題について当然政策的に具体化しなければならぬ、私も国会の段階で十分な議論をするといふことは非常に大切ではないかと、このように思っておりますのでありますが、そういう意味を含めまして、現在のこのような卸売り物価の高騰というもののそもその原因は一体どこにあるのか。私も、末端におけるトイレットペーパーの上昇とか、あるいは砂糖だとか、粉だとか、あるいはおとうふだとか、最近に至っては特に石油の大幅な上昇というものが全体的な物価の上昇に影響しておるといふことを考えてみましても、非常に重大な問題でありますので、従来、消費者物価値上りが主導的な役割を果たす、そういうような現象というものがあつたわけですから、特に今回卸売り物価主導型になつてきたといふその根本的な原因は一体何なのか、それを突き詰めてそれに対するきちんとした対応策といふものを講じなければ、その最前線の現象を小売りやそんなものをとらえて罰則をしてみたりして問題の解決にならないような気がいたしますので、その点をまず大蔵大臣からお聞きをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) 私は、いまの物価情勢は、非常に異常であり、もう憂うべき状態だと、そういうふうにお考えしておりますが、まあ原因は三つある。一つは、これは海外物価に伴う輸入物価のコスト要因、それから賃金問題もあると思ひます。それからもう一つは、需要要因、これは財政、金融各般にわたりますが、それからもう一つは、やっぱり便乗値上げ、こういう要因がまああると思ひます。その二つについて考えなきやならぬ。しかし、このコスト要因といふのはなかなか手のつけにくい問題でありますので、とにかく需給の均衡をはからなければならぬ。それには何として政府がまず陣頭に立つと、こういうことで、予算の徹底的な引き締めを行なわなきゃならぬと、

そういうふうにお考えしまして、いま非常に窮屈な予算を編成作業中であると、かように御理解願ひます。

○工藤良平君 いま、大臣は、三つの大きな要因のお話がありました。まあ今回のこの二つの法律が提案をされておるわけでありましてけれども、これらで一体どの部分の——いま大臣が申されましたけれども、たとえば三つの要素の中でいわゆるコストの特に海外から入つてまいります原材料の値上げあるいは財政金融という問題があるわけですが、その中で特にいま現象的に起こつておるのはいはば便乗値上げといふものがかなり大きな部分を持つておるのではないかと。特にこの抜き出ている便乗値上げといふものをまずここで押える、そのために今回の国民生活安定法案といふものを出して取り締まると、こういうふうなことにいまそういう議論からいたしますとなつていくのではないかと。いかにいうか、その点についてはどうでしょうか。

○国務大臣(福田赳夫君) 私は、いま申し述べましたように、政府の財政を非常に切り詰めます。それによつて需要はかなり減つてくると、こういうふうにお思ひます。

それから金融行政のほうでも、民間の設備投資の抑制にかなり思い切つた施策を打ち出していきたい、かように考えておるわけなんです。そうしますと、とにかく、国民総需要といへば、国民の生活消費であり、財政需要であり、産業設備需要である、こういうことになるわけです。その三つの要因の中で、財政需要が減る、また民間の設備需要もこれも減る。そうなりますと、石油の制約によつて多少の生産の伸び悩みもあつたはずのけれども、その需要の減少といふものがその制約を償つて余りあると、こういうふうにお見えておるんです。私の率直な考え方を申し上げますと、私はもうそう遠くない機会に卸売り物価といふものはかなり大きな変化を来してくるだろう、こういうふうに見ておるのです。私が大局的に心配しておるの、生活関連物資のほうなんです。これ

は消費者物価につながるのです。この方面につきましては、所得政策をやるといふようなことも考へておられますし、抑制もなかなか困難な状態にありますが、しかし、さらばとてこの主要物資の値下りあるいは騰勢の鈍化、そういうことが消費者物価に影響しないといふようなことはあり得ない。かなり心理的にもあるいは実際のにも響いてくると、こういうふうに見ておりますけれども、卸売り物価が安定いたしましたとしても、消費者物価が安定するまではタイムラグがある。そのタイムラグをどういふふうにつないでいくかといふことが非常に大きなこれからの経済運営の課題になつてくると、こういうふうに見ておるんです。そういう大きなおいて、この生活関連緊急対策法案が幅広く施行されるというふうなことは望ましくないと、こういうふうには考えておりますが、それにいたしまして、これを背景といたしまして下におきましてこの法律案の持つ使命といふものは非常に大きい、こういうふうには考えております。まして、この法律案を一刻も早く成立させていたゞき、非常に重要な役割を演ずる特に消費者物価の動きに對しましては御期待を申し上げます。

○工藤良平君 本来、通常の状態で自由経済といふものを考えてみますと、品不足が起こる、そうすると、物価が上がるというものが自然な状態だと思ひますが現在の異常な卸売り物価の上昇といふものが、まあ一品目とか二品目とかといふことじゃなくて、それがだんだん広がつていって、全体的に卸売り物価の上昇といふものに拡大されていっている。そうすると、ほんとうに品不足による物価高だろつかどうか。さつき、通産大臣から、時間が非常に短かつたものですから、一体輸入の状態はどうあるのか、原料の補給はどうあるのかといふことで詳しく聞こうと思つたんですけれども、なかなかそこまですでにかなかつたんですが、輸入をしていただくと品物が大体潤沢

に供給できるのだという認識に立つてものを考えれば、短期的に手を打ちさえすればそれは解決するかも知れないけれども、そういう目先の短期的循環要因だけをとりえて私どもが対策を打つといふことだけで一体この状態といふものが済むのかどうか。この点はこれからの政策をするために非常に大切なことではないかと思ひますが、その点はどうですか。

○国務大臣(福田赳夫君) まさにお話のとおりだと思ひます。私は、この物価の問題は、石油の問題以前から非常に心配すべき状態にあつたと思ひます。で、これからの経済運営といふものは、いままでのような高い成長、これじゃもうどうもいやつていけないし、やることは適正でない。まあそういうことを考えながら、かなり控え目の経済運営をしていかなきゃならぬと、こういうふうには考えておりますが、ことに当面は石油という事情がある。ですから、これはとにかく激しすぎるなあと言われるくらいは抑制政策をとらなければならぬ。この時局はいろいろの摩擦も起こりうし、また、引き締めもありましようが、そんなことに順應するといふこともない、こういう状態と、こういうふうには理解しております。

○工藤良平君 したがって、私は、今回のこの法案といふものは、局部的にいま起こつておる現象をとらえてそれをまず鎮静をするという役割を果たさせるために考へたのだらうと思ひますけれども、本来、物価問題といふものは、いま大臣もおっしゃいましたけれども、この石油が起る以前の問題をやはり十分に把握をして物価問題については独自の問題として取り上げてこなければならなかつた。そこに、私は、今日このような状態をつくり出してきた政治的な非常に大きな失敗とまでは言つたらどうかと思ひますけれども、やはりあやまちがあつたのではないだらうかと、このやうな気がするわけでありまして、特にそれは日本が異常に経済の高度成長を遂げてきた過程の中で国際的にもこれが大きな問題になつて円切りという状態が起つてきた。かつては日本も国際

そういう過程の中でその後の物価の上昇というものをみてみると、そこで鎮静をせずに、逆に日本の国内の物価がどんどん上がっていった。そういう長期的な要素というものが私はあったように思うし、それはそのことが現在の値上りの元凶というものがむしろ現在のあがっている事象だけではなくて長期的な問題として国際関係の場における財政金融政策というものに非常に大きな問題があるのではないか。そのことをやはり指摘をすべきではないか。いわゆる調整インフレといわれるような状態というものが物価の元凶ではないかかと、こういうことがいわれておるわけでありまして、けれども、その点について私は当然そのことを徹底的に政治的に追及しながら対策を打つということが必要ではないかと思っているのですけれども、その点はどうでしょうか。

○國務大臣(福田赳夫君)　まあ昨年の秋ごろからことしの初めにかけてやられました金融緩和と政策、また財政拡大政策、これは私はそういう政策をとった理由はわかります。まあこういう見地に立ってああいう政策をとったんだという理由はわかりますけれども、結果から見ますと、それが今日の事態を誘因した大きな理由になっていると、こういうふうに見ておるんです。問題は、私といましては、過去のことをどう言うこう言う、そういうことよりは、これから先をどうするのか、こういうことだと思ふのです。私は、これから先は、ああいう施策がこういう結果を招いたという深い反省の上に立ってこの次の考え方を進めなきゃならない、こういう心境でございます。

それともう一つは、さつきも私は中曾根通産大臣にちょっと申し上げたんですけれども、いまの非常に高度に進んでまいりました大企業の本占体制というものからいたしまして、日銀の主要企業の経営分析を見ますと、たな卸し資産の低減傾向というものが非常に顕著になってきている。これは原材料費あるいは在庫品というところがだんだん少なくなつて固定資産がふえているというような傾向があらわれているわけですけれども、これは、現在のような非常に寡占体制が進む過程の中

においては、できるだけ原料の貯留、製品の貯留を少なくして回転をよくしていけばもうけは進んでいくわけでありますから、そういうような長期的なことがいまの大きな産業の中で変わってきている事項ではないか。ですから、調整インフレと同時に、そういった長期的な企業の中におけるたな卸し資産の低減傾向というものを分析してみても、やはり大きな変化というものが起こってきている。そういうものを踏まえたこれからの長期の対策というものが必要ではないかと、これは非常に短い時間でありますから議論もむずかしいわけですが、私はそういうことも大きな要因に

（國務大臣（福田起夫君））調整インフレということとを言う人がありますが、これは私は間違つた考えだと思ふんです。やっぱり国内の經濟を安定させるということがもういづれの施策よりも先立つ問題だ。國際的に何か調整しなけりやならぬというような問題がある場合においても、まず国内の姿勢、これを整える。その姿勢に國際關係のほうを順応させると、そういう考え方でなければならぬと思ふんです。それを、あやふやに、さあ海外のほうに對しましても顔を立てよう、国内にも顔を立てようというようなことでありますと、これはほんとうに事を誤ると思ふんです。やっぱり国内の安定が先だ、それに海外の調整を合わせる、こういう考え方でやていかなきやらぬ。産業のほうも私も同じ考え方でやていかなきやらぬ、そういうふうに考えます。

○工藤良平君 私の持ち時間があと二、三分ですから非常に残念ですけれども、もう一つ大きなこととていま大臣は非常に貴重なことをおっしゃったわけですけれども、日本のいままでの経済の仕組みというものは、ややもいたしますと、外国から安いものを買ってきてやればいいんだという考え方が非常に強くありました。それが、今回のこのような事態を迎えてみて初めてその破綻というもののがきわめてもろいものであるということがわかってまいりました。これはこれからの日本の経済政策にとりまして非常に貴重な教訓だと私は思っているわけですが、その中で特に日本の国内にある資源をどのように大事に有効に使うかということが非常に必要になってくるんじゃないかと、このように思います。ですから、さっき一緒にいていただくと二回そういうことを言わなくて済んだのですけれども、私は、この前田中さんへの答弁を聞いておりまして、日本が資源がない、あるのは人間だけだという発言をいたしまして、そのとき非常に残念に思ったのですけれども、日

そういう意味で、飼料もたいへん輸入しているような状態の中で農家は四苦八苦しておりますし、卵も上がった、それ牛乳も上がったというところで本委員会でもずいぶん議論がされて、最終的には農家の皆さんがたたかれるというような状態が起こることを私は非常に残念に思います。原料が上がってくればこれはもうストレートに卵の値段にはね返ってくるというのが、一次産業の宿命なんでしょうありますから、それをどのようにして改善していくのかということは、これからの日本の産業政策にとって私は非常に大切だと思いますし、そういう面にはやはりこれから目を向けて政策を行うなっていたら、もちろん、それと同時に、社会保障を充実するということが私が申し上げるまでもないわけでありまして、そういう点を踏まえてぜひひとつこの機会に来年度予算編成にあたっては大臣の英断をお願いをいたしたい、このように思っているわけでありまして、その点をお聞

きいたしましては終わりたいと思います。

○国務大臣(福田赳夫君) 私は、いまの工藤さんのお話、全く同感でございます。とにかく、国のかじとりをする、そういう際には、国際社会の中で日本がどういう地位にあるのかというのを考えなければならぬと思うのです。世界情勢は、政治的側面から見ると緊張緩和と緩和と言いますが、経済的側面から見ると逆だと思っております。国際間の競争、摩擦、これはだんだん多くなると。特に資源は地球上で有限であるという意識を世界じゅうが持ち出しておる、こういう現状、これがだんだんと深刻化すると思うのです。そういう際に処してわが日本がどういう国のあり方をとっていくかということですね。そういう基本に触れた御所見でございますが、全く同感と思っておりますので、そのようなつもりでやっていきたいと、かように考えます。

○田代富士男君 私の質問時間は十五分でございす。きょうは小刻みに三人のお方に交代交代の質問で時間の配分がうまくとれません。こま切れた質問になります。個別的に質問をしたいと思っております。よろしくお願いたします。

まず、今日の異常な物価高騰、インフレの原因には、種々論議されてまいりましたが、一つは中東戦争をきっかけとした石油危機にその一端があると思うわけなんです。これは近い原因であって、その前の原因を調べてみるならば、一つは一昨年来の政府の財政金融政策のかじとり方の失敗、こういう点が指摘されるんじゃないか。また、土地政策に準備のない日本列島改造論に帰するのじゃないかと、このように私は思うのですが、大蔵大臣の率直な御意見、これが第一。

第二番目は、四十九年の予算編成についてであります。四十八年度予算編成にあたりましては、第一番目に福祉の向上、第二番目に物価の安定、第三番目に国際収支の改善、この三つの目標を掲げて実施されてまいりましたが、この中で、いろいろな話が出ております。外的要因、すなわち石油の問題、輸入の拡大、輸入価格の高騰により

まして、国際収支の改善のみは、政府は何ら努力をされなくても、四十八年二月は百九十億ドルぐらいいであつたのが、いまでは百三十億ドル近くまで改善しつつある。ところが、これはこのまゝいくなれば国際収支の危機を招かざるを得ない事態が生ずるのじゃないかと、こういうような事態を迎えている。これに反しまして、福祉の向上ということがある。また、福祉の向上に至りましては、所得の格差が拡大しまして、国民は生活危機にさらされている。また、二番目の物価安定どころか不安定が顕著になってきている。まあおそろく戦後の混乱期を除きましていまのような事態は初めてじゃないか。こういうことを踏まえまして、四十九年度の予算編成の目標を大蔵大臣としてどこに置かれようとしていらっしゃるのか、まずこの二点についてお願いたします。

○国務大臣(福田赳夫君) 過去の財政金融政策が今日の事態を招いた原因である、どう思うかというお話でございますが、昨年、またことしの初めにかけてましてとられた財政金融政策、これはああいう施策をとった理由というものがあつたんです。あるんですが、結果から見ますと、まさに御指摘のように、私は今日の事態を招いた大きな導因になつていて、こういうふうな考えです。先ほど工藤さんにもお答え申し上げましたが、そういう反省の上に立つて今後のことにつきましては事を誤らないようにしなければならぬ、こういうふうに考えておるわけでございます。

また、列島改造はどういうふうな思うかと、こういう話ですが、この列島改造というのは田中首相の一つの著述でございまして、また、政府におきましてまだ一切取り上げたことはないわけですね。しかし、あの本に盛られておる考え方、こまかいことはいろいろ問題があります。ありますけれども、これから日本がインフレといわれるこの異常な事態を克服する、それから石油の危機も乗り切る、その後においてわが国はわが国の国づくりにというものを総合的に進めなければならぬ、そういう際に、この著述の中に盛られたように、日

本列島全部を見回しまして、そして幅広い視野で計画をつくらなければならぬという考え方においては、私はそのとおりじゃないかと思つて、いづれにせよ、これはまだ田中首相の個人的見解というか、まあ田中首相の政治思想というか、そういう段階の問題でありますので、御批判というか、これについて意見を申し上げるということはその程度にいたしたいと、かように考えます。

それから国際収支が非常に重大じゃないかというお話ですが、私もそのとおりと思うのです。過去二年間は、国際収支のことなんかあんまりわが国全体として考えるということではなく過ごし得たんです。たとえば、昨年中なんかは、わが国の海外旅行者が使った金は実に十二億ドルだ、こういうふうな概算されるわけです。十二億ドルの金を海外旅行のために使う、これは驚くべきことなんです。わが国に対して海外からどのくらい旅行者が来るか、どのくらい金を使うか、まあざっと二億ドルぐらい、こういうことなんです。十二億ドルの金を持っていつて向こうで使ってくる、これは国際収支にそう心配ない、こういうような背景があつたからだと思います。それから石油の価格がだんだん上がってくるというふうなことも考えますと、わが国の国際収支の将来というものは、もうほんとに樂觀を許さない、嚴厲な態度で臨まなければならぬ、こういうふうに思つて、そのきめ手は、何といつても十何%という実質成長、こういうことを続けておつたら国際収支はもつていきません。やっぱりかなり低目の成長率ということを考えなければならぬ。そういうふうな考えまして、とにかくいまは異常な物価高という火の手が上がつておるんですから、火の手を消しとめることに全力を尽くします。しかし、その消したとめたあとの姿を踏まえましてそこへそれから行く手を探るわけですが、その行く手につきましてはもう堅実な道を歩んでいかなければならぬ、こういうふうな考えております。

○田代富士男君 今度は四十九年度の安定成長をどうとらえるかということでございすが、福田

さんの持論でございすが、これがゼロ成長あるいはゼロ以下になると予想される、そういう話もいろいろ出ております。いまいろいろの説がある。ところが、経済見通しにつきましては、現在のままで行きますと、来年の三月あるいは四月ごろは卸売り物価は対前年度比で四〇%、消費者物価は三〇%になる、「エコノミスト」なんかで心配されておるわけなんです。物価の安定に對しまして、じゃ来年の三月、四月このような状態を迎えたらどうするか。いまも来年度の予算のボイソントの中での話を伺いましたけれども、これに對してどういふふうに対処されるのか、簡単にお願いいたします。

○国務大臣(福田赳夫君) これからの数カ月というものが、わが国にたいしますとまさに正念場というふうな時期になると思うのです。この異常な事態が解決できるかどうか。私は、それに対して、先ほど申し上げましたが、非常に嚴厲な態度で臨む。少しの摩擦があつても、あるいはきしみがありまして、これを許さない、それくらいのことをしてしないとこの業病はなおらない、こういうふうな見方をしておるんです。これだけの業病であります。ほんとに政府が姿勢を変えて取り組むというところになれば、私はこの異常な事態はそう遠くない時期に克服し得ると、こういうふうな確信をいたしておるわけなんです。まあ精一ぱい努力をする。したがって、昭和四十九年度の予算は、そういう精神を具体化します。それから昭和四十九年度に至るその以前の一三三三の予算、金融政策につきましても、同様の精神でやっていく。とにかく、私は、今日のこの異常な事態を長続きさせるといふことは、これはもう国のためにたいへんなことになりはしないかといふことを心配しているのです。もう少し、ゴリ押しになるかもしれない、しるが、とにかくこの不安定な状態、これを一刻も早く解消する、そういう政策をとらなければならぬという考え方のもとに全力を傾倒したいと、かように考えております。

○田代富士男君 いま大蔵大臣として日本の将来に対して偉大な決意を披露していただきましたが、福田大蔵大臣がよくだとえていらつしやいましたが、日本人は肥満体の日本人であると、それをスマートな日本人にするために総需要の抑制政策をやるのだと、こういうふうに表示をしていらつしやったと思うのです。そういうわけで、総需要の抑制を早急に実施されている現在でございしますが、いまも話が出ておりましたけれども、金融政策にも重点を置かれておりますが、まだ政府部内におきましても物価の安定にきき目がないうような共通の認識があるわけなんです。

それで、日本の正念場であると言われるごとく、いろいろ対策を講じられると思います。もちろん金融政策については当然のことでございますが、それと同時に、予算の規模、これなんなにつきましてもいろいろな意見があると思うのです。まあ二〇％増になっている、こういうことに対して一〇％増にすべきであるという提言をしている人等もあるわけなんです。こういうものに対する考え方、あるいは公共事業の規制、民間設備投資の規制、国民生活の消費抑制等のようにおやりになるのか、時間もありませんから、八項目でございしますが、簡単にでございします。

○国務大臣(福田赳夫君) 昭和四十九年度の予算につきましては、その財政規模を極力圧縮したいと、こういうふうにおっしゃるわけでございますが、大体前年度比二〇％以内にこれをおさめたい、こういう考えであります。同時に、物価高とたいへん関係のある国債の発行額につきましては、前年つまり四十八年度の額よりも千八百億程度減額をするということにし、国家予算総予算の中における国債依存度というものはかなり減つてくる、こういうふうに見ております。

公共事業費につきましては、先ほど申し上げましたとおり、昭和四十八年度の金額以内、また量においては昭和四十七年度の予算の事業量以内と、これくらいきびしい措置をやってみるつもりです。

それから金融政策におきましては、これはおそろくきようきめられるんじゃないかと思ひますが、日本銀行のほうで公定歩合の大幅な引き上げを考えておるかに聞いておりますが、公定歩合のいかにかわらず、金融政策につきましては、量的規制の現在の政策を堅持する。なお、その質的規制の面につきましても、特段のくふうをこらすべくたいたいま鋭意検討中でありまして、まあ二、三日中にはこれを発表できると、そういう時期に相なろうかと、かように考えております。

○田代富士男君 もう時間がありませんから、最後に二問だけお尋ねいたします。

一つは、金利の問題ですが、ヨーロッパの各国では一〇％をこえる預金金利が生まれているのでございしますが、日本の国でも長期金利に対しては物価上昇分を加えるような物価スライド金利を導入されたらどうかということ、これはいろいろお考えもあるでしょうけれども、そのようにやっていますと、いま日本の国民というのは世界で最高の貯蓄家といわれるくらい貯金をしておりますけれども、さらにそういうような方向へ貯蓄をするんじゃないか。そうしますと、土地等を持つていいる人なんか売って貯金に回してくる。そういうしますと、消費全体の五〇％の消費需要は一斉に落ちるんじゃないかと、そういう意味で物価スライド金利を導入したらどうかというのが一点です。

それから公共料金の問題、いまもお話が出ておりますが、田中内閣が発足いたしました約五百日間でございますが、物価対策を最優先にといっておりますけれども、依然として今日のような状態でございます。特に公共料金につきましては、これは国鉄運賃と消費者米価とが十月実施というふうな据え置きされましたけれども、ほかの郵便料金とか電力あるいは私鉄運賃等、いろいろ出ておりますけれども、これもけさの新聞等にもいろいろいわれておりますけれども、撤回するお考えがあるのか、この二点についてお答えをお願いいたします、私の質問を終わります。

○国務大臣(福田赳夫君) 公共料金につきましては、私はこれを抑制方針でいきたいと思ひののです。それで、国鉄の運賃につきましては、とにかく二つの国会を通過しましてやっと運賃改定法案が成立したわけなんです。ことに先国会なんかは国会だけでも二百八十日かかってやっと四十九年三月三十一日引き上げということになった。それから米価もたいへんいきさつを経まして四十九年四月一日にこれを引き上げる、こういうことになっておるのであります。その経過を考えますと、これを変更するということは非常にむずかしい問題ではあるんですが、しかし、私が先ほどから申し上げておりますとおり、これから数カ月というものが日本経済がほんとうに大混乱になるのかあるいは安定するのかという正念場である。そういううちどうきなかにおいて消費者米価の改定を行ないます、あるいは運賃の引き上げを行ないますということは、これは考え直さなきゃならぬ問題じゃないかと、かように考えまして、まあ財政としましては金にかかることでございますけれども、あえてこれを半年延ばすと、こういうことにいたしましたわけでありまして、こういう姿勢を政府がとりますれば、いま私鉄の運賃とかいろいろな要請が民間側からもあるわけでありまして、そういう要請に対しましては政府はやっぱり答え得る立場になるであらう、こういうふうにお考えますと、この半年というものは非常に大事な時期でありますので、公共料金につきましては特に気を付けてまいりたい。ただ、ひとしく公共料金と申しまして、あるいは高速道路の料金を引き上げることがどうかというような問題があります。そういう問題は私はそう大きな問題はないと思うのですが、とにかく経済の根幹をなすというような公共料金につきましては、これは厳に抑制方針で臨みたいと、かように考えております。

○田代富士男君 金利の問題……。

○国務大臣(福田赳夫君) スライド制につきましては、これはスライド制ということとはまあ一応頭

の中では私は考えられる問題だと思ひののです。しかし、今度は貸し出し金利のほうもスライド制にしないやならぬわけなんです。そうしますと、いわゆるこれは物価押し上げの原価の高騰になると、こういうことになりまして、これは実際問題とすると採用することに困難というか不可能な問題ではなからうか、そういうふうにお考えのわけなんです。この預貯金と物価の関係はどういうふうな調整するかという問題は、どうしたって物価の問題を解決する以外にこの調整の道はありません。少し小手先の対策、これはまあ考える余地はあるにいたしまして、根本的にはやっぱり物価を安定させるのだ、そっちのほうはほんとうに真剣にやりますから、それでひとつ御理解のほどをお願い申し上げます。

○加瀬完君 きょうに引き続いて恐縮でございますが、この法律が国民生活の安定ということをおねらつておるわけでございますから、そういう観点で私も伺いますが、そうすると、来年度の消費者物価指数というものはどの程度に押えようということでございますか。

○国務大臣(福田赳夫君) いま経済企画庁で策定を急いでおりますが、消費者物価につきましては前年度比一〇九でございします。ですから、九％アップでございします。これは非常にまぎらわしいのです。つまり、げた理論というのがありましてね。本年度の三月の時点で相当こしの四月に比べますと上がりますね。初めのうちはわりあい安定しておった。それが急激に下半期になって上がってきた。その上がってきた上からというものがげたとして勘定されるものですから、四十八年度の年平均と四十九年度の年平均というものを比べますと、そういう高い数字が出てきます。しかしながら、私は、国民が問題にするのは、そうじゃなくて、その年間の上昇率である、そう思うんです。これはかなり低いものにしたいというふうにお考えしております、消費者物価につきましては五・二％、それから卸につきましては四・八％、

そのくらのことを考えておるんです。いま私がこの政策をそのとおり実現するということについて不安を感じておりますのは、消費者物価のほうです。卸のほうは何とかかなり安定したと先について見通しがつけられるような状態が早く来るといふふうに思っておるのですが、消費者物価になりますと、いまの生活安定法案、これなんかの動きがどうなるかと、こういう問題にかかってくる。これが非常に働きを示し、また、総需要抑制政策の影響というものをあわせ考えますと、私は、こっちはのほうも大体所期の目的に到達し得るんじゃないかと、そういうふうに考えております。

○加瀬完君 現在の消費者物価指数というのは非常に高い。したがって、国民生活を安定するというなら、きのうの繰り返しになって恐縮ですが、消費者物価指数というものが下がるといふことになればほんとうの安定の効果というのとは出てこないと思う。ただ、これは抑制するということにならざるを得ないと思うんです。そこで、この法案の内容として、ここにたとえば一条に「国民生活の安定と国民経済の円滑な運営」というのがありますが、国民生活の安定というものにウエートを置いて予算を構成したり、財政計画を立てたり、あるいは本法を活用するのとかいうことに若干疑問を持つわけです。ただし、修正された第二条には「日常生活に不可欠な物資を優先的に確保する」ということでありますので、そちらに優先が置かれるかと思ひますと、対象選択というものはさっぱりはつきりしておりません。どういふものを優先的に確保する対象として選ぶかということ、きのうの経済企画庁長官の御説明でもはつきりしておりません。上がったらきめるという形になっています。上がったらきめるのではなくて、上がらせないよう、むしろ大蔵大臣がおっしゃるよう、下に引き下げるようにするには、事前にこの対象というものの選択が明確にならなければならぬと思ひますが、この点、財政担当者としての大蔵大臣は、これで確実に日常生活に不可欠な物資を優先的に確保するということが目的を達成されるかと考えていますか。

○国務大臣(福田赳夫君) 日常、私は先ほどから申し上げておるんですが、卸売り価格はかなりきびしく規制されることになる。これは総需要抑制政策が的確に響いてくると、こういうふうなまあと見ておるのです。ところが、消費者物価、つまり生活必需品を中心とした物価ですね、こっちはほうはよほど努力をしなきゃならぬ。そこで、その努力の柱といたしまして、生活物資安定法案というふうな機構が必要になってくる、こういうふうに見ておるのです。生活物資と申しましていろいろあります。ありますが、そういう法的背景を必要としないで需給と価格の安定を確保し得るといふものもあるわけです。それはこの法律の適用には必要はないわけなんです。しかし、生活物資の中でそういうものばかりじゃないもので、それから、こういう立法をする必要が出てくると、こういうことになる。ですから、そういう必要のある物資、つまり価格が高騰するとか需給が逼迫するとか、そういうおそれのある品目につきましては、これはこの生活安定法案の発動によって措置するということに相なるだろうと、こういうふうに見ております。

○加瀬完君 その内容はあとでまた経済企画庁のほうにお伺いできるわけですから、大蔵大臣には、物価全体を考えますと、前々から御説明がある予算構成なり、総需要の抑制なり、こういったようなことが問題になると思ひますので、伺ひますが、需要膨張の原因を田中総理は国民消費の拡大だと、こういう御説明をしておりますが、大蔵大臣も同意見でございますか。

○国務大臣(福田赳夫君) これはまあ一言では言えぬと思ひます。いろいろ要因がありまして、需要の拡大した要因は、国民消費の増大ということもある。しかし、非常に目につくのは産業設備投資の拡大であります。それから住宅投資、これはまあ額は小さうございますから、需給要因に響くというものでありませんけれども、これは非常に拡大傾向を本年度はたどり、またはたどら

うとしておるわけなんです。それから次いで、やはり財政、また財政投資、つまり予算と財政投資、この両面における拡大と、こういうことだろうと思ひます。

○加瀬完君 そうすると、いわゆる民間投資、産業投資がふくれ上がっておるといふことはお認めでございますか。

それと、もう一つ、さつき田代さんから御指摘がありましたけれども、物価抑制のためには最小限度地価の抑制というものをしなければならぬ。先ほどの答えでははつきりいたしません、地価の抑制について、田中さんのおっしゃるように、現在の考えております法律をさらに修正か拡大かさせるということ以外に、地価抑制法という法律を出そうというお考えはございませんか。

○国務大臣(福田赳夫君) 私は、地価の問題というのを全国的に規制するというのは非常にむずかしいと思ひます。つまり、憲法問題があるんです。一体、富士山のてっぺんを統制する必要があるのかと、こういうような議論にも発展してきまして、やっぱり、憲法の許す範囲内で考えられる地価問題というものは、公共の福祉ということだろうと、こういうふうな思ひます。公共の福祉の見地から土地収用法というような法制もありまして、土地についての各種の制限が加えられておりますが、私は、いま日本全体を見回しまして一番緊切な問題は住宅問題じゃあるまいか、そういうふうな思ひます。住宅問題という問題は、まさにこれは日本社会として公共の福祉という問題に数えていいのじゃあるまいか、そういう具体的な公共の福祉の事例をあげての土地問題への接近でないといふ憲法ではなかなか許されないと、そういうことで、全国一帯に地価をどうするか、土地の利用をどうするか、そういうのはむずかしいのです。そこで、私は、住宅問題、特に緊切な必要に迫られておる大都市の住宅問題という問題の角度からこの土地問題に接近をしたらどうだろうと、こういうふうな考えまして、それで、行

政管理庁長官の時代に、行政監理委員会として行政管理庁長官福田赳夫に対し建議をいたしておるわけなんです、それは大都市の地価の凍結だ、それは住宅対策のためにはやむを得ない、こういうのですが、いま、その答申を踏まえまして、そして、建設省でこれをいかに立法化するかの検討を進めておるんです。その検討の方向は、これを新しい立法にするのがいいのか、あるいは国土総合開発法の中に入れるのがいいのか、大体の傾向としては国土総合開発法の中にそういう条項を入れるということがまあいいのじゃないかというふうな方向でございまして、いづれにいたしまして、まだ検討中であり、結論は出しておりません。

○加瀬完君 おことばを返すわけではありませんが、だれも地価問題で富士山のてっぺんを問題にしているわけじゃない。住宅用地というふうなことがいま問題になっている。したがって、これに對して、総合開発法というふうなことでなくて、物価対策としての大蔵のおっしゃる問題の地価をどうするかということについては、これは相当考慮をしなければならぬのではないかと思ひます。

そこで、これも公明党さんからの御質問にあつたわけですが、総需要を抑制するというところで公共事業なんかの縮小というのを考えました。それなら、繰り延べになつておるものをなぜここで打ち切らないか、これについてはどうお考えになりますか。

○国務大臣(福田赳夫君) 今年つまり昭和四十八年度予算のことをおっしゃっておられるかと思ひますが、あれは三月まであつた状態に置かれて、もし三月の状態であれば、それを翌年度に繰り越すつもりでございまして、同時に、四十九年度につきましても計画的にその実行をやつていくと、こういうふうな考えまして、景気的情勢等も見まわし、そして第一四半期にどれくらい公共事業費を使うかというところは厳にこれを抑制する、そ

して年度を通じての残が出るということになりま
すればこれはまた五十年にこれを繰り越すと、
こういう処置をしようと考えておるんです。

ただ、加瀬さんのお話は、なるべく今年度にお
いても四十九年度にとつた措置と同様な峻厳な措
置をとつたらどうかと、こういう御趣旨かと
思いますが、それはそのとおりに考えておりまし
て、四十九年度予算の策定が終わりまして、次
は一三月の公共事業の出費をどうするかという
作業に移りたい。その作業に移る基本方針とし
ては昭和四十九年度の予算編成に事すると、こうい
うことでございます。

○加瀬完君 先ほど田代さんから御指摘がありま
したように、昨年度の予算編成の方針なりそれか
ら予算規模というものは、明らかにこれはいまの
状態から考えると失敗の要因をたくさん持つてい
ますよね。これはもう大蔵大臣はたびたび御指摘
をなさっているとおりであります。それなら、国
民の前に政府の失策として明らかにしてあらため
て協力を求めるというからは、膨張された予算
というものの対して削減するということをはつき
り打ち出すべきではないかと私は思います。若干
意見になりますので、さらに質問を続けますと、
公共投資を中心に財政縮小をしまし、いましまし
ても、極端な例を申しますが、建築投資の抑制をい
ろいろ閣議でも御決定になりましたが、どんなに
建築投資を抑制しましても、建築資材がさっぱり
安定しませんでした。財政バランスは相変わらずず
れたままというところになりかと思ひます。これ
はこの法案にも関係のあることであります。建
築資材の安定ということでお見込みがありますか。

○国務大臣(福田赳夫君) 私は、これくらいきざ
しい予算、またきざしい金融政策をとつてまいり
ますれば、ただいまおあげになりましたような建
設資材というようなものは、そう時間のかからな
い間に、様変わりというか、かなり大きな変化が
出てくると、こういうふうに見えておるわけです。
○加瀬完君 最後にもう一つ伺いますが、投資抑

制ということであれば、きのうも経済企画庁の長
官に伺つたのであります。道路計画を檢討修正
しなければ、道路計画を野放しにしておいては公
共投資の抑制にはならないと思ひます。道路計
画については大臣としてはどうお考えになります
か。

○国務大臣(福田赳夫君) 道路計画のお話です
が、道路計画に限らず、水道につきましても、住
宅につきましても、あるいは新幹線につきましても、
もうみんな長期計画があるんです。また、そ
れらを総合して新全国総合開発、社会経済基本計
画というふうな長期計画があるんですが、それを
いま短日目の間に新しい計画に見直すなんという
ことは、これはどういふ時間的余裕がありません。
ですから、それはそれとして置いて、そうしてと
にかくこの昭和四十九年度をどうするんだ、その
上半期が正念場だと、そういうふうな角度から、
そういう長期計画にはかわからず、その長期計画
の中の一部分をこの予算で消化すると、こういうよ
うな方針で行くはかばかしいと思ひます。長期計
画自身をどうするか、こういう問題になります。
と、この火事を消したとて、その消したとて
の日本経済の姿がどうなるか、その姿を踏まえて
日本経済全体としての行くえをどうするかという
中において解決しなければならぬ問題だと、こう
いうふうに思ひます。

○加瀬完君 すみません、もう一問。
それはお説は一応わかります。しかし、現実
にどれから手をつけていくとするなら、石油事情
等も勘案するならば、あまりにも膨大に無制限に
予算が投資されておられます道路を押さなければこ
れは公共事業を押さえることになりません。した
がつて、計画が計画ではなく、計画をはつきりと
修正させなければならぬと思ひます。これはなら
ないと思ひます。意見がましくなりますが、どう
ですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 五年なら五年にわたる
長期計画を修正するというのは、まあ事務の手続
としてとも間に合ひません。これは計画をつく

るには一年も二年もかかるんですから、それをい
まこの短期間の間にやり直すと、こう言われまし
ても、それはできないんです。できないんです。
が、その道路五カ年計画なら五カ年計画の中で昭
和四十九年度に大体どのくらい使つてあるのか、
それはまあ年次計画はないんですが、おおよそ年
割を見れば見当がつく。その見当にはかわり
なく、総需要抑制という旗頭で予算を編成すると
いうのはかたがたですが、その先のことは先のこと
でまたひとつ考えよう、これは考えざるを得ない
と思ひます。

○中沢伊登子君 私は、きょうは時間がたいへん
少のうございまして、一点だけお答えをいただ
きたいと思ひます。

それは、最近国民が一番困つてゐるのは、どな
たも言うように、インフレ、物価高、物不足、こ
ういう中に国民生活はあえていられるわけですけ
れども、先ほど公明党の田代先生へのお答えの中
にありましたように、大蔵大臣としては公共料金を
極力抑制する方針だ、こういうお話がございま
したが、ぜひともいま問題になっております郵便料
金の値上げ、これも公共料金でございまして、
ぜひともこれを財政担当大臣としていま予算をお
組みになつてゐる最中ではございまして、これの
財政負担はするから、どうか郵便料金の値上げは
抑制するから安心しろと、こういうふうな言明し
ていただきたと思ひます。実は、一昨日、閣議をやつてお
けでございまして。実は、一昨日、閣議をやつてお
られる植木屋さんのグループが私のところに参り
ました。もしもこの郵便料金の値上げになりました
とすれば三十円の値を上げるにしても、小包となりま
すと百円になると、こういうふうなことで、将来
は植木屋さんもやめなくては行かないというよう
なたいへん逼迫した陳情が参つておりました。ぜ
ひともこのことを大蔵大臣に質問をしていただき
たい、こういうことでございまして、よろし
くお願いします。

○国務大臣(福田赳夫君) 大蔵大臣というのはつ
らいので、郵便料金の値上げでありますとか国鉄
の運賃の引き上げとか、そういうことが行なわれ
ませんと、財政上それらの会計に穴があくんです。
その穴を埋めなければならぬ立場にあるものです
から、まあ普通のときでありますればもう上げろ
上げろ、上げて赤字をなくせと、収支のつじつま
をとつてもらいたい、こういうところなんです
が、いまは非常なときでございまして、国鉄
でも米価でも大蔵大臣としては異例の姿勢をとつ
ておるわけなんです。郵便料金の値上げにつ
いても、これは郵便審議会のほうであらう答申
もしておるいきさつもありますので、まあ郵政大
臣が最終的にどういふ態度をとりますか、まだ私
は最終的な協議をいたしておらないのであります
が、私といたしましては、ぜひ国鉄やあるいは米価、
そういうふうなものと同じ精神でいきたい、こう
いうふうに考えております。

○竹田四郎君 今日の石油危機の問題というのは
非常に突然にあらわれてゐるようでありまして、
でも、もともとは日本の油外交がなかつた、まあ
こういうところに非常に突如としてあらわれてき
たわけでありまして、外務省として、今後の
アラブとの友好的な交流計画というふうなもの
は具体的に立てられてゐるのかどうか。
○説明員(堀新助君) 私、文化事業部長でござ
いまして、ただいまの先生の御質問のうち友好交
流計画の中でも文化交流の点について申し上げた
いと存じますけれども、従来も、アラブ諸国に対
しまして文化交流を促進したいというところは、決
して最近の石油問題などが始まってから考えたこ
とではなく検討しておりました。そのための予
算も組んでおります。しかしながら、実際上その
予算はきつめて少額でございまして、と申しま
すのは、文化交流をいたしますにつきましても、従
来地理的にも文化的にも関係が遠かつたわけで
ございまして、先方におきまして日本からこう
いふ文化交流をしてほしいという要望が十分に
ございまして、そこで、ただいま各大使館
に対して、もっと文化交流をするために先方

でも日本からこういうことをしてはいい、あるいは日本に対してこういうことをしたい、そういう要望をどんどん出してもらいたいということも検討いたしております。そのためには、来年度予算も、まだまだ少ないとは言え、本年に比べては倍増になるような予算を要求したいと思っております。

○竹田四郎君 来年度ですね、アジア卓球選手権大会が横浜で開催されることになっております。その招請国四十三カ国と地域を対象としてアジアの単一競技大会ではいまだにない規模でやるという話であります。この中にはかなりアラブ諸国あるいは地域からの参加が予定されているというふうに聞いております。すでにエントリ等も来ている、こういうことでありますが、まあかつて名古屋でのパンパン大会というのが日中交流の一つのきっかけをつくったというところは国民だれでも知っていることなんです。いまおっしゃられるように、アラブは非常に遠い国である、こういうふうな感じを持たしているし、外務省も向こうが要望を出してこなかったんじやなくてむしろ積極的にこちらからそういう要望を求めるという行動が少なかったんじやないか、このように私は思うわけでありまして、しかし、こういう横浜で開かれるアジア卓球選手権大会というのはそういう文化交流の非常にいい機会であるし、三木特使が行ったということもそういうアラブ外交の一つではありまして、民間、民間、ベイスというものの交流というものが盛んになっていかなければ、アラブ外交でなくてアラブ外交と言われるゆえんというものは相当出てくるだろうと思う。そういう点で、来年度の四月の卓球選手権大会について政府はどういう態度で臨もうとしているのか、その点を伺いたいと思っておりますけれども、これについてはすでに政府のほうにいろいろの要望も出ていることであらうと思っておりますけれども、政府のほうの態度もまだ必ずしも明確でありませぬけれども、一つのこうい

う機会であって、私はいい催しの一つにさせるべきであらうと思っておりますし、アラブ諸国からかなりのクラスの政治家が一緒に来るという話もあるわけでありまして、非常にいい機会であらうと思うのですが、この点についてどう考えますか。

○説明員(堀新助君) ただいまお話のございました来年度四月行なわれます第二回アジア卓球選手権大会のことは、私たちが関係者から説明を受けて承知をいたしております。また、先生のおっしゃいましたように、その参加国として招待を受けておられるアラブの国及び地域として招待を受けておられることも承知しております。ただ、それだけの国がすでに招請を受諾したか、また、実際に選手を出場させるかというところは、まだ私は存じておりません。

そこで、政府としての態度ということでございますが、実はこのような競技会には文部省の所管でございまして、文部省組織令には「国際的又は全国的な規模において行われるスポーツ事業に関するし、連絡し、及び援助すること」という一条がございます。しかしながら、国際大会でございますので、外務省といたしまして十分な関心を持っておることは、言うまでもございません。

そこで、アラブ諸国の参加のことでございますが、私たちがいたしましては、先生のおっしゃいましたように、これはアラブ諸国との関係を深くする一つのよい機会でもあるということでございますので、多数のアラブ諸国から参加があつて大会が成功されることは、非常にけっこうなことだと存じております。

○竹田四郎君 じゃ、外務省はけっこうです。長官に伺いたいんですが、今度の法案の中で一番はつきりしないことは、標準価格が一体どういう形でどういうふうにしてどのぐらいの水準でどうきまるかということ、いまだ長い論争でありますけれども、これはどうもあんまりはつきりしないんですよ。そして、その標準価格のきめ方の政府の統一見解というのを出されませんでしたけれども、だれがどこでどうきめてどういう基準できめ

ていくのか、こういうことはさっぱりわからぬですね。標準価格の標準とは一体いかなる意味なのか。各企業の中においても、生産性の高いところはコストが下がるであらうし、限界企業といわれる部分についてはこれはかなりコストが高いということになってくると、一体的にどの線で価格をきめるのか。上位できめるのか、中位できめるのか、下位できめるのか、これも各種企業の実態はいろいろだと思つて、具体的にどこできめるんですか。その点を明示してくれないければ、いわゆる標準価格というものが、国民が見て、適正な価格であるのか、あるいは高い価格なのか、あるいは非常に低い価格なのか、こういう判断というものはできないわけですね。どうなんでしょうか。それはどこできめるつもりなんですか。

○国務大臣(内田常雄君) 一応私から考え方、私の姿勢をお答え申し上げ、細目については物価局長に補足させます。

まず第一に、この法律で私どもがねらいますところは、物価の上昇迅速というものをとめてしまふ。第三条にございますように、物価が著しく上昇し、上昇するおそれがあるときに物資を指定し標準価格を定める段取りに入りますので、現実には引き下げるということもさることながら、とにかく増勢をとめます、それが第一。

それから第二は、標準価格をきめます際に現に市場に行なわれていることがありまして、便乗的な値上げ、先取りの利益を含んだようなそういう価格は排除することにつとめる。これは現実にはそのときに市場に行なわれている価格を引き下げる場合があるということになります。

それから第三番目に、標準価格のつくり方でありまして、これは法律に書いてございますように、一つの商品の中から、標準品目というものはなっておりますが、わかりやすく言うと標準銘柄、代表銘柄というものを選ぶことになつてきます。その代表銘柄につきましては、これはいろいろなるメーカーもございまして、またいろいろなる販売業者もございまして、その場合の標準のコスト、

標準の扱い経費、標準の利潤というものを常識的と申しますか総合的な見地からはじき出します。その場合の標準生産費というのはいかにいうことになつて、いろいろなメーカーがございますから、一番コストの高いメーカーをとるということではもちろんありません。標準的なものでございまして、必ずそういう方法をとるといふことにはならないけれども、いわばバルクラインのようなものをとる場合がその標準生産費にならうかと思つて、また、標準利潤といふ以上は、ある非常に不況の場合に利潤を吐き出して原価を割って売るような場合のゼロ利潤というふうなもの、あるいはまた先高見込しの異常な利潤というふうなもの、これはいずれも異常でございまして、そういう異常な分ではなしに、これも代表的といひますか標準的な利潤といふものをつくるわけでありまして、これを総じて申しますと、いまのような考え方から標準価格につきましてはわりあいソフトな価格、その前後左右に代表品目、代表銘柄のほか他の銘柄もございまして、代表的な銘柄を選び、それについて通常のコスト、通常の利潤をはじいたところによります値段をつけることによって、前後左右の品目の値段が牽制されるということをはかりたいと思つて、法律にいろいろ書いてございまして、需給の強含みとか弱含みとかいうようなことも勘案して総合的にきめてまいると、こういう考え方でございますが、なおこれについて専門家を補足させたいと思つて。

○竹田四郎君 どうも、あなたの言っているのは、標準品目というのはいかにいうか。砂糖なら、たとえば上白糖という一番利用されている、そういうものの標準品目を選ぶことは、これはわかりやすい。当然わかります。その上下のいいもの、悪いもの、ザラメについてはどうするんだとか精製糖についてはどうするんだ、その辺の關係はわかりました。ただ、上白糖という砂糖一つを——これは一つの仮説であります——とて、おそらく塩水港精糖

とか日本精糖とか大日本製糖とか、この間でおそらくその会社自体の生産性によって高いものもあるだろし、安いものもあると思うのですよ、同じ標準的なものにしても。そうすると、あなたの言っている標準的というものはどうもそこがわからない。そういうものの標準価格の五つなら五つの企業が、そしてたとえ百十円、百円、八十円と、こう三つありまわ。その総合計したものの平均的なものとするのか、その辺は全然わからないのです、あなたの言っているのは、標準的ということばが、具体的にその辺がわからないと、これは経済界なりあるいは物価そのものに対する影響というふうなものも具体的にわかっていなくて、たといは砂糖の三つの企業をとっても、このくらい幅があるでしょう。その中のほぼまん中をとるとすれば、この線より下のやつはこれは損をしていくわけですよ。あるいは利潤が非常に少なくなってしまう。場合によれば、いまのような物価騰貴の事態の中では、おそらく標準価格は毎日毎日の変動がすうやうなものでないかと思ひますから、そうすれば、そのラインから下のやつは企業として成り立たなくなる、あるいはほかの企業へ転嫁する、こういう心配もあるわけですよ。そうすれば、ただけ生産量は落ちていきますよ。価格がある標準価格でめられるわけですからね。そうなると、生活物資を国民に確保するという役割が、いまそれです。つくればつくるほど赤字の出るような経営になつてしまえば、その工場としてはつづけなくなる、ほかに逃げていく、こういうことになる、国民に物資を確保していくという政府の責務、これはなくなつてしまふと思うのですよ。だから、この標準価格のきめ方というのは、ただ単に価格水準の維持だけじゃなくて、生産量にもこれは影響してくる問題なわけですよ。だから、価格のきめ方いかんによつてはこれはいへん大きな問題になるわけですよ。ところが、あなたの言っていることはどうもわからない、ただ標準標準と言ふ

だけで。具体的にどういうところできめるのか、その辺をもう少しはっきりしてもらわなければ、国民だって、そのきめられた価格が一体標準価格として納得できるものになるのか、あるいはこれは高過ぎるというのか、あるいはこれは低過ぎるというのか、その辺というものは理解のつかないものになつてしまふと思う。その辺を明確にしてくれないければ、標準価格を守れといつても守れなくなる、こういうふうになるのじゃないかと思ひます。

○国務大臣(内田常雄君) なお先ほど前提にいたしましたように専門家に補足させますが、なお、ただいまの竹田さんの御質問に対して、もう少し私から私の考え方を補足させていただきますと、とにかく標準品目をとりますこと、これと一致したとおりでございますが、それについても三つのメーカーがあり、あるいはまた三つの取り扱業者があつて、それぞれのコストが違ふという場合に、標準というものは、その三つを足して三で割つたものである必要はないので、全体の総生産量というふうなもの、あるいは総需要量、これだけあれば国民には間に合うというふうな数量をならみながら、その中のその数量を満たすためにどこまでのバルクラインというか、どこまでの生産費まで持つていけばおおよそその所要量はまかなえるというふうなものを選んでまいりましょう。そのほかに利潤もございしますから、それ以上のコストがかかつていいますものは、標準利潤のほうを当面は食われるか、さらに合理化努力をしてもらふ必要がある。それからまたそれ以上の非常にその効率をあげている、合理化のメリットが大きい企業におきましては、利潤のほうも、標準利潤をとつておきますから、それだけ努力の効果が利潤のほうに反映するといふ場合も出てまいりましょうけれども、まず、生産費とか販売コストなどにおける標準価格というものは、そういう代表銘柄、特別選んだものについてのいま言うような数量的考慮をも勘案しながらきめてまいると、こういうことにならうかと思ひます。

○竹田四郎君 抽象的にはわかりますよ。抽象的にはそのお話はわかります。じゃ具体的に、いまのように国民の需要というものは非常に多面的になつていて、こういう時期で、しかも物価がこれだけ高騰している。しかも、先行きいつて物価が安定するといふことを信じている人はちよつとなかなか少ないわけですよ。ここ数か月のことを考えて、あなたは少なくとも一月から物価が安定するといふことは信じていないと思ふんです。ことばの上では信じているけれども、腹の上では信じていない。そうなつてくると、そういうものから出てくるところのいわゆる必要といふようなものも出てくるわけですよ。そういう必要といふものが、ある意味では小麦粉をなくしたり、塩をなくしたりしているわけですよ。ことばの上ではわかるんですけれども、あなたのほうでそういう総需要量あるいはそれに対する供給量には、いろいろな複雑な要素が、心理的な要素も一切入ってきます。こういうものをあなたは計算できていますか。できていらないら、あなたのおっしゃっていることが来年の一月一日でも直ちに標準価格がきまつてそれによつてできていく、そして価格も安定するといふことはあり得ると思ふんです。そういう資料というものを経企庁は全部持つていますか。

○国務大臣(内田常雄君) 法文にございしますように、標準価格は各物資の主務大臣がつくることになるわけでありまして、したがつて、砂糖の例を考へてみましても、あるいは鉄鋼の素材、あるいは第二次製品などの状況を考へてみましても、両者の間で標準価格をつくるにいたしまして、かなりの違いがあると思ひます。しかし、最大公約数的なものと申しますか、そういうものはつくつていかなければならぬんで、通産省は通産省所管の物資について勝手な標準価格をつくる、あるいは農林省は農林省でまた勝手なものをつくるといふことではならないわけでありまして、一応は各省がつくりますから、各省がそれぞれについて相当の資料もあり、また検討もいたしてお

ることと思ひますので、私どものほうは、いま、各省に、当面指定すべき指定物資、それについての標準価格についての素案というふうなものを至急につくつて経済企画庁に相談を持つてこいといふことで督促いたしておるわけでございます。で、各省のそういうもののつくり方も私どもは十分見てまいつた上できめてまいりたい、またそれよりほかならうかと思ひます。

○竹田四郎君 あなた、それはたいへん責任のがあることだと私は思ふんです。標準価格が各省おそろく出てくるものは別々でしょう、あなたのおっしゃる通りに。あなたのほうは資料を持つていないんだから、別々でしょう。しかし、それがあんまり各省で離れ過ぎていても、これは産業間のバランスをくずすわけですから、その辺のバランスを守るのが私は経企庁だろと思ふ。けさ午前中の通産大臣と私のやりとりをあなたは聞いていたと思ふんです。じゃ具体的に通産省がいつまでにそういうものができるといふことは、言明できなかつたでしょう。早くやるということだけしか言つていなかったでしょう。あなたは、この法律が施行されてそして消費者の目の届くところまでいくというのならあしたにでもやりたいとおっしゃつていたでしょう。通産大臣はそういうことを言つていないじゃないですか。通産省のものはかなり多いだらうと思ふんです。現実には、それを二つの省が、じゃ具体的にどのくらいの資料を持つて具体的にどのくらい詰めていくかといふことは、あなたのほうはわからないでしょう。わかっていますか。わかれば私はあなたのことを信じますよ。先ほどの話だと、全然わかつていないじゃないですか、両方の話は。

○国務大臣(内田常雄君) 私は個々の物資を所管する官庁ではございせんが、しかし、物価については総合的な企画立案をする責任を持つておると思ひますので、通産省なりあるいは農林省なりがどのような固有の立場をとりうとも、私は内閣の中核におるつもりで、通産省に対しても、農林省

第三十一部 物価等対策特別委員会会議録第四号 昭和四十八年十二月二十一日 【参議院】

に對しては、この法律ができました以上は、いまおことばがございましたように、一日も早く物資の指定なりあるいは標準価格の決定なりというものをやらせるように、これは私だけの一人の力ではできませんけれども、そのために内閣に国民生活安定緊急対策本部というものをつくることになりましたので、そういうところに私どもの考え方、進め方というものを持ち出して、そして各省をして物価に対するそれぞれの役割を果たしてもらいたいと、こういうかたい決心、立場でおるわけでございます。

○竹田四郎君 あなたの答弁は、私の質問にちつとも答えていないじゃないですか。産業間のバランスを持つ、あるいは企業間のお互いのコストの状況がわかつている、そういうような事態を把握してなければ、全体のバランスを見て、農産物の価格、工業品の価格、こういうものがバランスがはたしてとれているかとれていないか、こういうことだってわからないのじゃないですか。幾らあなたがそういうふうな勢い込んだって物はそのように動かぬですわ。価格があなたの希望しているように動いているならば、こんな法律は要らぬはずなんです。そういう点をちつともつかんではないじゃないですか。それで標準価格をきめてうまく資源配分ができるなどということは、これは考えられないですよ。政治論ならいいですよ。しかし、経済は政治論じゃないですよ。価格によって物の生産も物の動きも違っていくわけですよ。政府の命令だけで物が動けば、やみ取引もありません、買い占めもあります。現実にはそれがそうならないじゃないですか。それで標準価格をどうきめるかといっても、それが納得できるきめ方ではないわけですね。その辺は、通産大臣の発言のほうがずいぶん射ていると思うのですよ。精密な原価計算をやっている余裕がないので、上がる前の値段を基準にするような小刀で細工をするより、なだて切ったほうがいい、こういうことを言っているわけですね、通産大臣は。私はこのくらいしかできないと思うのですが、どうですか。

○政府委員(小島英敏君) 前に統一見解でもお出ししましたように、おっしゃるように初めから標準価格をこまかい原価計算に基づいてやることは不可能であると思います。したがいまして、その物の価格が比較的安定していた時期をベースにして、その後の賃金水準の上昇とかあるいは輸入原料を使っています場合には海外価格の高騰とかというコストの事情を参酌して新しい現時点の標準価格をきめていくというケースがおそらく多くなると思います。

○竹田四郎君 時間がないものですから、この議論はもう少ししなければ、ほんとうに標準価格なんというのは出てこないですよ、率直に言つて。きのう、物価局長は、連合審査で、少なくとも標準価格をきめたら一、二月で動かすようなものであつちやならぬということをつたてたすわな。いまの形でいったらすぐ直さなければならぬような事情が出てきますよ。さつき通産大臣が言つたように、レアメタルですね、これは非常に価格のよう変動が激しいものだということです。そうなければ、すぐ標準価格を直していかなければ資源配分はできないじゃないですか。そうなつてくると、標準価格というのは当てずっぽうな価格だと、そういうふうになら直においになつたほうがいいんじゃないですか。いまも、小島局長は、原価計算なんですんなものではできないじゃないと、こうおつちやっている。まさにそのとおりだと思つたのです。だから私は、こんな標準価格を決めても当てずっぽうで常に動かさなくちゃならぬものだ、ただ標準価格だというレッテルのついた価格にすぎない、こういうふうに思ひますよ。それじゃ、そういう当てずっぽうの価格でもいいから各主務官庁がそういうものをはじき出せるほど情報を集めていきますか。集めていないじゃないですか。

私は、食糧庁に聞きたいのですけれども、私は、この間昭和産業を委員会として見学に行きました。昭和産業は食糧庁からどれだけ原表を買つて、それを挽碎して各特約店に幾らで売つて、その特約店が実需者に幾らで売つて、毎月どのくらいいの

量が出ているかというようなことを正確にここで報告できますか。これは四大製粉があるから、全部のコストを知るということになれば、四大製粉全体を見ていなくちゃならぬはずですよ。これは、しかも、食糧庁が原麦を一番握っているわけです、原麦価格も握っているわけです。しかも、ある程度安定しているわけです。一番やりやすいですよ。こういうことを全部詳細に各月別ごとにそうしたルートを全部追って価格と量というものを全部追っておりますか、どうですか。

○政府委員(中野和仁君) 現在の場合でございしますが、食糧庁としてはすでに工場のあります主要十六県に対しては食管法に基づく調査を実施しております。それをいま取りまとめておりますけれども、食糧庁としてはやろうと思えばいつでもやれるという体制で、特に今回の原麦の値上げとの関連で迷惑等があるといけないということでも流通調査を実施しております。

先般、先生に御視察いただきまして資料要求がありました具体的な件につきましても、数日中には御提出できるかと思っております。

○竹田四郎君 これだって現実に握っていないんですよ。私に言われて初めてこれから具体的な数字をはじこうということでしょう。やればいつでもできるかもしれない、食糧庁の体制ではね。しかし、現実には握っているという状態じゃないわけでしょう。麦だってこういう事態でしょう。

私は大蔵省に聞きたいんですが、塩の専売、塩は専売法によってきわめてきびしい取り締まりの対象になっております。きめられた価格以上で売れば、当然処罰を受けるわけでしょう。この間も本会議で福田大蔵大臣は塩の価格については違反の事実があったということを明確に言いましたよ。しかも、専売局がちゃんと監視部まで持っておるわけです。きわめて価格統制もでき、また同時にコストもはっきりわかるものです。こういうものだって末端においては塩は現在不足しておりますよ。この間私どもが見に行った時点でも不足いたします品種というものがあつたわけです。これは政務

次官に聞きますけれども、ここで堂々と、違反した店と、どのくらい違反したのか違反した数量と、いうものを公表してもらいたいんです、全部。

○政府委員（戸田嘉徳君）　ただいま御質問のありました点でございますが、専売公社の報告によりますと、先般塩専売法違反の事実があったという通報がございました。これが大体五十数件でございました。それらについて直ちに調査に入つたわけでございます。ところが、かなりの部分はお名前の店に行きましても証拠がなかなかつかみにくいという点もございました。とにかく調査をいたしましてはば違反事実が明確になったというものが、ただいま七件ございます。その内訳は、二件は、塩専売法によりまして販売の指定を受けておる店、それが専売価格をこえて販売をいたしておつたという事実が判明いたしております。残りの五件は、いわゆる無指定販売、資格のない店が塩の販売の準備をいたし、あるいは一部販売をしておつた。このような事実が明確になってきております。

具体的に二、三、例を申し上げてみますと、ある店では、並み塩の三十キロ入りの袋があるわけですが、この三十キロ入りの袋をこまかくばらして、本来まして五百グラム入りの袋にいたしまして、本来その一袋は制限価格でいきますと十円のものでございします。それを十五円に売っておった、そういう例もございます。また、ある店は、並み塩のいい店がございします。また、ある店は、並み塩のいい店の三十キロのものでございしますが、これを一キロの袋に詰めかえまして、これは一袋は二十円のものに詰めかえまして、これを一袋四十円ないし五十円という値段で売っておった、こういう例もわかつております。

このようなことで、ただいま、このような違反に對してどのような処分をいたすかという点につきまして処分内容について専売公社で審議いたしております。その内容は、いま申し上げましたように塩というのは本来非常に安いものでございしますので、たとえば六百二十グラムの食塩一袋二十

円のもの三十円にかりに売りまして、あるいは四十円に売って十円ないし二十円の差を取りましても、これを百袋売っても千円とか二千円でございませう。しかしながら、このような専売物資、しかも生活の必需品でございませう。こういうものについてああいふとさきまぎれにそういう不当な利益を得るということ、これは非常にけしからぬことじゃないかと、かように思ひまして、私どもとしましてはひとつ嚴重な処分をやってほしいというのを公社のほうに指示いたしてございませう。公社のほうとしまして、いまその線に沿って鋭意検討中でございます。

それからただいま先生の御指摘になりました個々の店名をここで公表しろというお話でございませうが、私どもとしては、なお検討しまして悪質と認められるものにつきましてはその処分をいたした段階で公表するということを考えております。以上でございます。

○竹田四郎君 専売法というきつい法律があったって、あなたがここでいまそういう違反者を公表することさへ拒んでいる。いつになつて公表するか、みんなの記憶が薄れたところに公表するだろうと思ふんです。そういうような状態です、塩専売法です。それがびしっと塩専売法がここ——こういう時期であるから一罰百戒というしりもあると思ひますけれども、これがびしっと政府がそれをすぐ出せるようなそういう措置が行なわれているということであれば、標準価格が守れる可能性はあると思う。一番初め私が問い合わせたときに専売公社が何と言ったか。主婦の人が感通をいしているんでしょと言ったでしょう。まるで主婦が悪いと言つていた。現実にある。私はこんなものなんてほんとうに大海の中の一しずくにすぎないと思ふ。もっとあると思ふ。真剣になつて調べていないからです。どうせ消費者が買いためているんだらうからというふうな調子で真剣に調べていないからです。あなた方にしてみれば、言わないほうが悪いんだ、どんどん言っ

てくればいいじゃないか、こう言うかもしれませう。しかし、塩を売る店はおたくのほうの制限でそんなにたくさんあつちにもこつちにも無数にあるというもののじゃないんです。その店ともしそういうことでけんかをしまへば、あとでいろいろなものを売つてくれない、あるいは小麦粉を売つてくれないということになるかもしれな、あるいは灯油を売つてくれないということになるかもしれな。言えないじゃないですか、店の名前を。だから、あなたのほうは、ちゃんと監視部をつくらせているわけじゃないですか。それだつて、見つかったのはかなり悪質ですね、これは。しかも、名前は公表しないと、こういう事態じゃないですか。そういうことで、標準価格より引き上げ、さらに特定標準価格までいって、その特定標準価格を破つたときに課徴金を取るなど、あるいは著しく悪質なものには標準価格を破つたときにそれを公表するなどでございませう。価格するはつきりしていないそういう標準価格で、はたしてそんなことがございませうか。私はできないと思ふのです。私が食糧庁の小麦粉を選んだというの、食糧庁が行政指導がかなり下まで手を及ぼすことができるということであつて私は小麦粉を選んだんだ。昭和産業はどうですか。買ひ占めの小麦粉が、私の勘定で計算して約百五、六十袋から二百袋でしよ、そういうものがあるんじゃないですか。その調査結果を発表してください。

○政府委員(中野和仁君) 先般、先生が御視察になりました際に、十月十一日付の何も書いてない票箋が十一月に出しました分の上に乗つておつたのでございませう。その分について調べてみましたところ、これは日付の書き違ひなものですから白紙のまま置き忘れておつたということでございます。といひますのは、その点についてそれじゃ十一日に第一屋製パンにどの程度どういふふうに出荷しているか、両方のほうをいま調べておりますけれども、たまたま私のほうの職員が十三日と勘違いしまして、十三日の分については、きちんと調べてみますと、入庫が幾らあつていつ

幾ら出ているか、全部票箋がついておりますから、おそらく私のいままでの報告を受けたところによりりますれば、これは書き損じではないかというふうにおもつておるわけでございますが、なお、十一日付のものがどういふふうに出て、第一屋製パンにどういふふうに行つたかということ、なお詳細に調べてみたいと思つております。

○竹田四郎君 昭和産業の横浜工場に食糧庁もおそらくそういう監視機構を持つておつたときどき検査に行くだろうと思ふのです。一体、いつ行つてゐるのですか。私どもが行つたのは十二月十八日です。あそこは一番トラックも入つてきて、荷物の出し入れが激しいところですよ。日付は、十二月の八日あるいは六日程度の日付がちゃんと上のはうに赤い字でこうゴム印でしるがしてありました。下のはうには何にもしるしなかったです。私は一番最後に残りましたけれども、その反対側のはうの——同じ通路のすぐ反対ですよ、そこにさき言つた百五十袋近く乗つてゐる上に、ほかには見られない下に第一屋と赤くゴム印で押したのがちゃんとそこにあるのです。もしそれが十一月一日に運び出されたものの残つたものだとしたら、一カ月半そこにあるのですよ、一カ月半。あれだけ出入りをしてゐるところで一カ月半そのものがごろがっているなどというのをだれが信じますか。その札は第一屋と赤くちゃんと書いてあるのです。あの札は、一体、昭和産業で押したのですか、第一屋で押したのですか、どつちですか。どつちですか、それは、ごまかしちゃいけませんよ。

○政府委員(中野和仁君) 私の報告を受けているところによりますれば、書き損じたものが乗つておつた。小麦粉の袋自体には正規の日付のものが入つた票箋がついておるわけでございます。そういうようなことでございませう。ただ、いままでの食糧庁の調査では、どうも書き損じではないかというふうにおもつてゐるわけでございます。

○竹田四郎君 書き損じだというなら、普通の字

を書き損じたことですよ。一日にそれだけをつくつてゐるわけじゃないんです。毎日つくつたのがゴム印で日付がちゃんと入つてきてゐるわけですよ。そのカードにはちゃんとさき言つたように第一屋という大きく見える赤い字で判子が押してあるわけですよ。調査に行つたのは翌日十九日です。私どもが行つたときにはそういうのはかかつていなかった。ちやうど運び出した途中だといふ感じがする。全然かかつていなかったんです。さきしても。だから、私は、あそこ若干指摘をし、あと食糧庁の人にもどうもあれはおかしいぞと言つた。だから会社側はあつておけたんだらうと思ひますし、私がそれを見つけたときにその従業員が急いでそれを持っていきました。そこに置き忘れたなら、急いで持つていく必要はないでしょう。そういうことを完全に調査をしないというそういう体制が私は食糧庁の体制だと思ふのです。どういふ調べ方をしたか、その調べ方の詳細をあとで知らせてもらいたいということですよ。おそろくもう証拠を消されたあとで、向こうがつくつたので説明を受けてそれで満足して調査を終わりましたということに帰つてゐると思ふ。金融筋から何から全部洗つてみましたか。洗つてないでしょう。第一屋と昭和産業、その二つだけしか洗つてないでしょう。いつ金はどういふふうを支払われていつ運び出されたという証拠までちゃんと調べてあるということがあつたら見せてください。あるいはそれは消してゐるかもしれない。私どもは前日連絡をして行つてゐるんです。その日に抜き打ちで行つたわけじゃありませんから、おそろく急いでその品物をどこへ運んだか知りませんけれども、運び出そうとしたに違ひないと思ふ。そのカードは偶然に忘れてしまつた。本来なら、それも片づけておけば国会議員に隠すことができたのだけれども、あのカードが一枚あそこにあつたために国会議員の目をこまかすことができなかった。どうですか。

○政府委員(中野和仁君) 私どものほうの業務部長が先生のお供をしておりますので、詳しくはあ

を書き損じたことですよ。一日にそれだけをつくつてゐるわけじゃないんです。毎日つくつたのがゴム印で日付がちゃんと入つてきてゐるわけですよ。そのカードにはちゃんとさき言つたように第一屋という大きく見える赤い字で判子が押してあるわけですよ。調査に行つたのは翌日十九日です。私どもが行つたときにはそういうのはかかつていなかった。ちやうど運び出した途中だといふ感じがする。全然かかつていなかったんです。さきしても。だから、私は、あそこ若干指摘をし、あと食糧庁の人にもどうもあれはおかしいぞと言つた。だから会社側はあつておけたんだらうと思ひますし、私がそれを見つけたときにその従業員が急いでそれを持っていきました。そこに置き忘れたなら、急いで持つていく必要はないでしょう。そういうことを完全に調査をしないというそういう体制が私は食糧庁の体制だと思ふのです。どういふ調べ方をしたか、その調べ方の詳細をあとで知らせてもらいたいということですよ。おそろくもう証拠を消されたあとで、向こうがつくつたので説明を受けてそれで満足して調査を終わりましたということに帰つてゐると思ふ。金融筋から何から全部洗つてみましたか。洗つてないでしょう。第一屋と昭和産業、その二つだけしか洗つてないでしょう。いつ金はどういふふうを支払われていつ運び出されたという証拠までちゃんと調べてあるということがあつたら見せてください。あるいはそれは消してゐるかもしれない。私どもは前日連絡をして行つてゐるんです。その日に抜き打ちで行つたわけじゃありませんから、おそろく急いでその品物をどこへ運んだか知りませんけれども、運び出そうとしたに違ひないと思ふ。そのカードは偶然に忘れてしまつた。本来なら、それも片づけておけば国会議員に隠すことができたのだけれども、あのカードが一枚あそこにあつたために国会議員の目をこまかすことができなかった。どうですか。

○政府委員(中野和仁君) 私どものほうの業務部長が先生のお供をしておりますので、詳しくはあ

るいは業務部長から当日の様子をお話し申し上げたほうがよろしいかと思いますが、業務部長にいま私が聞きましても、十一月二十七、二十八日製造された証憑が下の袋にはついておったそうでございます。したがって、書き損じということばはあるいはことばの表現が悪かったわけでございますが、十月十一日付の日付だけが入ってそれから第一層指定というのがあった票箋だけが忘れられておったということでございます。そのものの自体は古いものでありませんで、十一月二十七、八日製造された証憑がついておった。ただ、御指摘のようなことがございますのでなお詳細には調べておりますけれども、ただいま私の承知しておる範囲では以上のようなことでございます。

○竹田四郎君 そのカードを見たときは、いたのは私と香脱さん二人だけですよ。もうほかの人は、業務部長なんか、そんなの見えていないですよ。あとは一緒にバスへ乗って横浜方面へ向かったわけなんです。見ていたのは、私と香脱さん二人だけです。いまになってそんなことを言ったってそれは通らぬですよ。

○政府委員(中野和仁君) 当日参りました業務部長から報告させていただいたほうがよろしいかと思っております。

○説明員(志村光雄君) 竹田先生おっしゃいますように、私もあそこで工員さんの話を竹田先生がお聞きになっておられるので急遽その場に行つて話の概要を聞き、現在ある範囲の票箋はどれかといつて、工員さんがここにありますがということもちゃんとされたことを確認いたしております。

○竹田四郎君 それはいまここに証拠がないから、そのときの写真もこの報道記録も出ておりませんから、とにかくあなたは私よりも先にいったことは間違いない。私が一番最後に出ていったことをここで言つたって、ほかの人はそのときの事情を知らないから、どっちがほんとうのことを言っているかわからぬと思うでしょうけれども、私よりあとに出ていった者はないんだ。私が一番

最後に出ていったんです。そんなうそを言つたのであります。——答えないわけだ。食糧庁長官、現実はそのうちのことですよ。幾ら小麦を二三%原麦を売つたって、メーカーの中には積んであるんです。そういうのを調べてないでしょう。一番手の届くところでさえそういう調べができていないんですよ。それで何で標準価格がきめられますか。これは食糧庁の一番いい例だと思う。いまは正月用品が港にはいっぱいいます。運輸省の人もいますか。——いま日本の全国に滞船はしけ、あるいは倉はしけというのはいくつもありまして、十一月末の数字で言つてください。それと同時に、倉庫の中にどういふ品物が何トン積まれているのか、言つてください。十一月末ですよ。

○政府委員(竹内良夫君) 主要港におけるはしけの滞船状況でございますが、現在、十一月三十日までの資料を申し上げますと、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、この五港でございまして、滞船が二十一万四千四百トンという数字になっております。これは、八月に比べますと、八月は五十二万六千三百トンでございましたので、半分以下になっているという状態でございます。

また、私のほうの所管は営業倉庫でございますが、全国の営業倉庫の保管残高は……

○竹田四郎君 品目別に言わなければだめですよ。ただ保管残高幾らあるなんてことを言つたのであります。品目別に言つてください。

○政府委員(竹内良夫君) 七月末までが正確のところでございますが、全国で合計千六百七十六万五千トン、品目別に申し上げますと……

○竹田四郎君 七月より新しい数字はないわけですね。私は十一月末の数字を要求したんですけれども、ないんですね。あるかないか言つてくだされう。

○政府委員(竹内良夫君) 十一月末のものはございませぬ。

○竹田四郎君 さっき言つた二十一万四千四百トンののはしけですね、これにかなる品物がどのようになつていったか、それを報告してください。

品目別に。そして、どこの港にはどれだけあり、どこの港にはどれだけあり、どこの港にはどれだけあると、十一月末の数字を言つてください。

○政府委員(竹内良夫君) 五大港につきまして申し上げます。

十一月三十日調査の結果は、東京港におきまして合計一万八千七百トン、内訳は、穀物一万二百万トン、原木二千六百トン、その他五千九百トン、合計一万八千七百トンであります。

横浜は、穀物五万六千六百トン、その他の農水産品一万四千二百トン、雑貨一万二千二百トン、飼料二万二千九百トン、その他五千三百トン、合計十万八千七百トン。

名古屋は……

○竹田四郎君 もういいです、わかつたからいいです。

いま東京港の話聞いてみても、穀物、原木、その他です。詳細なことがわかつてないんです。経企庁長官、こういう事態ですよ、政府のつかんでいる数字は、何にもわからないということですよ。何にもわからないところでどうして標準価格がきめられますか。標準価格をもし破つていても、塩専売法という強い法律があつたて見つかからないんです。塩専売法に比べればこの法律のほうはずつとやわらかいですよ。一体、どうして国民の価格に対する公平感、あるいはまさにこの横浜港におけるはしけなどを見ますれば、ひどいものになると三カ月に一航海もしてないんですよ。いま、はしけの船頭さんは、太つて困ると言っている、仕事をしないから。二月、一カ月はさうです。おそろしく具体的なそういうはしけに何が積まれているかといふことをつかんでないでしょう。そんなことで適正な価格が標準価格などというものが一体出せませんか。出せないと思う。それがみごと

にこの一月の初めのこの法律ができるときに一般消費者に標準価格がわかるというまでの数字が出たら、これはやっぱり当てずっぽうの数字ですよ。大きな大きな立場からの原価計算をやつたそういう数字ぐらいいいしか出ないですよ。詳細な原価計算

なんてのは出つこないですよ。だから、私どもは、そういうむずかしいことを言つて、生産費だ、費用だ、利潤だという形でそのいうものを計算したまに原価計算の上で出たような価格を消費者に示してこれがあたかも適正であるがごとく——ごまかしですよ。できつこないじゃないですか、正確な価格は、ごまかしのための法律にしかすぎないですよ、これは。だから、あんまり正確な価格なんというのを言わないほうがいいと思う。むしろ、この価格でやつてくれ、そのかわり犠牲もあるかもしれない、犠牲者に対してはある程度それは国がめんどうを見よう、こういうことで価格を押さえるべきであると私は思う。できつこないじゃないですか。どうですか。

○政府委員(小島英敏君) 先生おっしゃいますように、この標準価格を厳密な計算で積み上げた上でおっしゃることだと思つて、したがって、先ほどのような方法で、まあある意味で便宜的な方法でございまして、まあやらざるを得ないと思つて、ただ、そういうやり方であっても、先ほど来通産大臣も言つておられますように、どんなふうにおけば上がつていく場合に、一つの水準を出してそれに対して監視をしてまいると、さらにそれがもとになつてその上——上と申しますか、一そうシビアな特定標準価格とかいうものに進んでいく上の一つの準備段階にもなるわけでございますので、やはりこういうラフといえはラフでございますけれども一つの水準を出して、なるべく一、二カ月ですぐ改定するようなことがないように、ある期間はその保つていくということがやはり消費者のためにプラスになると信じているわけでございます。

○竹田四郎君 まあそういうことで、実に標準価格というものは言うなればラフな当てずっぽうなものだといふことがここではっきりいたしました。そういう意味で、標準価格を守らしていくということになると、その標準価格では適正利潤が出ない、あるいは赤字になるといふような場

合もあるわけですね、現実には。灯油にしてもそうですよ。プロパンにしてもそうです。十リットル千三百円、これじゃとても赤字になるという業者が現実にあるわけですね。三百八十円店売りでは、これはとても赤字になるという会社があるわけですね。そういう標準価格を守らせる、それによって赤字が出たり、それによってぐあいが悪くなったような企業には、これは当然政府として責任を負うんでしょね。はったらかしておくといいことじゃないでしょうね。

○政府委員(小島英敏君) 非常に多くの小売り店を対象に、コストが高い場合に標準価格を守らせるために価格差補給金を出すというようなことになりまして、これはまたたいへんな数字にもなるわけですね。したがって、標準価格以上で売っている場合に、その事情を聞いて合理的でやむを得ないと思う場合は、これは引き下げの指示とか公表とかという手段はとらない、そういうことによって調整していかざるを得ないと思います。

○竹田四郎君 そういうのは、一体、だれがやるんですか。

○政府委員(小島英敏君) 権限上はそのものを所掌する大臣でございまして、したがって、卸段階とかメーカー段階とかこの辺はそういう縦割り省庁及びその地方支部が担当するわけですね。また、末端の段階におきましては都道府県知事に委任をいたす予定でございまして、地方の職員がやるということになるかと思ひます。

○竹田四郎君 地方の職員にそれだけの権限をお与えになるのかどうかはわかりませんが、なるほど不合理だということもわかって、それを上げるということになりまして、またいろいろその問題が出てくる、政治の腐敗もそこに出てくる、こういうことが目に見えているように思ふわけでありまして、そういうことを避けるには、結局、当てずっぽうの価格もなるべく高いところへきめておけばそういう複雑な問題が出てこない、

こういうことになりますわな、必然的に。あんまり価格を安いところできめれば、そういう例外的、ある地域に限ってとかその企業に限って価格を個別に認めていくという形にならざるを得ないですね。灯油一つをとってみてもそうですよ。遠いところへ配達する場合にはやっぱり運賃をたくさんもらわなければいけません、近いところならそうでなくていい、まあそういうことになりまして、まあ灯油などは比較的明らかでありますけれども、ほかの品物については、これはどうなるかわからぬわけですね。

そこで、時間があるから次へ進みますが、経済企画庁の長官として大体何品目ぐらい選んだら国民の日常生活に関連ある物資を押えることができますか。

○国務大臣(内田常雄君) 先般来政府の部内でも打ち合わせをいたしておりますが、私のせひやりたいと思ひますことは、国民が毎日の生活をしていくのにこれだけは政府が責任をもって価格なり需給なり守るべきだという最小限度のものをぜひきめたい、それが何品目であるかというところは、いまここで直ちに申し上げられませんが、そういう形で国民の生活をささえるための物資を各省とも指定物資の候補者として選んでくれと、こういうことを私は申し入れをいたしておるわけですね。いまして、内閣に国民生活安定緊急対策本部、これはまあ閣僚ベースでいきますが、そのもとに各省の局長クラスをもつてつくる幹事会がございまして、そういうところで詰めてまいりたいと思っております。

○竹田四郎君 国民の最低限の消費生活に必要な品目というのは、どのぐらいあると思ひますか。

○国務大臣(内田常雄君) 毎月消費者物価指数というのを御承知のとおりつくって発表いたしておるわけでありまして、これは家計の支出項目を単位にいたしておるものでございまして、必ずしも物資ばかりでございせん。手間賃のようなものも入っておりますけれども、それは四、五百項目あるはずでございまして、その中から、消費

者物価指数に占める各品目の重さ、ウェイトとかあるいはまた、まあ私どもでも暮らしましており、女房も子供もあるわけ、こういう点があるわけでありまして、一家の生計を維持していくのにこれとこれをきめることがいよいよ重要なものを選び出すべきだということで、私は消費者物価指数の構成項目というようにことまで例に出して督促をいたしております。

○竹田四郎君 通産省の塩と関係の方に聞きたいと思ひますが、いま卵の値上がり一つの大きなこと、卵のバックが非常に足りないというところで、卵はあるけれども輸送ができない、油も含めてですね、こういうようなことでありますけれども、あのバックの値段というものは、あまり上がり過ぎればやっぱり卵の値段に影響してくる、こういうことになると思ひますね。影響するどころじゃなくて、物がなくなってくるということですね。通産省で、塩の問題はたいへん重要でやましくいわれたものでありますから、これはひとつ各メーカーが塩のレジンをどういうふうに出していただくか、その資料を十一月末の資料を出していただきたい。どこでどういうふうに買い占められているか、わからぬわけですね。この間あるところへ行きましたら、塩の袋のメーカーのところだけこう破いて品物を持つてくる、値段は高いというんです。そういうことを御存じですか。これだけ塩がやましく言われているので商社の製造のネームがついているのを破いて持つてくるというんです、そういうことを知っていますか。

○政府委員(飯塚史郎君) お答え申し上げます。塩と製品は、七月半ば以降、工場の爆発事故並びに夏の間の光化学スモッグ等を理由といたしましていろいろ物の需給の面にそこを来たしたわけでございます。つい最近に至りまして、御指摘のように、石油危機の問題を契機といたしましてさらに逼迫の度合いを告げておるわけでございます。御指摘のように、塩と樹脂が大口ユーザー並びに中小ユーザー、いろいろ分かれておるわけ

でございますが、ともしますと、乏しいながらも大口ユーザーのほうに行きやすいだろう、中小のユーザーのほうに円滑に行かないという心配もございまして、これにつきまして、メーカーのほうに對しまして、メーカーから商社並びに一次問屋、二次問屋等の流通経路を通じてどういうふうの流れているかということも私も調べているわけでございます。

○竹田四郎君 あとで資料を出してください、時間がないですから。

○政府委員(飯塚史郎君) 御指摘の資料につきましては、後ほどお届けするつもりでございます。ただ、最後に御質問になりました点につきましては、私もそういう事実はまだ聞いておらないところでございます。

○竹田四郎君 これだけ問題になっている塩についても、長官、そういうような名前のところを消して荷物が動いているというところを一番主管者である通産省が知らないんです。聞いておりませんと言ったでしょう、そういう事実を。現実にかなり大きいところであるんですよ。一体どこを調べているかと私は思ひますね。町を歩けばそういう話はざらにあるんですよ。私なんか一番サボッていて歩かないほうなんです。それだつて耳にどんどん入ってくるんですよ。役所の耳というのはたいへん鼓膜がかたいみたいですね。

そこで、時間があるから次に進みますが、今度の法案で特定標準価格というものを定める、これは標準価格が著しく上がった場合、こういうふうにしてありますね。あるいは著しく上がるおそれのある場合、この場合には特定標準価格をきめるんだ、こういうことですね。著しく上がるというの、どのくらい上がることを著しく上がるというんですか、その辺も明確にしておいてください。

○政府委員(小島英敏君) 特定標準価格の決定は、原案で恐縮でございまして、第七条に「第三条から前条までに規定する措置を講じてもお指定物資の価格の安定を図ることが困難であると認

公取委員長に聞く前に、通産省の石油エネルギー関係の人おられますか。——この間、石油化学の手入れが公取でありましたね。十一月の二十日ごろに塩ビの価格について十一月一日にさかのぼって値上げをするということを石油化学何とか協議会ですか、連盟というのがやっておりますね。あなたのほうはそれをいつ知りましたか。そういう決定をしてそれぞれのところへ通達をしたというカルテル行為、それをお知りになったのはいつですか。

○政府委員(飯塚史郎君) 石油化学製品は私のほうの所管でございますので、私のほうからお答え申し上げます。

実は、ああいうことをやっておったというのは、新聞に出ましてそのときに初めて知ったわけでございます。

○竹田四郎君 あなたのほうが、いま塩ビの問題でこれだけ騒いでみんながかけ回っているときに、そういうカルテル行為をやったのを新聞で知っているなんというの、私は全くあなたたちの目は節穴だと思ふんです。具体的に、あなた方が、四半期ごとに、今度はこのくらの生産をしろ、今度はこのくらの生産をしろと指導しているのに、だれかによってそうしたものが言われなければわからない。一体、どういう目で業界を見ているのか、私はわからぬと思う。長官、そういう状態ですよ。それより先に知っていると云ったから、カルテル行為を知っていなから認めたということになるだろうし、だから、知らないということになっているだろうと思ふんです。だから、わざと、新聞で初めて知ったということだろうと思ふんです。実際は知っているんです。あれだけ接触してわからねぬはずがないですよ。

公取委員長に聞くんですが、いま、砂糖の小売り商が、これはある地域だろうと思ふんです、カルテル行為をやっているのを御存じですか。

○政府委員(高橋俊英君) 私自身は、まだそういう詳しい事情を承知しておりません。

○竹田四郎君 これは横浜の一部であります、普通の砂糖ですね、上白と言ふんですか、買っていくと一キロ二百四十円、組合でこれ以下で売ってはいけませんと言われましたから二百四十円で売りますと、こういう状態ですよ。小麦粉なんかを見ましても、だんだん袋を大きくしちゃうんですね。いままでは、百グラムあるいは三百グラム、四百グラムという小単位の袋があった。最近、小さな袋を買おうとすると、たかあん二本つなけりゃ売らないというんです。こういう状況は、公取委員長、どういうように見ますか。私は抱き合わせ販売の不当販売だと思ふんです。現に行なわれているんですよ。たかあん二本つなけりゃ小麦粉は買えないんです。これは、長官、これからも標準価格でそういうことが起こりますよ。油の問題だって運賃だつてごまかしているわけですからね。運賃というサービスと灯油との抱き合わせ販売ですね、あれは、で、抱き合わせのほうを高く売って、灯油は三百八十円です。抱き合わせの品物を高く売って、結局は四百円だ、五百円だということになる、こういうことはどうしますか。

○政府委員(高橋俊英君) 抱き合わせ販売は、すでに幾つか私のほうにも情報提供がありました。いままでのところでは、まだ厳重な法的な処断は行なっておりませんが、そのつどその業者を呼び出して絶対今後行なわれないという誓約書を書かせまして行政指導で禁止しておるわけでございます。ごく最近までの数字は、すでに十一月の下旬からだけでも、二十一日からの計算で十数件はそういう指導を行なっております。今後そういうことが標準価格を守るかわりに抱き合わせ販売をするという事例はふえてくることも予想されますが、これは対してどういう対策を講ずべきか、個々のものを一つ一つ取り上げているのは私どももたいへん手が回らぬ点がありますが、やはり、やり得ることとすれば、われわれの限られた人員の中でも、代表的なケースというものは容赦なく行政処分を行なうと、単なる行政指導でないというふうに切りかえていかなければ、この悪

習はなかなか直らないのじゃないかと考えております。

○竹田四郎君 もう私の時間が過ぎていきますから、これでやめますけれども、まだまだこうたくさん疑問点があるわけですよ。長官、標準価格でもこういう抱き合わせ販売というのは必ず起こりますよ。それを防ぐ手段というのはここにちつとも書いてないんですよ。それで、それをすぐ公取委員会に告発できるかというと、なかなか告発できないんですよ。消費者はそのぐらいい弱いです。また、公取委員会へ持っていったって、公取委員会は人が足りないですから、どうにもできません。いつまでもいつまでもそのあれが延びるだけですよ。こういう事態では、この法律ができたて、こんなのはどうにもならないですよ。テレビのコマーシャルにも「もとから断たなきゃだめ、シャット、シャット」と、こう言われているんですが、(笑)これは、長官、ほんとにあなたにしろふきをさせられているんです、しりふきを。もっと根本の財政金融政策というものをびちんと建て直さなければ、こんなしりふきで問題を解決しようなんという考え方じゃしりふきで問題が解決し、まあ出てくるおできには膏藥を張らにやならぬ。膏藥を張るにすぎないんですよ。性病の四期へおできができる。こつちへ張りや今度はこつちへ出る。そういうことになるのにきまっていますんですよ。だから、初めはあなたは何品目か知りませんが、せめて百品目なら百品目きめても、これはほとんど広がりていきますよ。それで指定品目を解除するなんというのは、どうしたっておくれまますよ、行政ですから。二千、三千、四千、一万と、こういうふうにならざるを得ないですよ。そうして、その末は大きくなってどうにもしようがない、手のつけようがなしと、あとはデフレが来るのを待つのみ、そういうふうにか私はならぬと思ふんです。

に真剣に考えてくれなけりゃ、へたをすれば暴動が起きますよ。暴動になりますよ。そうした暴動を起こしちゃいかぬと私は思いますけれども、そういう意味で最後に長官の決意を聞きたいんですが。

○国務大臣(内田常雄君) 竹田さんがおっしゃられますように、私は、やはり根本は総需要の抑制である。それは、すなわち国の財政の態度とか、あるいは地方公共団体にも同じような問題がございまして、あるいは企業の設備投資、そういうものの抑制、建築物の規制、あるいはまた金融の抑制、締めつけというように、必要の側から思い切ったことが絶対必要であると思ひます。そして、威力であります、先ほどいろいろ問答がございまして大蔵大臣にも同じような打ち合わせを私からいたしました。明年度の国の予算のベースといたしまして、先ほど大蔵大臣から若干はお触れになりましたが、私がいまここで述べますようなそういうタイトなものにせびいたしたいと思ひます。しかし、それだけではどうにもその効果があげ得られない面もございまして、やむにやまれずこうした個別物資対策としてのたいへん御批判をいただきますようなむずかしい法律案を出しまして御審議をいただいております。御決の上は、これらの法律につきましてもできるだけ納得のいくような運用をいたしまして、総需要の抑制、あるいはまたその供給面の調整、増大というようにも考えまして、国民の生活が安定するように善処をしたいと思います。ということが私の真剣な気持ちでございます。

○田代富士男君 けさから通産大臣、大蔵大臣と順番を追って質問してまいりました、最後に経企庁長官に対する質問でございますが、時間の関係もありますから簡潔に質問をしていきたいと思ひます。

これからまたもっと聞きますが、時間が来ましてからこれで終わりますけれども、もっとほんと

十月度の卸売り物価が二〇・三%、対前年度比です。十一月度が二二・三%、それから消費者物価が十月が一四・三、十一月一四・八、このような

数字があらわれているわけなんです。口を開けば物価対策を再優先にすると、このように長官も言っているし、いまさっき私は大蔵大臣に四十九年度の経済見通し、物価政策に対して説明を求めましたが、長官としてどういう考えで取り組まれましたか。特に四十八年度の例を出しまして福祉の向上という点については何ら四十八年度はなされなかった、この点に対して四十九年度は特にどのように取り組まれましたか。それなのか、そこあたりを最初に簡単に教えてください。

○国務大臣(内田常雄君) 四十八年度の財政におきまして、国は、社会保障、社会福祉の前進という点につきましてはできる限りの配慮をいたしてきていたわけですが、しかし、何よりも物価の上昇のほうをそれを追って大いということも私は感ぜざるを得ません。今回の四十八年度の補正予算におきまして、御承知のように、生活保護基準五%を上乗せしたり、また、それに準ずるような若干の行政的用途も関係の省におきましてはあつても聞いております。しかし、来年度の予算の編成につきましては、いまも述べましたように、全体といたしましては総需要の抑制の見地、物価の安定の見地からその漫然たる増加を極力押えるような考え方で予算を組みますけれども、しかし、その中におきましても、お尋ねの社会福祉につきましては、できる限り、その後退どころではなしに、前進を進めるような考え方に立つて来年度の予算をきめてまいりたいと思っております。

○田代富士男君 長官、具体的な問題を一つお話をいたします。そしてそのあとに長官の話を伺いたいと思つて、これは所管が違ふからということをおっしゃらないように、前もって申し上げておきます。

これは、老人ホーム、精神薄弱児の生活の実態についてお伺いしたいんですが、いまも申しましたとおり、四十八年度の予算編成の一本の柱でありました福祉向上ということについていま長官

なりに述べられましたが、実態はどうであるかといひますと、埼玉県の浦和市に老人ホームがあります。年輪荘という老人ホームであります。この一日三食の食事代が二百七十六円です。老人の楽しみでありますおふろも、一週間に二回であつたけれども、石油危機のために週一回になつた。おびしい生活を送つていらっしゃるんです。今度、浦和の精神薄弱児の施設がありますが、こゝでは一日三食の食事が二百七十三円です。まことにこの毒な生活をしていらっしゃる。これが実情であります。これに對しまして、失礼かわかりませんが、端的にそれが理解できるために、上野動物園の動物を対象にあげてみたいと思ふんです。まあ人間も動物と言つてしまふべきですけど、人間と動物とはずいぶん違いがあることは万々御承知の上だと思ひますが、チンパンジーの一日の食費、これは材料のみで、人件費等は含まれておりませんが、チンパンジーが一日六百元、ゴリラが一日に九百八十円、中国から参りましたパンダは一日三千円です。これがチンパンジー、ゴリラ、パンダの食費です。そうしますと、万物の霊長といわれ、お年寄りといへば国の功勞者です。そういう人々がチンパンジーの半分にも満たない生活をしていらっしゃる。福祉向上ということをやつていらっしゃるのです。動物の半分もいない。この点について大臣はどうお考えでしょうか。

○国務大臣(内田常雄君) 私は、財政の目的も、政治の目的も、結局は人間を対象とすべきものであつて、企業が対象であるべきではない。ことに人間の中でも長い人生の功勞を積まれた老人が冷遇されているというふうなそういうあり方は政治の目的を達成するものとは決して考えないものでございまして、いまお話を承りました。まことにどうもそれでいいというふうなことを決して言えるものではございません。明年度の予算あるいはその執行の面におきましても、田代さんのいまのお話を肝に銘じまして、これらの老人ホームに収容されている老人、あるいは精神施設

の精神者等の処遇が納得せられるものになるように微力を尽くしてまいりたいと思ひます。

○田代富士男君 じゃ、内田長官になつてからは初めての質問ですから最初のことでございまして、信用してもよろしいですね。大臣がおやりになるとおっしゃるんですから、後ほど証憑をもつて示していただきたいことを、これは私の希望でございまして。

それから生活安定法案に対する質問ですが、まとめて御質問申し上げます。

今後、石油危機が一段と深刻化した場合、けさ中曾根通産大臣にお尋ねしたときにも、二月以降のことには深刻であると、こういうことを述べていらつしたことは御承知だと思ひますが、そうした場合、端的に言ひましてあらゆる物資の価格の安定と供給の確保を国民に保証できるかどうか、これが第一点です。

それから第二点、行政介入の必要な場合に限つて業界の実質的な共同行為を認めるとすれば、それはカルテル復活の導火線になりまして、さつき午前中にも質問したかと思ひますが、産業界の利益が国民の暮らしの安定よりも優先する危険性があると思ひます。まずこの二点に対するお答えをお願いします。

○国務大臣(内田常雄君) 二点のうちあとのほうからお答えを申し上げます。私は、ほんとうに心から、業界の共同行為などでそこに価格のつり上げや管理価格が行なわれるということは、よろしくないと思ひます。そのために、これは政府からわざわざ国家行政組織法から別の形において公取委員会というものもあつて、そうして独占禁止法でカルテル禁止が行なわれておるわけでありまして、こういふ時代にこそ公取がしっかりと機能の果たしていただけるように私も大いに協力をいたすべきであると思ひます。

ついででございますが、したがひまして、公取との間の先般御批判がございまして、覚え書きなどにつきましても、これを逸脱しないように、あの覚え書きによつて独禁法の適用除外をつくつた

り、公取の独禁法に基づく監視行為を曲げるようなそういう理解のもとでは私どもは行動しない、こういうふうにとつとめてまいります。

第一番の、物価の安定、生活安定をおまへは保証するかと、こういうことでございまして、これは私は全く正直に申しますと、いついつまで物価の値上がり防止を保証する、さらに進んでは値下げを言明するということにはまいりませんが、あまりにも最近の卸売り物価の上昇、これは外国からの輸入物価の上昇も非常に影響はございまして、それにしても国内要因もございまして、それがさらに今後消費者物価に反映することも明らかでございますので、あらゆる方途を尽くしてこの物価上昇を一日も早く抑えてまいりたいという熱意を持つもの、また、その努力をお誓ひいたしますものでございまして。

○田代富士男君 この国民生活安定緊急措置法案が具体的にどのようなときに行なわれるかということにつきましてお尋ねしたいんですが、第一条にこの目的がうたはれております。ところが、いまさつきちょっと数字を申し上げましたけれども、十一月度の卸売り物価指数は対前月比三・二%、それから対前年同月比が二・三%、消費者物価は一四・八%、まあ卸売り物価の上昇は年率で見て四〇%ぐらいの上昇だと、異常なこういう数字が出てくるわけなんです。ところが、国民はどうであるか。このような事態にありましてこの法案が成立した場合にいろいろなものに適用されるんじゃないかと、こういうような期待を持っているわけなんです。国民の皆さんは、詳しいことを知らない人は、しかし、いまもいろいろ議論がかわされましたが、本法案がいま成立しているとするならば、いまからしようとしておりますから、これがもう現在形で成立しているとするならば、どういふ品目に標準価格ないし特定標準価格を定められるつもりなのか。未来形じゃないです。いまさつきからいろいろ議論がかわされたところなんですけれども、それがまず第一点。それからさつきの質問の中で標準価格を定める

場合にどうするかという点に對しまして、小島局長は、そういう価格の決定ということが第七條に載っているから、七條に沿ってきめていきます、その場合には行政判断できめていかざるを得ないと、こういうお話をされました。ところが、内田長官は、今度は個人的な判断だけではだめだと、こういう意味のことを申された。そうすると、一方では、局長は行政判断でいくと、今度個人的な判断だけではだめとおっしゃった場合に、同じ質問を聞いていて私は理解に苦しむんです。そうした場合に、個人的な判断と、そういうことになりませんから、そういうために第七條があるんじゃないですかと言われるけれども、その中が解明しないから聞いたのに、行政指導ですと、片方は個人的判断ではだめだという、理解しにくいそういういまの答弁だったのですが、そこあたりを私は明確にしてももらいたい。それと同時に、そういう疑いがあるから、端的に言うならば物価指数が何%をこえたならばこれを発動するのとかいう、そのぐらいくらいは誠意をもって示してもいいんじゃないかなるかと思はれますが、そこあたりをまとめてお答え願えませんでしょうか。

○國務大臣(内田常雄君) ます、田代さんのお尋ねの第一点でございますが、この法律が発動いたしますのには、第一條の目的と第二條の要件が生じたときだと思はれますけれども、私は、結論から申しますと、この法律が直ちに発動する条件が満たされていると思はれます。というのは、第一條に物価の上昇その他異常な事態がある場合においてこの法律が動くことになっておりますが、私はいまの物価の状態が異常な事態にあると考えますので、一日も早くこの法律の発動の準備を進めるつもりであります。私が進めるばかりじゃなしに、各省にお願いをし主務大臣にそれをやりましょうと、こういうことでやってまいりつもりでございます。

そこで、第二点の、それはそれとして、いま発動されておったならばどういふ物資をきめるかという点でございますが、ここには物資の範疇が

二つ書いてございます。その一つは、国民生活に關連度の高い物資ということと、もう一つは、国民生活に重要な基礎となるいわば基礎物資と、こういうようなきめ方で両方をひっくるめて「生活關連物資等」と、こういうきめかたでございますが、私の気持ちを申しますならば、国民生活の基礎になる物資もより大切でありますけれども、しかし、私はやはり国民生活に直接關連の深い生活用品というものをまず取り上げるのがしかるべきではないかと考えますので、先ほども申し述べましたように、消費者物価を形成する品目の中から、いま値段が上がっているもの、また、さらに上がリそうなるもの、また、家庭生活における支出のウェートの大きいものをそれぞれ各省の所管の中から選び出して、そうして国民生活安定緊急対策本部の幹事会に持っていくと、こういうことをお願いをいたして、いまここでそれが砂糖であるかあるいはティッシュペーパーであるか灯油であるかということとは申しませんけれども、いまの精神で品目を選んでまいります。

それから第三点の、特定標準価格をきめる場合に一般の標準価格だけでは防ぎがつかないという場合、それを認定した場合に特定標準価格をきめる、それが認定するんだということにつきまして、私と政府委員との間に食い違いがあるという御批判でございますが、政府委員の言うのも、行政的にきめるというものは、一個のその物資を担当する何々課長というものがきめるのではなく、広い行政的判断できめるということ、私が個人的判断できめるべきではない。私も実は国民から乏しきながら選ばれた国民政治家の一人であるつもりでありますし、多少は広く国民生活とも關連があるもので、幸い議院内閣でこういう地位も占めさせておいていただきますので、關係各省の主務大臣あるいはその物資の主務担当官という方々の意見を聞くばかりでなしに、まあ個々の企業にはこ

とばかりいかに悪いかわかりませんが、密着してない経済企画庁の広い判断——個人的な判断ではない広い判断というものを交えてそして行政的措

置できめていくと、こういうことを申しておるの、考え方は同じでございます。審議會のお話もそれに関連しておったと思いますが、せっかく設けられた審議會でございまして、私は審議會の機能というふうなものでもできるだけ私どもの行政活動に反映するようなそういう心がまえをもって対処したいと考えています。

○田代富士男君 いまの大臣の、私が行政判断をするという立場と個人的判断ではなくというところあたりですね、いま大臣の説明でもわからないわけはないんですけれども、ちょっとまだ私はすっきりしませんけれども、小島局長はどうでございますか、今度は小島局長の考えを聞かしてくだい。

○政府委員(小島英敏君) 標準価格が守られませんが、二つのケースが考えられるわけでございまして、一つは、標準価格をきめたときの原価事情にかなりの変化があった場合、これはこの法案の原案のほうで恐縮でございますが、第四條に、要するに生産費その他コストに著しい変動が生じた場合には標準価格を改定するものとすることになっておりますので、これはまあ標準価格が守られないといつても十分合理的な理由があるわけでございまして。したがって、その場合はもう当然標準価格自体を改定するということになると思はれます。それからもう一つは、コスト事情等にあまり大きな変化がないのに標準価格を著しく上回って売られてしまったと守れないという場合には、これは大臣もおっしゃいますように役所の間で一応の基準的なものをきまして特定標準価格の段階に移していくと、そういうことになると思はれます。

○田代富士男君 じゃ、経企庁長官ですね、朝、通産大臣にお尋ねしたら、長官に答えるとおっしゃったけれども、中曾根通産大臣は答えにならなかつたことが一つありますから、それをもう一回申し上げますと、標準価格を設定する場合、指定物資の生産者のうち最も生産性の低い企業のコストを基準にせざるを得ないでしょう、いろいろ

を検討されますでしようけれども、そうしますと、コストが大企業ほど利益幅が多くなりまして、価格は表面上安定しても実際は大企業に有利なそういう事態というものができ上ってくる。たとえば鋼材を例にとりまして、新日鉄のコストと他の大手企業のコストでは一五%の差があると言われていた。今度は大手企業と中小の企業との差ではまた開きがある。その場合、標準価格の設定はどのように行なわれるのか。一応例をあげましたからお答え願いたいと私が提示したわけなんです。これにはお答えがなされておられませんし、じゃ後ほど長官にお尋ねしますということになっておりますから、お答え願いたいと思います。

○國務大臣(内田常雄君) 一番生産性の低い、つまり合理化されない企業というものを対象にして、そのものの生産費で標準価格をつくることは、私はよくないと思はれます。いろいろ企業の数がございまして、まあたとえ一番生産性の上がっているコストの低いものから先に取り上げまして、そしてそれでいま国民が必要とする需要量などの辺までコストの高いところまでいったら間に合いか、言いかえましてバルクラインということになります。そういう数量対比のバルクライン方式というふうなものも私は標準価格の際には有力な標準的な生産費としてとられるべきものだらうと思はれます。これは他のある種の公の価格のきめ方などにつきましても同様の方法がとられている例もございまして、そんなものも参考にはなるかと思はれますが、私はそれがよからうかと思はれます。

○田代富士男君 この問題は、ここで論議をしてもおそろしく結論は出ないと思はれます。次に移りますが、今度はこの法案の対象というのが工業製品あるいは加工製品に限定されているような感じを受けるわけなんです。だから、この法案は、価格のみでなくして、生産、あるいは輸入、保管、売り渡し、輸送についても指示を与えることになっておりますけれども、この中の十四条でございますが、この十四条の性格から申しま

すと、生産に関連いたしまして生産計画の作成等が義務づけられておまして、その対象というのがいま申します工業製品または加工製品であるというふうな読み取られるわけなんです。そういういたしますと、第一次産業部門の農産品目あるいは水産品目についてはどのような措置を講じようと思ふのか、ここあたりを私は御説明願いたいと思ふのです。というのは、国民生活に必要なものはいろいろ必要なものがありまされども、こういう農業品目あるいは水産品目、野菜とか魚類というものは国民の一番関係の深いものであります。生活法案というものが適用されないのであります。たならば国民の期待を裏切るようなことになりまして、工業製品あるいは加工製品に限定されるということになりまして、これは期待を裏切ることになると思ふ。そこあたりいかがでございますか。

○国務大臣(内田常雄君) 法律のたてまえから申しますと、十三条以下の物資を動かすほうの条項も、鉱工業製品だけに限られるものでございまして、第一次産品にも適用されてしかるべきであると思ふ。それはばかりでなしに、標準価格などについても理論的には第一次産品にも適用されることを妨げるものではないが、しかし、まず価格についてはございせんが、しかし、まず物資が多ございまして、野菜とか、でありますから、必ずしも標準価格などにはなじまないものも多いというところは言ひ得ます。しかし、いまの生産、出荷、ことに保管などの指示につきましては、今回の国民生活安定法は、ある場合には十分活用し得ると思ひます。ただ、一般的に申しますと、第一次産品の価格の安定をはかるためには、この法律によって緊急応急の措置として出荷とか生産とかいうことを指示することよりも、平素から基本的な安定した供給を確保する、そういう制度をつくっておくことが重要であると思ひます。野菜、食肉、水産物などがその対象になると思ひます。が、たとえば野菜については野菜の指定産地制度というのを農林省が一生涯でやっております

し、また、食肉につきましては肉用牛の生産団地の育成とか、あるいは水産については新漁場の開拓とか、そういうこの法律以前の基本的な施策をやっておりますので、こういう法律までつくって物の価格を安定したり需給を安定させたいわけでありまして、いま申し述べたような基本的な施策をさらに一層力を入れてやらうことが必要だと経済企画庁では判断をいたしております。それはかりではありせん。流通経費などの問題につきましてもいろいろございまして、卸売り市場の整備、あるいは集配センターの設置の問題とか、あるいは総合小売りセンターの増設の問題等もございまして、第一次的には、そういう面を、一方における総需要の抑制、この法律による個別的な物資対策のほかに、いま申しましたような諸施策を充実せしめらうように私もその音頭をいたさねばならぬと思ひます。

○田代富士男君 じゃ、もう一つ法案の中でお尋ねしたいことは、第二条、第七条、二十二条、二十五条等を見ても、委任命令が多過ぎる。そういたしますと、いまさっきもいろいろ行政指導云々というお話が出てきておりますけれども、そうなりますと、政府の独走を許すようなことにならないか。だから、個人の判断云々ということもありましたけれども、広い人の意見もいうような、いろいろいま私としてはまだ満足に理解するところまでいっておりませんけれども、そういうことを考えますと、これは国会監視であるし、政府独走というのを許すようなことになるんじゃないかならうか、こう思ふのですけれども、長官どうですか。

○国務大臣(内田常雄君) 決してこれは田代さんにおことばを返すという意味ではございせん。おっしゃるとおり、政令をもつてきめるという事項がたたくございまして、私自身がそういう御批判に対応するために、この政令の型を分類してみまして、おおよそ一つの型があるように一つは、物資を指定するので、これは主務大臣

が勝手におきめになるよりも、やはり中央にできまう国民生活安定緊急対策本部の幹事会といったようなところに私も参加しましてそして政令できめるのがいいということだけで、これは政令できめるよりも各省の告示でそのまゝいきなりきめていいというこのほうがいいと思われませんか。そういうものが幾つかございまして、その次に、いろいろ法律にございまして、その中に、様式とか手続とかいうものを政令できめさせるものが幾つかございまして、これは関係各省が多ございまして、各省はばらばらの手続規定なんかをつくられても私も調整に困るという点も願ひいたしまして政令で手続をきめるものも多いと、こういうことでございます。

三番目が一番問題でございまして、その最たるものは、第二十五条の配給、割り当て、あるいは消費規制、消費制限等々のことは政令できめることになっておりますが、これはもうまさに田代さんのおっしゃるとおりでございまして、全く全権委任をこのままの形で政令にいたして、これは二十五条ばかりではございせん。事の軽重はございまして、他の条文にもそれに似たようなものがございますが、問題は第三グループにあると存じます。しかし、私も、当初の意に反したと言ふと恐縮でございましてけれども、これについては国民生活安定審議会というものを設けて、そうして二十五条の運用とか本法の運用の全体にわたる重要事項はこの審議会にあらかじめ諮問をしたり、あるいはまた、諮問に関係なしにこの審議会が独自の建議、意見具申をするというふうな規定が入りましたので、いま御批判がございました政令の一番大切なものはそこでかなり対応ができるように思つておる次第でございます。

○田代富士男君 じゃ、次に標準価格のことでちょっとお尋ねしたいと思ひますが、大臣も御承知のとおり、七月に買い占め売り惜しみ法案が通りました。七月に成立したばかりですが、この

ときの品物が二十一品目であつたと思ひます。ところが、その二十一品目が、現時点におきましては異常な値上がりをしております。ところが、この買い占め売り惜しみ法案の中におきまして、いろいろ指示をすることもできるし、公表することにもなっておりますけれども、異常なこういう高騰をしてるにもかかわらず、七月に通つたのみで、何ら指示も公表もされてない。そういうことから考えますと、いま標準価格のことでいろいろな角度から議論されておりますけれども、価格の値下げの効果はこの法案で望めないじゃなからうかと。七月のこの法律でさえもまだ何ら効果は出てきてない。現実にはどうですか。

いま、私たち、小麦粉をずっと追ひまして、パン屋さんからずっと回つてきました。そうすると、小売り店へずっと回つてきましたらば出荷されてない。それから値段は上がつていまして、こういうようなことからするならば、値下げはこれは望めないじゃないか。こういう法案は通つても何ら指示も公表もされないというところが、国民と政治とが遊離した、ここに政治不信、国民不在といわれる。そういう国民の大きな声が渦巻いてる根本原因にもなるんじゃないかと思ひます。だから、長官はこれさえあるならばいまさっきも言つていらつしやうたけれども、しかし、私は買い占め売り惜しみ法とあわせてそういう危具の念を持つのですけれども、どうでしょう。

○国務大臣(内田常雄君) これはいつも御批判やおしかりを受ける事柄で、私もたいへん恐縮いたしております。七月に買い占め規制法を御制定いただきましたときは今日の二十一品目ではございせん、十何品目かに対して、最近の物の値上がり状況などに応じて、石油製品とか、あるいは紙などを含む繊維製品を追加いたしております。小麦粉等につきましては、これは食糧管理法の対象になる物資でございまして、農林省がその気になれば、こんな買い占め規制法でなくともいろいろその法律に基づく行政指導はきつちりできる事柄が向こうにございまして、小麦につ

いは買占め防止法のほうには指定してござい
ません。しかし、買占め防止法が全く効能がな
かったかという点ではございませんで、その法
律に基づいて立ち入り調査をしたのはわずか一件
だということをお聞かせされておる程度ですが、御承
知かと思いますが、この法律の機能は、買占め
や売り惜しみの現実があったときに、かかえ込ん
で買った買占め商品を売り渡させることを勧告
する機能がある中心でございませうが、し
かし、それ以前に、そういうことに指定された物
資の値動きとかあるいはその物資の貯蔵とか荷
動きの状況などを常に監視して報告をとっている
というところにこの法律の静的ならみもあるよ
うでございまして、そういう意味においては効果
は果たしているようにございませう。

もう一つ、田代さんお聞き及びと思いますが、
この法律が現実効果を生じた大豆の事件があ
りますから、この法律の制定当時からこの事件に深
くタッチしてまいりました小島君にひとつその大
豆事件を報告させます。

○政府委員(小島英敏君) 大豆が、実はことしの
一月に一種の買占め急ぎ、仮需要の発生ということで
御存じのような暴騰をしたわけでございませう。そ
の後買占め法ができたとして、法律ができたとして
からあととは、また大豆の問題が七月ごろだったと
思いますがアメリカの輸出規制という問題が起き
まして、農林省の話によりますと、実は実態的な
需要の動向から見ますと、一月の事態のほうはは
るかに問題は深刻でなかったというんですね。そ
れに比べると、七月ごろアメリカが輸出規制に
入ったときの事態というのは非常に深刻であつた
というのを言っておりますが、それにもかかわ
らず、やはり法律があるということが、現実には立
ち入り検査なんかをいたしませんでも、すでに指定
されているということがおもしろくなって、七月の
場合には実態が悪かつたにもかかわらず大豆の暴
騰が一月におけるような暴騰が見られなかつたとい
う事態があるわけだと思つて、まさに無言
の力を発揮していたというふうに思つておりま

す。
確かに、先生おっしゃいますように、なかなか
監視関係の能力が不足で、思うような活躍もでき
なかつた面もございませうけれども、こういう点は
政府といたしまして反省いたしておるわけでござ
いまして、それに関連して今回のこの法律の附
則で買占め法の改正を行なつて、地方に権限を
委任するということを考えているわけでございま
す。

○田代富士男君 もう一つ、標準価格についてお
尋ねしたいと思つて、アメリカでは、薬品の
価格が不当に高くなつたような場合には、その薬
品の業界の代表を呼びましていろいろ質問もし、
値下げするように指導しているわけですね。だから、
目に余るようなそういう高騰するような品物は許
さぬぞというきびしい態度で臨んでゐるわけなん
ですね。そういう意味から、わが国では企業に原
価の公表義務を課するということを明確にするべき
じゃないかと思つて、特に標準価格をきめるとい
う段階でいろいろな試算もすることでありませう
から、それを出してもやぶさかでないのじゃないか
と思つて、このことに対してどういうお考
えであるか。だから、企業に対して原価の公
開義務を課することは当然じゃないかと思つて
が、これがまず第一点でございませう。

それから第二点は、このように標準価格でワ
クをはめられますと、企業としてはやはり利潤を追
及していかなくちゃならぬ。ところが、Aという
品物が標準価格を指定されますと、これは利潤を
追及するわけにはいきませんから、何とかそ
れをのける方法はなかりかと、そういうわけ
で、標準価格にきめられたならば価格の積み上げ
ができないというならば、別に新しい製品をつ
くりまして、これは標準価格のワクではない、内容
の品物は同じである、そういうことが十二分に
考えられる。そうした場合に、こういう標準価格
をこのようにしましても、何の効果もないじゃな
いかと思つて、この点について長官いかがで
ございませうか。

○国務大臣(内田常雄君) お尋ねの第一の点、ア
メリカの事情が物価局長は少しわかつておるよう
ですからあつたからお答えさせます。

いまあつたのは、田代さんがおっしゃつた点
は、たとえばある標準品目について標準価格をつ
くられると、ちよつと変えてモデルチェンジかな
んかしたり新商品みたいなやつをつける、そ
うすると標準価格がかわらないじゃないかと、こ
ういうことに関連してのお尋ねだと思つて、
それをそういうことでは逃げられないことにいた
してあるはずでございまして、この法律の第六
条に、標準品目そのものについては、もうそれは標
準価格をこえたらばすぐに引き下げの指示をいた
しますが、標準品目以外の品目でもその標準品目
に似たような品目については、だれも納得できる
ような価格以上の御心配になるような価格をつけ
た場合には、それは標準価格ではないけれども引き
下げると、こういう引き下げ指示が当面できる仕組
みになっております。しかし、そのモデルチェンジ
の新しい型のほうが世の中でブレイクするよう
になりましたならば、それは新しい型についての
そのものを標準品目にして標準価格をつくる、と
いうことにはいかざるを得ないと思つて、
当面いままのようになつてございませう。

又「云々」と、このようになっております。これは
特定標準価格に關しましては税関関係機関の調査機
能を活用することができるといふことじゃないか
と思つて、いま長官が価格をいろいろ監視し
ていく場合にもそういう人手が足りないから守つ
ていくことはたいへんだといふことを述べてい
らっしゃいます。私もそのことをここで言いたい
わけなんです。だから、標準価格を設定してそれ
を守つていくといふことも、長官自身も言つて
いらつしやるとおりにいまの体制ではおそれるこ
れは不可能じゃないかと思つて、これはおそ
らくざるみないな形になると思つて、各地方自
治体の協力を得るとおっしゃいますけれども、お
そらくしり抜けのざるになるのじゃないかと思
つて、その点はどうかでございませう。

○国務大臣(内田常雄君) 十二条の規定でござ
いませう。これは税務官庁とそれからまたこの法律
に基づく特定標準価格等の監視をいたす職員との
相互通報の規定でございませうが、まず一項のほう
では、特定標準価格に違反して課徴金を取られる
ようなものについては、税金をかけるための調査
のほうもしつかりやつて、そして特定標準価格と
現実の販売価格との差額はみんな税金で取つてし
まわさるというふうなことに設けてございま
す。その場合、税務省へ通報する当該職員とい
うのは、国の機関ばかりではございませんで、た
びたび申し上げますように、価格監視の仕事は地
方公共団体にも委任をいたすことになりま
す。で、地方公共団体の職員から国税庁長官の一連の
系統であります税務署に通報するといふようなこ
とに現実には相なると思つて。

二番目のほうの場合はその逆で、税務署が税務
調査の過程におきまして標準価格あるいは特定標
準価格以上売つてゐるような事態を見つけた場
合には、国または地方公共団体の取締職員のほう
に、税金のほうはしつかりやるけれども、そつち
の取り締まりのほうも引き下げ指示なり課徴金の
徴収なりしつかりやつてくれと、こういう意味で

でございます。

○田代富士男君 質疑の時間が経過しましたからというメモ用紙が回ってまいりましたから、私はここで次に移ります。

まず、最初に、水産庁長官にお尋ねいたしますが、私がここの四月以後、庶民の味でありますコンプの問題を予算の分科会はじめ当委員会でも四回にわたって質疑をしてまいりました。漁民の方々は詳細に質疑の内容等はコンプ関係の新聞で知っております。水産庁は行政指導すると、こういうような確約をされておりますけれども、漁民の方から聞きますと、何らそういう指導はされていない。ある漁協でも、水産庁の責任ある行政指導がないために非常に困っているというそういう声が私のほうへずいぶん来ております。今年度のコンプの状況は、もう御承知のとおり、一等から四等までの価格が縮められて、実際には倍の値段になっている。そのために、根室・釧路地区におきましては二十三石のコンプが滞貨しているという実情は御承知のとおりじゃないかと思うのです。この滞貨している理由というのは何かといえは、強制集荷しない高い値段につり上げたために漁民が出荷したためじゃないかと、こういうようにいわれております。ところが、日高コンプなどは、高値であったために修正して値下げをしたそうです。あるところでは、金利を生産者に負担して漁民が犠牲になっている、こういうような実情も訴えられてきております。また、四十九年度のコンプの生産というのは平年度の大幅な減産が予想されておりますけれども、四回にわたって私は長官にも言いました。ところが、行政指導をすると言っているけれども何らされていない。研究所などではコンプの乱獲期に入っていると指摘しているわけなんです。ここで長官が約束されて、それが実行されていない。おそらく、長官にいま聞けば、それは実行しておりますとおっしゃるでしょうけれども、私はなまの声を聞いております。なまの問題もこの委員会でもあけております。それで、ここで言っていることと

現実と違う。責任はどこへ持っていくたいんですか、長官。やるならばやる。どれだけの本腰を入れてやったのか。四回にわたって私はやっております。私は、長官、やられるところまでやります。十回でも二十回でもやりますよ、庶民の立場として。やる気があるのかないのか。ただ単に委員会ですと言っておけばその場限りでいいのか、そこあたりどうですか、もうたびたび四回も五回も言ってきたておりますけれども、どうですか、最初に。

○政府委員(荒勝巖君) 当委員会ではしばしば御指摘を受けましたので、それにつきまして水産庁といたしましては北海道庁あるいは北海道漁連とも十分にそのときにおきます質問の趣旨を説明いたしまして、その際、御指摘の一点をいたしまして、道漁連に不当に漁民を締めつけておると、それで道漁連にコンプを売らない場合には別途経済的な何らかの措置が行なわれているんじゃないかという御指摘がございましたので、それらにつきまして、私のほうにいたしまして、汲いといういわゆる道漁連に売らないコンプでございますが、零細な漁民が汲いという行なわれないといういて連約金というようなことは行なわれないというようなこと、あるいはまた、そういうコンプを買った漁民が対して共販コンプの売り渡しは道漁連が停止するといったような措置が過去においてまゝありましたので、それらにつきまして、今後そういうことのないようにという指導をいたしたわけでございますが、その結果、北海道の問題になつてます道漁連との関係のありました北海道コンプ共販協会というのがあります、これを改組いたさせまして、新たにニューカマーといいますが、新しい希望者を三十三社これに加入させるとともに、道漁連はこの協会から脱退させまして、あくまでいわゆる買い取り者だけの共販協会にいたしまして、こういうコンプの取引が円滑にいくように私たちといたしましては指導した次第でございます。

なお、北海道のコンプはやはり北海道の零細な

漁民の取り扱うものでございますので、私たちがいたしましては、北海道漁連によりまず一元集荷というものは協同組合法に基づきまして不当な行為にならないような形で十分に指導してまいりたいと、こういうふうに考えている次第でございます。

○田代富士男君 いまいろいろお述べになりましたが、コンプの生産者あるいは業者の皆さん方がいろいろ困っております。時間もありませんから、これで私は前時代的なコンプ業界のことは申し述べませんけれども、長官が行政指導をすると言われたために私は信頼を申し上げておりました。しかし、まだその効果はあらわれておりません。だから、いま長官は言われましたけれども、今後とも、生産者あるいはコンプ業者が納得のいく、それがその実態を見てもそのとおりだと言われるような前時代的な共販制度とかそのような問題を解決するところまで行政指導を続けていただきたいと思うのです。

それと同時に、もう一つ申し上げたいことは、いま苦小牧にコンビナート建設が進められております。このために、コンプの生産地というものは、日本の国内におきましてもごく限られたところでしかコンプはとれません。コンビナート建設を進められてきますと、コンプ生産漁民というものはもう全滅してしまうと全員が心配しております。だから、こういう面から、水産庁長官は、このような零細なコンプの生産者のためにも、こういうコンビナート建設に対しては反対すべきではないかと思ひますが、おそらく長官一人としては結論は出せないかと思ひますが、現地のコンプの生産者の声を私はかわりに長官に申し上げたいと思ひますが、長官、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(荒勝巖君) やはり、最近の新しい産業活動の中におきましてともすれば水質を結果的にはけがして海産等あるいは魚類に非常な悪影響を及ぼす場合もございまして、これらにつきましてはある程度工事の行ない方等によりまして解決

できるものもありますので、私たち水産庁としましては、技術陣を動員いたしまして、悪影響のないような形で工法が行なわれることあるいは設計が行なわれること等につきまして十分な希望を申し入れて相当修正してもらっております。今後ともこういったこと、少なくとも沿岸漁業に悪影響のないような形で日本の経済が運営されるようにつとめてまいりたいと、こう思っております。

○田代富士男君 時間もありませんから、公取委員長にお尋ねいたします。

いま水産庁長官にも申し上げましたとおりに、私は四回の委員会におきまして再三にわたっていろいろな事件を通じて実情を訴え、また、その時点ではその問題に対して調査をしてないから調査をしてからお答えをいたしますというのをたびたび聞かされて今日までまいりまして、特に十月くらいに公取としても一応の結論は出したと、そういう姿勢でありました。特に北海道の堀田さん等は二月に北海道の公取へ提訴しておりますが、その後も札幌、東京と何回も足を運びまして、その事件につきまして公取としても取り組んでいただいた。しかし、いままでは何ら結論が出ておりません。だから、公取は国民から何をしているかという批判が出ております。いま私は水産庁長官にも言いましたが、行政指導という面はそういう簡単には効果は出ないかわかりませんが、けれども、現実のなまの声は何らされていないと言いました。公取の現在も同じようなことに結論を出すといながら出されてない。だから、はたして責任はだれにあるのか。いま経企庁長官は、今後は公取が機能を発揮するよう協力してやっていきますと、いま機能が発揮されておらずにいます。私は途中で連絡がないから連絡をした、どうなっているんだと。石油問題でそれどころではありまじと。石油問題が起ったら前の事件ははったらかしにされるのか。それどころのことじゃありません。そういうようなことでは、いま国民が一番たよりにしているのは公取ですよ。それが何

も結論を出すことができないとなるならば、おそらくこの安定法案が問題が提議されてもこれは何にもならないということになってくるんです。そういう点から、委員長、いかがでございますか。この問題も堀田さんの問題、いろいろ具体的な問題をこころから提供してあります。これは何らかの形でひとつ取り組んでいただきたいと思いますけれども、現況と、いままでの経過と、今後どうされるのか、そこあたりを聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(高橋俊英君) この問題、当初からのことは私も存じております。しかし、いまですにこれは具体的な事件として私どもで言う事件として調査中ではございます。したがって、内容において私は知っておることもいま申し上げる立場にはございません。その点は御了解いただきたい。

それからいま石油が始まったからどうこうとおっしゃいましたけれども、そういうことはないので、四月から十月までの間で一つの例を申し上げれば、北海道の関係ではどうしても道庁地でございますから、北海道の事務所が中心になってやっております。この事務所に配賦されている審査関係——これは事件でございますから、審査関係の旅費の年額をはるかにオーバーするだけこの問題のためにだけ使ってしまったくらいです。ですから、決してないがしろにしているものじゃないというところは、その一事をもつても、はるかにオーバーしているのですから、ほかの案件でなくこの案件だけでですね、割り当て年額旅費を十月までに費消してしまつたということがはっきりしております。これは追加しております。もちろんこれでは動きませんから。そのようにこの問題に相当鋭意努力した。しかし、根本は、これがともともと漁業協同組合、漁連を含めまして独占禁止法の適用除外になっておるといふことです。適用除外になっておる中で不公平な行為という点を突きとめるわけでございますので、この

事実関係を調べるのに非常に手間がかかっておるといふことです。つまり、それぞれ聞いてみると、みんな言うことがいろいろ違つてゐる。漁連の言うことと被害者といわれる人の言分とが食い違つてゐるところがある。それから大阪の方面も調査をしたわけでございます。これにも相当手間を食つております。したがって、決して私どもはこの事件を当初から軽く扱つたわけではございません。結論だけはつきり申しますと、おそらく近いうちに締めくくりに出します。もうそういう段階に事務局ではすでに案をまとめ上げたようでありまして、おそろく実地上としては来春早々というところになるでしょうが、締めくくりにいたしますから、そういうふうな御了解いただきたいと思ひます。

○田代富士男君 もう時間も超過しておりますから、最後に水産庁長官に。いままで努力をしていただいていることは理解できないわけはありせんけれども、まだまだ現地の声を聞きますと、いろいろの声が出てきておりますから、今後とも行政指導をやつていただきたいと思います。おもしろいところ、ポイントを置いてやつていただくのか、その点を最後に聞かせたいと思ひます。いま公取の委員長から御返事をいただきましたが、公取におきましてそこまで努力していただいて近々ということでございますから、これは私ごとではありせん、零細なコンブの生産者あるいは業者のための声でございますから、そこあたりも含んで、水産庁長官いかがでございますか。

○政府委員(荒勝龍君) 北海道漁連が北海道の零細な漁民のコンブの集荷を行なつてきておりますが、私たちといたしましては、水産業協同組合法の精神のつとまりとして、適切な理念に基づいて共同行為を行なうよう、適切に行なわれるよう、指導してまいりたいと、こういうふうな思ひがあります。その間におきまして、まあ先ほど来御指摘がありますように行き過ぎの点があります点につきましましては、われわれといたしましては十分に改

善方を指示いたしました。また、公取のほうで結論でも出ますれば、この結論につきまして十分に公取と協議いたしまして、コンブの取り扱いについて円滑な運用ができるように指導してまいりたいと思つております。また、大阪におきましては、大市を中心とする共同販売体制の性格につきましても、大阪に本店を置くことの可否、あるいは大阪で零細なコンブの加工業者の方々がコンブが手に入りにくいというふうなこともありまして、これにつきまして今後やはり何らかの形で共同購入ができるような形でなお私たちとしましては大阪府とも相談いたしまして指導してまいりたい、こういうふうなことを考へております。

○加瀬完君 先ほど、経済企画庁の長官から、大豆については法律ができたのでたいへん効果をあげたという御見解が発表されましたけれども、私は、それなら、買い占め売り惜しみの防止法というものがすでにできておるのに、一か月に三割、三割という高騰をしたのは一体どうだと聞き直したいのであります。これをいま問題にしようとは思ひませんが、法律ができたからどうではなくて、もう少し経済企画庁のそれぞれ監督の立場というものがこの法律を遂行するに積極的な熱意というものを持っていたかなければならないと注文を申し上げます。

そこで、標準価格等の決定をする場合には、国民生活への影響だけではありませんで、国民経済に及ぼす影響というものを考へるということになつております。そうすると、企業寄りになるのではないかとこの心配がありますが、そういうことは絶対にないという保証がこの条文の中どこかにございますか。

○国務大臣(内田常雄君) 私は謙虚に申しまして、条文の中におっしゃられるような事柄は明らかにはされてないと思ひます。しかし、あるいはそれはもうこの法律のたてまえが国民生活安定という各条ができておりますから、そういう御批判を事前にあるいは事後においてもいたさないように、この法律の運営を羊頭狗肉にな

らないように運営しなければならぬと思ひます。○加瀬完君 国民生活の安定が基本になっておるとおっしゃるなら、それならば、この第二条にあります国民生活に不可欠な物資というものは何だという選定がもう公示されてもいい、あるいは内示されてもいい、こう思ひますが、そういう国民生活に必要な物資はかくかくのものであるということ、もう明らかにしておりますか。

○国務大臣(内田常雄君) 先ほど来、たびたび申し上げますように、国民生活との関連性が高い物資と、それからまた国民生活上重要な物資と、二つの範疇について物資を指定するわけでございますが、これは二条によりまして政令で定めることになつておりますので、現在のところははっきりまだいたしておりません。おりませんが、長官である私の気持ちとしては、これは各省に要望し、またその要望と同じことを内閣に設けられます国民生活安定緊急対策本部あるいはその幹事会に持ち込ませまして、この二つの範疇のうち、一日の家計の暮らしの不安を除く物資の範囲からまず選びたいという気持ちでございます。その選び方につきましては、きょうのたまたまこの段階で品目を申し上げられない点がございまして、各省とさつち打ち合はせておりますから、しかし、たびたび申し上げますように、私の気持ちは、消費者物価を構成する幾つかの品目の中でウェイトの高いもの、その中で価格の高騰が心配されるもの、また、それだけの品目について政府ができるだけ責任ある態度を示すことによって国民の安心が得られるようなものを選びたいと思ひます。

○加瀬完君 それは逆じゃございせんか。経済企画庁で国民生活に必要な物資と、あるいは各省にそれが示達をされて協力をさせるというところでなければおかしいですよ。きのう私が提示いたしました、仕入れ値段が一か月に三割も五割も上がつておる、こういうものも野放しにさ

れているわけですね。しかも、きのうの御説明でも、そう三割、五割上がったものをもとの値段に引きおろすという作用はこの法律は何にも及ぼしておられない。こういうことであれば、経済企画庁が必要物資というものをはつきりと認定するという作業が私はなければならぬと思う。それが、これから各省と相談してなさるということとは、この各段階の値段をきめる場合、高騰または高騰のおそれとか、標準価格ではどうにもならないものとか、あるいはいかなる手段をしても物統令を出さなければどうにもならないものという区別をこれからしようというのであります。国民の要望しているのは、たび重ねて恐縮ですが、いまの物価をどうしてくれるかということですね。いまの物価は、現状は著しい高騰とは御認定はなさらないのですか。なさっておれば、こういうなまぬるいことは応答はできないと思う。この点、どうですか。

○国務大臣(内田常雄君) 私は、個々の商品の価格ばかりでなしに、その個々の商品(価格)を総括した物価水準というものが異常な状態にある。したがって、たびたび申し上げますように、この法律は、国会の御可決をいただきましたならば一日も早く公布施行の準備を進めたいとい、気持ちをやまず持つものでございます。そうして、物価を指定をいたしますと、そのものにつきましてはこの第三条によりまして遅滞なく標準価格をつくるわけでありまして、それはだれがつくるかという、主務大臣がつくるわけでございます。私が総理大臣でオールマイティなら、私の性格からいって、それは各省に命じてそうしてやらせますが、経済企画庁の職責たるや、設置法を見ましても、みずから個々の物資の価格をいろいろ動かすことではございせん、それらの物価政策についての基本的施策あるいは各省の行なう物価政策の調整をいたすことになっておりますために、おそらく、標準価格をつくるのは経済企画庁長官が標準価格をつくらんと書かないで、主務大臣がつくると書いたと思っておりますので、それは、私とあなたとそんなに考え方

は違わぬのですがね。おれがつくるからと言っても各省がついてこない——これはまあ妙な表現で恐縮でございますけれども、おれがつくるからと言っても各省がついてこないの、各省をおだてたり、しかつたりおこつたりしながら引っぱっていかうと、こういうことを申し上げておるわけでございます。

○加瀬完君 おかしいですよ。この法案は現在の政府が提案しているのではありません。しかも、自由民主党という政党の了解のもとに提出しているわけですね。政府が提出しておるなら、政府がほんとうに国民生活の安定をしようと思ふならば、企画庁に価格をきめさせたほうが国民生活の必需品に対する安定になるか、各省にきめさせたほうが安定になるかということ、おのずとわかるわけですね。各省と相談してきめなければならぬということ、ほんとうの意味で現在のこの異常な物価上昇というものを引きおろそうというそういう態度ではないと判断をしないわけにはいきません。だから、現状は著しい高騰であるとすれば、経済企画庁としては、当然、この著しい現状というものをどうして下げるか、あるいは進ませないように百歩譲ってもするかという、そういう対策というものが国民には示されなければおかしいと思うのです。

そこで、さらに伺いますが、需給調整は円滑な供給の阻害される場合に出されるわけですね。円滑な供給が阻害される前にどういうバランスになつていくかという需給関係が把握されなければ、これは後手になりますね、きのう申しました。これはどうなりますか。

○国務大臣(内田常雄君) 私は、それはおっしゃるとおりでよろしいと思ひます。すでに物が足りなくなつてしまつたのでは手おくれでありますので、足りなくなる徴候が看取され、またはそれによつて物価が上がつたり、また、物価は上がらないけれども地域的に物がないうというような場合——これは条文が物価のことは特に触れないで条文ができておるはずでございますが、二十一条

のごときは、ある地域で物がないうということ、そういう徴候が見られます場合には、それは物価に影響なしに売り渡し、輸送等の手配をして指示すべきであると、また、そうさしたいと考えております。

○加瀬完君 この「国民生活との関連性が高い物資」というものを具体的に示してもらいたいというの、私の意見ではなくて一般の世論としてもございませう。これは具体的にいって、各省と協議をなさつても何でもよろしい、経済企画庁長官としては非常に御責任を感じ、遂行の御熱意に燃えているわけですから、いつこれを具体的に告示しになりますか。

○国務大臣(内田常雄君) 国会がこの法律案を御可決いただきました公布になりましたら、一日も早く私はその手続を推進いたします。

○加瀬完君 それでは、また一般の世論として、そういうものを必要な情報として国民に提示してもらいたい、こういう要望がございませう。この要望についてはどうお考えですか。

○国務大臣(内田常雄君) それはぜひそうしたいと思ひます。それは、物資を指定し、標準価格を設けますと、この条文の各条にございませうに、その物を販売する店がそれぞれの店舗に各省令が何かできる様式に従つて公示をいたすわけでありまして、それはそれとして、そういう義務をその販売業者に課することは当然でございませうが、私どもといたしまして、どういう物資を指定したか、その標準価格は幾らであるか、それはまた地域によつて異なる場合もございませう、標準価格のつくり方によつては、そういうことを国民に伝達する方法をできる限り講ずべきだと思ひます。具体的には、それは、文書による指定物標準価格決定速報というやうなものも出るとか、あるいはまた、経済企画庁の外局の御承知のあの国民生活センター、それにテレホンサービスみたいなもので〇三三四六の〇九九九というのに電話を入れていただく。あまりはめられなかつたようであります、何かしらの物資情

報を流しておりますので、ああいうもので、本日こういう物資が指定された、標準価格はどこどこである、こういうやうなことを流す。その他のことをできるだけはからなければならぬまいと思ひます。

○加瀬完君 それを具体的に指定物資という形にして、指定物資として指定されたものはおのずと指定の価格というものをきちんときめると、こういうことを政府がしてくればよろしいのではないかと意見があります、これについてはどうですか。

○政府委員(小島英敏君) 指定いたしますと、その物資につきましては遅滞なく標準価格を定めるといふことでございます。

○加瀬完君 それは、標準価格とかそれから特定な価格といふことでないで、その前に必要物資を指定物資としてまず指定をしてそれでそれに伴つて指定価格をきめる。この法律による標準価格といふものは非常に限定されますね。そうではない、もつと大きな網を最初にかぶせてはどうだと、こういう意見に対してはどうですか。

○国務大臣(内田常雄君) これは私はこう思ひます。指定物資が、標準価格をこの法律によつてつくります前には各省の行政指導価格といふものがあり得るのではなからうかと。それはもうそういうものはなくなるんだと、すべてこの法律が出た以上はこれの標準価格に乗せるかあるいはオール・オフ・ナッシングだといふことではなしに、標準価格のなものをきめるものもあつてもいいじゃないかと。そういうものにつきましては、それなりにやはり資料を国民に流すようにいたすべきだと思ひます。

○加瀬完君 これは立案の大臣にはなだ失礼なことですが、この法律案ではどこか大きな欠陥がある。ことばをかえて言うならば、いわゆるインフレをとめるにはまだ欠陥があると、このやうな御反省、あるいは御感想はありますか。これだけで完全だといふお考えですか。

○国務大臣(内田常雄君) 私は十一月二十五日の

夜に経済企画庁長官に就任いたしました。そのときはすでにこの法律案の起草が始まられておりました。自後、私はそれに加わりましていろいろ努力をいたしてまいっておりますが、何しろ、各省また物資の範疇も非常に広範になりました。し、手段もごらんのように非常に段階的でありいろいろな手段がございますので、一人でものを考え一人で起草するようなわけになかなかこれいかない面がありますこともお察しをいただきとうございます。

○加瀬完君 意見になって恐縮ですが、私は大きな三つの欠点があると思う。一つは、現在のインフレというものを引きおろす効果というのには非常に薄い。もう一つは、国民生活を安定するというなら、先ほどの御質問にも出ましたけれども、国民の食糧対策をどう立てるか、食糧の安全対策をどう立てるかということが前提になければならぬ。しかし、先ほどの御説明の中にもございまして、生鮮食料品の流通をどうするかとかそういうことをおっしゃっているけれども、生鮮食料品そのものをどう確保するかという具体策というものはまだ政府から出ておらない。こういう点が私は欠点ではないかと思う。

そこで、さっきも出ましたが、第一次産品の需給関係というものはつきり立てられております。○国務大臣(内田常雄君) 私は、先ほど、生鮮食料品等、あるいは米麦等、第一次産品については単に流通過程のことだけを申したのでございませぬ。それはこの法律でやることもいろいろ有益な面もあるだろうけれども、たとえば野菜については野菜の指定産地制度の充実とか、あるいは食肉については肉用牛の生産団地の育成とか、あるいは漁業についてはこれこれという、そういう生産そのものに即した政府の施策というものの充実をこれは経済企画庁長官としても当然政府に一方において要望するんだと。つまり、第一次産品についてはこの法律も役に立つ、総需要の抑制もけっこうなんだが、それよりもいま御指摘になりました

たような個々の物資に即しての従来からやってきたような、また、やろうとしてやれなかったような施策をやりはり前進させませんと、こんなものをつくってみてもこれだけではどうして仰せのよう

に防ぎ切れないと私は思います。○加瀬完君 おっしゃるとおりだと思います。したがって、こういう特定の物資の需給関係をどうするかというこの前に、問題の食糧安定対策というものをどうするかというのを政府としてはこの法律以上に重要視して出すべきだと思います。そういう点で御努力をお願いいたします。

それからこの法律は非常に罰則が軽い、もっと違反をする者に対して重い罰則を与えるべきだという意見がありますが、これについてはどうですか。

○国務大臣(内田常雄君) 一番重いほうから申しますと、これはまあ最後の手段になるわけでございます。採用どころではないし物統令への橋をこの法律で渡ってまいらなければならないけれども、そのときの罰則は、御承知のように、たしか体刑では十年以下の懲役、従来は罰金のほうはたしか十萬圓以下というふうな今日の貨幣価値とするとでかか離れているものを五百万圓以下とこの法律の三十三條か四條かで直しておるわけでありまして、それからさううと前のほうへ持ってまいりまして二十五條の罰則が当て配給制ができた場合の違反でありますとか、その他の事の軽重に従いまして体刑をも含めた決して軽くない罰則をきめていただいたはでございませぬ。

○加瀬完君 しかし、それは特定の対象に限ってそういうことになりまして、全般的に商行為なりあるいは不正行為なりに対しての罰則というのは、そう衆議院で議論があったような形にはなっておらないという点を指摘したいと思ひます。それから国民生活安定審議会ですか、この審議会のことはあとで同僚の工藤君から質問がありますからやめまして、これは自治大臣にも関係があるわけでございますが、取り締まりはどうしても

これは地方自治体にまかせなければならぬ、あるいは委託しなければならぬ面が出てくる。それで、地方に都道府県に住民生活安定審議会といたつたようなものを設けて、さらに生活物資調査員というふうなものを設けて、大きな大ワケで政令はきめて、こまかいことはある程度自由に地方団体がこの法律の運用に参画できると、このようにしたほうが実効があるのではないかとこの意見があります。これは、両大臣、どうですか。

○国務大臣(内田常雄君) 私は虚心に考えまして、こういう法律をほんとうに動かしてその効果を上げますためには、とうてい中央官庁の役人、あるいはまたその出先機関の役人だけではやれるものではない、消費者あるいは小売り業者、販売業者等に近接する地方公共団体の職員の有効な協力が必要ではないと思ひますので、これはまあこれからの権限委任の政令やまたはそれに対する通牒などのつくり方によると思ひますけれども、効果を上げるようにすることがよと思ひますので、その点は自治大臣とも十分相談をしてまいりたい、こたわることはないというように私は思ひます。

○加瀬完君 自治大臣は先ほどあげましたように、県なりあるいは市町村なりに、規模にもよりますが、住民生活の安定審議会とかあるいは実際に住民的な役割をする生活物資調査員と、こういうものを設けてこの法律の趣旨を地方が分担すると、こういう考え方に御賛成いただけますか。○国務大臣(町村金五君) 昨日もお答えを申し上げましたが、国のほうで一体どういう事務をどの程度にまで地方団体に委任をするかということがまだ御決定になっていないのでございませぬ。そこで、私も、こういう仕事を全く初めて関与するといふような地方団体でございませぬので、本来ならばきわめて機械的な、裁量の余地のないような仕事でございませぬと、きわめて不公平な扱いが起こつてしまふといふことを非常に一面においては心配をいたしております。しかし、同時にまた、この法案の所期するところは、できるだけ生活物

資の安定をはかりたい、あるいは物資の確保をしたいといふところにあるわけでございますから、そういった点で地方公共団体がこれをお引き受けする場合におきましては、できるだけ有効な成果のあがるようなぐあいにしていかなければならぬといふことは、申し上げるまでもございませぬ。

そこでいま加瀬委員からは、地方においても何か一種の委員会のようなものをつくって調査させたらどうかといふことでございますが、私、いままで関係省の方のお話を聞くとともに、比較機械的な、裁量の余地のないような仕事を地方団体にまかせていこうといふ大体的方針のように承っておりますので、それならば特に委員会というふうなものまでつくる必要がないのではないかとこののが現在の私の感じでございます。

○加瀬完君 生活必需品物資といふことになりまして、地方で違うわけですね。漁業地帯であれば魚はそう指定してもらわなくてもこと足りる。しかし、山間地帯に参れば、生鮮食料品のうちでも魚が一番重要だといふことにもなるわけですね。そこで、その地域地域で生活上必要として指定してもらわなければならない物資といふものは違つてくると思ひます。むしろこれは地方分権にまかせて大幅な条例でも何でもつくられるような政令を政府としてはつくつてもらわなければならないと思ひます。で、企画庁長官にもう一度念を押しますが、政令ではなるべくこの法律の目的を推進するために地方への委任事項を大ワケにして地方のそれぞれの協力に待つと、こういう形になさつていただけたらというふうなさつき受け取つたのですが、自治大臣の言うように、こまかくきめて動きのとれないようなものを地方におろすのじゃないと了解してよろしうございませぬ。

○国務大臣(内田常雄君) 私はあなたの御了解のとおりで進みたいと思ひます。ただし、これは全国一本できめなければならないようなことを各地方地方ではばらばらにおきめになるようなことは適当でないと思ひますが、こういうことを除きまし

ては私とすれば自治大臣と十分相談してまいりたいと思います。

○加瀬完君 自治大臣がいっぱいいますので、直接この法案の内容にはなりませんけれども、こういう形で国民生活の安定を進めてまいりたいとなる、このいわゆるインフレ下において一番問題は、低所得層なりあるいは社会的な保護を受けている家庭をどうするかということになるかと思えます。で、こういう方々に対しては、地方でそれぞれ予算を盛らなければならない。しかも、事業そのものは圧縮されるような形で地方財政の方針も出さざるを得ないということになるかと思えます。そうすると、生活保護を省くわけにはまいりませんから、バランスをとるためには事業縮小と

とになりますれば、おのずから従来のような予算の立て方と申しましようか、執行のしかたでは、思うようにまいりません。結局、あるものは相当に圧縮を加える、しかし必要なものについてはできるだけの配慮をするという大体的考え方で行くことに相なると、こう存じております。

○加瀬完君 国も、国鉄運賃なり、まあこれは法律ですからまだ決定はいたしておりませんが、その他の公共料金を若干延ばそうと、こうなりますと、地方でもこれに順じてそれぞれの公共料金的な性格のものはストップをせざるを得ないと思う。これはどういう方針ですか、それが一点。

あと、もう一点は、先ほどの御説明であります、たとえば建設費、労賃、こういう値上がりした場合ですね、公共団体がその価格を認めたときは請負金額の改定というものを認めるか。現状では、請負金額の改定というものを認められないために業者がなかなか請負契約をしない、請け負っても進行しない、こういう状態がありますのでこれをどうするか。したがって、請負金額の改定をした場合は、最初の財政計画とは違ってくる。こういうものの補てんも当然考えられなければならないが、これは大蔵省という相手のあることで、自治大臣だけでどうこういうわけにはまいりませんが、こういう実情というものを何とか解決するという方向でお進めいただけるかと了解してよろしいか。

○国務大臣(町村金五君) ただいま御指摘になりましたように、最近、諸物価の高騰によりまして、当初事業計画を立てておりましたものがなかなか思うように遂行できないというお話を私もしばしば承っております。そこで、明年度の予算につきましては、だんだんすでに明らかになってきておりますように、物価高騰をどうしても抑制しなければならぬ、そういう角度から、いわゆる総需要抑制という立場に立ちまして明年度の予算が、編成されることになると考えます。しかし、いま御指摘になりましたような、あるいは公立文教の施設でございますとか、あるいは保育所でございますとか、あるいはその他のいわゆる保護世帯に対します諸般の給付金の問題でございますとか、そういうものは、今日の場合においてもぜひ実行しなければならぬもの、あるいは今日の物価が高くなればなただけに十分そういう方に心配のないような配慮をするということは当然でございます。したがって、総体の予算規模が小さくなる、しかもそういうものは今日の高騰した物価の中にあつてそれを十分に見てまいるというこ

とになりますれば、おのずから従来のような予算の立て方と申しましようか、執行のしかたでは、思うようにまいりません。結局、あるものは相当に圧縮を加える、しかし必要なものについてはできるだけの配慮をするという大体的考え方で行くことに相なると、こう存じております。

○加瀬完君 国も、国鉄運賃なり、まあこれは法律ですからまだ決定はいたしておりませんが、その他の公共料金を若干延ばそうと、こうなりますと、地方でもこれに順じてそれぞれの公共料金的な性格のものはストップをせざるを得ないと思う。これはどういう方針ですか、それが一点。

あと、もう一点は、先ほどの御説明であります、たとえば建設費、労賃、こういう値上がりした場合ですね、公共団体がその価格を認めたときは請負金額の改定というものを認めるか。現状では、請負金額の改定というものを認められないために業者がなかなか請負契約をしない、請け負っても進行しない、こういう状態がありますのでこれをどうするか。したがって、請負金額の改定をした場合は、最初の財政計画とは違ってくる。こういうものの補てんも当然考えられなければならないが、これは大蔵省という相手のあることで、自治大臣だけでどうこういうわけにはまいりませんが、こういう実情というものを何とか解決するという方向でお進めいただけるかと了解してよろしいか。

○国務大臣(町村金五君) 国鉄運賃並びに米価については、六カ月これを凍結するという方針を明日明らかにされるかと思えます。そういう立場から地方における公共料金的なものを同様に抑制するのかわりかということでございますが、これは私が申し上げるまでもなく、地方の公共料金につきましても、私どもが指示をしてさせるというわけにはまいりません。それぞれの地方公共団体が独自の判断においてこういうものを決定してまいるといふことに相なっております。したがって、要は地方公共団体の財政上の理由と申しますか、公営企業の財政の健全化のためにどうしても

公共団体としてはやらざるを得ないというような立場にもあるわけでございますので、まあこういう点は、私としましては、今後地方公共団体としてはできるだけ公共料金はこの際上げるのを見合わせると申しましようか、上げるにいたしまして、できるだけ大幅に縮小するということを期待をいたしたいと考えております。

さらに、資材の問題に関連して資材の高騰であるいは請負の問題を改定することができない、こういうお話でございますが、あるいは私も十分的確なお答えにあるいはならないかもしれせん、よく事情がまだわかっておりませんが、しかし、要は契約をいたしてございまして、その後予期せざる資材の高騰によって事実事業が執行できないという場合には、私は改定をしようというものはこれは当然じゃないかと、こう考えておりますが、ただ、その場合に、そういう必要資金が県や地方自治体においては十分でないという場合が地方自治体としては困るわけでございますから、先ほど申し上げましたが、公共文教施設その他必要な施設につきましては、どうしても足りないというような場合には、申し上げるまでもなく、あるいは補助単価を改定するなり、あるいはさらに必要なものにございましては起債等の措置も講じ得るということによりまして何とかこれらの問題の処理に当たってまいりたいと、こう考えておるわけでありま。

中でございますので、石油が不足いたしますとこれが枯死することになります。したがって、これは関係農家の経営に重大な影響を及ぼすだけではないと思えて、また、消費者の生活に至大の影響を及ぼすわけでございますので、その確保につきましては、通産省と相談いたしまして、これまで各県の段階あるいは地方局の段階、本省の段階におきまして苦情処理の方法を講じますとともに、また、今回、通産省のほうにおきまして各県ごとにあつては相談所を設けてございまして、それを通じて石油の確保をはかりたいというふうなやつておるわけでございます。

○中沢伊登子君 私の質問の持ち時間は十二、三分しかありませんが、最後にこの二点だけについてお尋ねをしておきたいと思ひます。

なお、これによりまして、農家の作物に被害を生じた場合のことがあるわけでございますけれども、現時点におきましてはとにかく石油を確保しまして作物の育成に阻害のないように万全を期するということが第一でございますので、この被害対策につきましては、現時点におきましては検討の段階にございせん。

○中沢伊登子君 私の質問の持ち時間は十二、三分しかありませんが、最後にこの二点だけについてお尋ねをしておきたいと思ひます。

○政府委員(熊谷善二君) ただいまお話がございましたように、農業ビニールハウス用の燃料につきましては、まあA重油、B重油が中心でございますが、これらにつきまして農林省のほうから強い要請がございまして、私どももいたしましては、事柄の性質上、この油につきましては緊急に手配をする必要があるというところで、メーカー団体でございまして石油連盟に需給対策本部を実は設けて供給の円滑化をはかつておるわけでございますが、そこに農林部会というのを設置させまして現実に必要な玉が流れるように具体的な数字をあげていま打ち合わせ、調整中でございます。

今回の石油不足、資材不足の中で農家のハウス栽培が危機に瀕しているといへん案じられておりますが、最近ではハウスものがあたりまえになっているので、これができまじと、農家の収入に大きな影響を与えますが、これに対して農林省あるいは通産省はどのような対策を持っておるか、また、救済措置を考えているか、お伺いします。

○説明員(齊藤稔君) ハウス等の施設において栽培しております野菜等の作物は、現在これは成育

今回の石油不足、資材不足の中で農家のハウス栽培が危機に瀕しているといへん案じられておりますが、最近ではハウスものがあたりまえになっているので、これができまじと、農家の収入に大きな影響を与えますが、これに対して農林省あるいは通産省はどのような対策を持っておるか、また、救済措置を考えているか、お伺いします。

○説明員(齊藤稔君) ハウス等の施設において栽培しております野菜等の作物は、現在これは成育

○中沢伊登子君 いま審議官の言われた最後のことばですね、ちょっと了解に苦しむのですけれども、検討の段階にはございませんとおっしゃるのほうはどういうことですか。

○説明員(斎藤君) 現時点におきましては、先ほど申し上げましたように、石油の確保が第一でございまして、これに全力を尽くしておるわけでございまして、そういうことで、万一にも、先ほど申し上げましたようにこれは国民の食生活にも関する問題でございまして、そういう作物に被害を生ずるような事態に至らぬという決意でやっておりますので、なお、この確保も、先ほど申し上げておりますように、関係団体あるいは関係省の協力によりまして何としても確保すると、こういうことでございまして、現在被害を生ずるような事態には立ち至らないというふうに思っているわけでございまして。

○中沢伊登子君 わかりました。
経済企画庁の長官にお尋ねをしますけれども、いま申し上げておりましたように石油不足、資材不足でこれからは農産物がさらに値上がりをすると考えられませんか。もしも値上がりをするとなると、ただでさえ物価高騰の折から国民生活に大きな影響を与えることになると思いますが、その点はどうお考えでございませうか。

○国務大臣(内田常雄君) それは、ひとつ農産物等第一次産業のみならず、鉱工業製品等第二次産業以下の物資にも影響があることを私どもは心配をいたすものでございまして、今回この二つの法律案を提案をいたしておるわけでございまして。しかし、農畜産物等の第一次産業の製品は、これは国民が生きていく上の一番大切な第一次的な物資でもあると思っておりますので、石油の不足等によりましてそうした第一次産品の生産が阻害をされたり、あるいはまた、その値段が著しい影響を受けて国民が生活に困難をすることがないよう、この石油需給適正化法の運用につきましても、また国民生活安定緊急措置法の運用につきましても、最も力を入れとやまてまいらるように関係各省

と協力をいたしてまいりたいと思っております。

○中沢伊登子君 先ほど、工務委員が、いつも農作物が値上がりをするとき農家の人たちに責任がかけられると、こういう御発言が実はあったわけですが、消費者は、いまの第一次産品というのは毎日毎日お金を出して買わなくてはならないもので、すから、ついそういうような感じを持ちやすいものでございまして。しかし、最近、そのように農家の人が悪いとは国民は思っておりません。ですから、私、先ほど第一番目に御質問申し上げましたのは、こういったような弱い立場に置かれて、しかも物が上がりますと、ややもすれば農家が悪いんだというふうなことをいまままで言われがちであった農家の人たちに、石油がなくなったり資材がなくなったりするためにさらに農業経営が非常にむずかしくなると、われわれは食べるものがなくなるわけですから、この点は十分に配慮をしてほしい、こういう立場からいま御質問を申し上げたわけでございまして。

そこで第二番目の問題として、これは同じように園芸家ですね、花卉園芸の植木屋さん、この植木屋さんについても同じようなことが言われます。それは、植木屋さんは最近温室ものを盛んにつくっておりますが、この温室の資材不足、温室の暖房用石油が不足でまたお手あげだと言っているわけですが。最近、公害から人間を守ったり、あるいは環境整備のために、あるいはまた緑を守る会が盛んになっておりますような関係で、この植木屋さんというの社会的にたいへん貢献していることになっていっていると思っております。その上に、最近アパートやマンション住まいがたいへん多くなっておりますので、室内に鉢ものを求める家庭が相当にふえております。植木屋さんに対しても農家の人と同じように手配をしたり対策を考えてもらわなくてはならないと思っておりますが、この点はどのように考えておられますか。

○説明員(須賀博君) ただいまお話しございましたように、花や花木、そういうものの施設園芸が最近非常にふえてまいっております。中身といたし

ましては、キクとかカーネーション、あるいはツツジ、バラ、そういうものがあるわけでございまして、私どもの推定では本年度の千二百七十ヘクタールぐらいたまわっているのじゃないかというふうなことを考えております。こういう栽培がすで行なわれておりまして、途中石油不足によりまして加温ができないうようなことになりまして、生育がとまり、花が咲かないというような事態にもなるかと思っております。こういうことが起きますとたいへんなことになるわけでございまして、たがいま通産省の石油部長もお話しございましたように、私も通産省に強く要請しておりますので、末端の石油が確保できて加温が十分できるように、石油が確保できるようなことを現在両者で協議し、手配をいろいろ考えておる次第でございまして。

○中沢伊登子君 石油部長、たいへんお疲れのところを恐縮でした。お帰りのたいていけつこうでございまして。いまお伺いしましたように、植木屋さんのこととでございますけれども、最近花の愛好家が多いへんふえておりますし、花の種や球根の依頼がたいへんふえていられるのでございまして。先ほど大蔵大臣に、実は米価や国鉄運賃の値上げを半年凍結したという中でいま郵便料金の値上げも凍結したかどうかというふうな話も出ておりますので、大蔵大臣に一言そのことをお伺いをいたしました。大蔵大臣としては、郵政審議会のほうで答申も出ているので、自分としては半年間ぐらいい凍結をしたいと思っていると、こういうことでございまして、これは明快な御答弁がいただけなかったわけですが。

そこで、いま園芸ものをやっております人々は、たとえば花の苗一袋三十円ぐらいたそうですが、そういうものでも遠くから送ってくれといわれれば、もしも第四種からこの農作物種苗がはずされまると、花の種一袋送るのでも小包扱いとなつて百円ぐらいた取られるそうです。あるいはチューリップの球根だの、それからクロッカスの球根だのというものも相当に注文が多い。そういうものも、たとえ百円の球根でも、これを送ろうとすると今度ももしも郵便料金が値上がりをするとなれば、これが全部小包扱いになつてたいへん不利になる。バラの苗木一本三百円ぐらいたものを小包で送りますと、やっぱりこれが六百円ぐらいたなるんだそうです。ですから、何とかしてこの郵便料金の値上げを思いとどまらせてほしい、あるいはそれができなければ、いまままでどおり農作物とか種苗というものは第四種を適用してほしいと、こういうふうなたいへん依頼を受けたわけですが、この点をどのように考えられますか。おそれなく、郵政省としては、赤字でお困りでございまして、何とかして郵便料金を早く上げたとい、こう考えていらつしやると思っておりますけれども、こういう問題も出ておりますし、いまこの物価高、物不足の中で郵便料金を上げることは私はやっぱり差し控えてほしいと思っておりますので、その点についてお答えをいただきたい。

○政府委員(石井多加三君) お答えいたします。まず、郵便料金の全体の問題でございまして、郵政審議会から、郵便事業の収支の改善をはかるために、来年の七月以降これを引き上げるといことが適当であるという答申をいただいておりますので、郵政省といたしましては、この答申の趣旨を十分理解しておるわけでございまして、現下の経済情勢、物価情勢等のこともございまして、公共料金をできるだけ抑制するとい政府の大方針もございまして、その方針のつとめとしてこの料金問題の実施時期等につきましてもできるだけ先延ばしということ、いま関係方面と慎重に協議をいたしておるところでございます。

なお、その中で農産種苗の料金につきましても、たまたまのお話は、農産種苗の低料金扱い制度はぜひふん明治以来の古い制度ではございまして、けれども、私たち最近の扱いを見ておると、十年以前に比べて半分以上に減つておるような状況でございまして。ただいまお話がありましたように、農家といひますか、むしろ園芸用とかあ

るいは家庭菜園用の種子の輸送ということが郵便によって行なわれておるといふようなことでございまして、この制度を創立いたしました当時の趣旨よりもうたいふ変つてきておるといふことは言えるように思ふわけでございます。いま御指摘にありましたように、郵便事業の独立採算というよりなことからいいますと、ただいまの農産物種苗の料金につきましては非常にコスト割れになっておりまして、そういったことから郵政審議会の答申の中では、いまお話のありましたように、この制度は廃止してつまり普通の郵便として扱つたらどうかというふうな答申をいただいておりますわけでございます。この問題につきましては、私たちがまだ結論を出しておりませんが、農林省等ともよく相談いたしまして慎重に処理してまいりたいと思つております。

○中沢伊登子君 最後でございすけれども、最近はいへん国民の心が荒廃しておりますので、せっかく国民が花を咲かせようとか緑で飾ろうとかそういったような夢を求めてくる中で、こういう遠くからもわざわざ注文してくる、あるいは花を植えるところがない人はせめてカタログだけでも送つてほしいと、こういうふうな言われる人はいへん最近ふえてきています。こういう中で、ぜひとも先ほどから申し上げましたようなことをもう一ぺん前向きに検討していただきたいと心からそのことを要望いたしておきます。

それから最後に経済企画庁長官にお尋ねをして終わりたいと思いますが、実はこれは私の個人的な感情かもしれませんが、昨日の連合審査の質問を聞いていまして、今度のこの法律案に対する野党の不信感というものは相当なものだと思ひます。これはさる法だと、こんなものをやってもできないというふうな不信感をこの法律案のやりとりの中で私は感じたわけですが、それでですから、標準価格をきめる上においても、立ち入り検査をする上においても、あるいはまた監視をきびしくする上においても、必ずこの法律が生きて働くように命をかけて運営のよろしきを得なければなら

らないと思ひます。もしもこれで失敗しますと、いま国民はわれをもつかむような気持ちでこの法律案を見守つておられると思ひます。ですから、もしも政府がこれを失敗いたしますと、私はいまの日本の自民党の政治が瓦解するかもしれないと思ひし、それはまあしかたがないことだと思ひました。先ほど竹田先生のほうからお話がありましたように、それこそ暴動が起ころかねない状態だと私も思つております。ですから、そうなたたきに、一体、国民生活はどうなるんだらうかと考えますと、まことにほかにアワを生じるような感じがいたします。まあこういうような点でこの法律案の運用に対する企画庁長官の決意を伺つて、私の質問を終わらしていただきます。

○国務大臣(内田常雄君) 最後のおこぼは、私の身にしましたところでございす。せっかくこうした法律案をいろいろな御批判をいただきましたが、御可決いただきます以上は、この法案制定の趣旨が生かされて広く国民に安心が得られるようなそういう真摯な真剣な措置を講じてまいる所存でございす。

なおまた、この法律案が可決されましたならば、遅滞なくこの法律案によつていまの異常な事態に対処する政府としての決意のほどを総理大臣談話等の形をもつて発表していただく。政府が一体となつて当たる、そういうことをしていただけてまうように現在準備等も進めておることもあわせてこれまで私の決意のほどでございすが申し上げます。

○工藤良平君 私は、一点だけ確認をしておきたいと思ひますので御質問をいたしますが、国民生活安定緊急措置法すなわち本法案でございすが、その第二十七条、すなわち衆議院修正部分の国民生活安定審議会の運営についてであります。が、思惑悪い、あるいは便上値上げ、買い占めの起る心配のあるもの以外は原則として全部この審議会にかける運用をなさるというふうなお考えを持つていらっしゃるかどうか、その点をお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(内田常雄君) ただいま工藤委員からお尋ねがございました国民生活安定緊急措置法に対する衆議院修正によつて設けられました国民生活安定審議会の運営につきましては、私どもの心がまえといたしましては、買い占め、売り惜しみや便上値上げを誘発するなど、国民の利益をそこなうおそれのある場合を除き、本法の運用に関する重要事項はすべて事前に本審議会にはかることといたします。また、経過措置として、審議会設立までに政府が行なつた諸措置につきましては、審議会設立後直ちに審議会に報告し、その了承をとることといたしたいと存じます。

○委員長(小笠公昭君) ほかに御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小笠公昭君) 御異議ないと認めます。

○委員長(小笠公昭君) この際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま、亀井善彰君が委員を辞任され、その補欠として中西一郎君が選任されました。

○委員長(小笠公昭君) 前川且君外七名から、委員長の手元に修正案が提出されております。修正案の内容は、お手元に配付のとおりでございす。この際、本修正案を議題といたします。

前川君から趣旨説明を願ひます。

○前川且君 私は、日本社会党、公明党、日本共産党を代表するとともに、実質的には第二院クラブをも代表いたしまして、ただいま議題となつた国民生活安定緊急措置法案修正案の提案理由及びその内容の要旨を御説明申し上げます。

なお、第二院クラブは本委員会に委員の割り当てはございませんが、本修正案は第二院クラブとも協議の上作成されたものでありますから、実質的には四派共同提案にかかるとあり、ただいま

第二院クラブを代表して青島幸男君が見えております。

最近の物価の値上りはきわめて異常であり、石油不足と相まって国民生活は深刻な不安と苦しみに包まれ、物価の問題は緊急に解決しなければならぬ最も重要な問題であります。

政府自民党は、これまでわれわれが再三にわたつて高度経済成長政策を改め、国民生活優先の政策を実施し、大企業等の管理価格、商品の買い占め、売り惜しみのきびしい規制等の物価抑制策を要求してきたにもかかわらず、真剣にこれを聞き入れようとはせず、それらの実行を怠つたことにより、現在このような異常な物価の暴騰を招いたことは、きわめて重大な責任があり、われわれはこれまで一貫して続けてきた政府自民党の大企業本位、国民軽視の行政に対してきびしく抗議するものであります。

政府自民党は、このような緊迫した情勢になつて、国民の抗議が大きくなつたことにより、十分な検討のないままきわめて短時間のうちに作成した法案を国会に提出し、これにより物価を抑制しようという姿勢を見せておりますが、われわれから見れば、提出法案は、不十分なものであるだけでなく、大企業本位の高値安定のおそれがきわめて強いものであり、これでは物価が安定することは困難であると言わなければなりません。われわれは、共同して修正案を作成することにより、真に物価を抑制し、国民生活の安定をはからんとするものであります。

以上がこの修正案を提出する理由であります。が、次に、この修正案の要旨を御説明いたします。

第一は、国民生活を安定させるため、国民生活との関連性が高い物資または国民経済上重要な物資の安定的な供給の確保とその価格の安定を政府の責務とし、これを法律的に定めたこととあります。政府は、このような事態に至つた政治責任をいまだ明らかにすることなく、反対にその責任の一部を勤労国民に押しつけるという態度をとつております。このようなインフレを招いたのは明らか

かに政府の責任であり、その責任を感ぜずして政治を行なっている政府に眞の物価安定がはかれるものではない。われわれは、政府が物資の安定的な供給の確保とその価格の安定に対する強い義務を持つことにより、眞に国民生活の安定をはかる積極的な真摯な政治の実行を求めて本規定を設けるよう、要求するものであります。

第二は、情報の提供に関する規定の新たな設置であります。本規定は、政府が生活関連物資等の生産、輸入、流通または在庫の状況に関し、国民生活を安定させるため必要な情報を国民に提供すべきことを義務づけたものであります。情報の提供に関する規定は衆議院の委員会修正案にもありますが、これは単に情報を国民に提供しよう努めなければならぬとただで、常に国民に対して物資の状況に関する情報を確実に提供し、事実を明らかにするといふ積極的な姿勢を欠いており、きわめて不十分と言わなければなりません。

第三に、指示価格に関する規定であります。政府原案は、標準価格、特定標準価格という二種類の価格を設け、価格の安定を図るべき物資の価格、特に価格の安定を確保すべき物資の価格というふうにし、きわめてまざらわしい価格の設定をしておりますが、修正案は、指示価格として価格を一本化し、すべての指示価格に対して、その決定の基礎となった生産費、輸入価格または仕入れ価格、販売費用及び利潤の各項目ごとにその算定の基礎、及び算定方法並びに当該指定品目にかかわる指定物資の需給の見通しその他指示価格の決定の経過を公表し、国民の前に明らかにするとともに、指示価格を国民に周知させるための新聞、テレビ、ラジオ等による報道措置を新たに規定しております。

第四に、物資の売り渡し、輸送または保管に関しては主務大臣による命令規定を設け、買い占め、売り惜しみ等を行なっている事業者に対して物資の放出を命令できるようにし、国民に対する安定的供給の確保をはかっております。さらに、指定された物資に関し、特に供給を優先すべき国民、事

業を指定し、一般消費者、中小企業者及び農林漁業者並びに公共交通事業、通信事業、教育事業、医療事業、社会福祉事業、言論、出版に関連する事業その他の国民生活の円滑な運営に重大な影響を及ぼす事業及び活動に対し物資の優先的な供給を保障しております。

第五は、指定物資の割り当て及び配給に関して当該措置の大綱につき国会の議決を経ることを新たに規定してあります。これはこれまでの大企業優先の政府の政策がこれらの物資の割り当て、配給に関しても行なわれることを厳しく規制し、公正な供給をはかるようにするための措置であります。

第六は、国会への報告に関する修正であります。法案は国会への報告として六カ月に一回国会にこの法律の施行の状況を報告するものとなっており、この法律は政府当局が具体的にどのような物資抑制の行政を行なうか、どの業者が悪質な物価値上げをやっているかということが国民に知られる機会がきわめて少なく、われわれは国民に知る機会をふやすため、国会への報告は三月に一回行なうよう修正するものであります。

第七として、われわれは新たに公正取引委員会の権限として、この法律のいかなる条項も独占禁止法の適用または公正取引委員会の権限を排除、変更または影響を及ぼすものと解釈してはならないと規定し、実質的に価格カルテルになるおそれのある政府原案に対してきびしい規制措置を規定してあります。

第八は、資料の提出命令を新たに設け、価格の構成内容、商品の生産、販売等の取扱状況に関する資料の提出を命令できるようにしております。さらに、第九番目には、自由民主党がわれわれの要求により衆議院で修正して設けた「国民生活安定審議会」に関して、内閣総理大臣または主務大臣が物資の指定、指示価格の決定、物資の割り当て、配給等に関して必ず当審議会に諮問しなければならぬとして、審議会の意思を必ず行政に反映させるよう措置するとともに、その委員数は

二十名とし、五名増員し、多数の委員によって物資に関する審議が行なえるよう措置してあります。

第十には、都道府県には「住民生活安定審議会」を設置し、地域の実情に応じた物資の価格、需給等を調査審議が行なえるようにするとともに、都道府県において住民に生活物資調査員を委嘱できるようにし、各地域における物資の価格及び需給の実態を把握できるように措置してあります。以上が本修正案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかなる御賛同をお願いするとともに、あわせて日本社会党、公明党、日本共産党、第二院クラブの意思を明らかにいたすところであります。(拍手)

○委員長(小笠公昭君) それでは、ただいまの修正案に対し質疑のある方は、順次御発言願います。――別に御発言もないようですから、これより原案並びに修正案について討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。

○工藤良平君 私は、日本社会党を代表いたします。ただいま議題になっております本法案につきまして、政府案に反対、修正案に賛成の意見を申し上げたいと思ひます。

私はいつも引き合いに出すのでありますけれども、渡良瀬川沿岸に被害あるは事実なれども、その原因明らかならず」と、こういうことをかつて田中正造代議士が被害の解決に申しました。

私は、いまこの物価問題を考えても、物価の値上がりという事実はあるけれども、その原因が明らかでないというのがいまの現状ではないかと思ひます。この前からいろいろと議論をし、さらに現実を見てまいりまして、物不足物不足と言われながらも、その段階的検討の結果は、複雑な市場メカニズムの中になかなかその元凶をつかむことができないというのがいまの実情であります。しかし、私は、さらにそれを突き詰めてその元凶を捕えるということがやはり大切ではないか

か、そのように思っているわけでありまして、私どもがいろいろと追及し、その元凶を捕える中で、どうかその元凶がわかつてきた。その元凶とは何か。それは、異常な卸売り物価の上昇傾向をたどっていく、明らかに政府の政策的な欠陥というものがある元凶であるということが明確になってきたように私は思ふわけでありまして。本来、物価問題につきましては、その対策を事前に講じなければならぬというところが私は政策としての生き残るべき政策であると思ふのでありますけれども、しかし、今回のこの法案が石油問題に関連して急遽非常に短期間の間に提出された、いわゆる石油問題と十は一からげのような形でこの問題を出してごまかそうとしておられるところに私はもともと大きな政治的な罪があるような気がするのであります。その問題につきましては特に円切の切り上げ、さらに変動相場制に移行してからの物価上昇に対していち早くその対策を講じ、金融引き締め等の措置を講じなければならなかったと思ふのであります。また、それはおそきに失したかも知れませんが、八月段階でそれを行なうべき結果、織維あるいは鉄鋼のように若干鎮静の傾向を示したのでありますけれども、それ以降、中曽根通産大臣のデノミの発言やあるいは四十九年度予算に示される田中総理の非常に大幅な景気刺激の予算構想というものがさらにインフレに油を注いだというふうな気がするのであります。この政治的な責任というものを私たちは国民の前に徹底的に明らかにしていかなければならぬ。そうしなければ、私どもが真剣になって議論をしてまいりました本法案というものは全く有名無実の法案に終わってしまうというふうに私は思ふわけでありまして、非本質的な技術論にすぎないこの法案をあやつちるよりも、もっとも物価高に対する本質的な問題を掘り下げて検討すべきではないか、このように思ふのであります。そういう観点に立つならば、私は、この法案に対して反対の態度を表明せざるを得ないわけであり

内容につきましては、いろいろ今日まで議論されてまいりましたが、特に第二条に示されておりますように、標準価格の決定におきましてもきわめてあいまいな明確さを欠く状態でございまして、以下各条文を見ましても、これが決定的な物価を抑制し鎮静していくという要素にはならないという気がするわけであります。むしろ従来あります物価統制令あるいは買い占め売り惜しみの法にさらにこの法案が重なっていつて屋上屋を重ねて実効を上げ得ないというようないもするものであります。その点につきましても今後の運営等につきましては不十分でありますけれども、万全の対策を講ずる必要があるのではないかと思ひます。

いま提案されました修正案につきましては、特に本法案の趣旨というものが重要な物資につきましては安定的に供給の確保をはかつて價格安定を政府の責務として位置づける、こういう重大な実は観点があるのであります。さらに、情報の提供、あるいは物資の売り渡し、輸送、保管に対する命令規定を設けるとか、あるいは指定物資の割り当てあるいは配給に対しても当該措置の大綱につきましては国会の議決を経る、さらに公正な供給をはかりながらその経緯につきましても国会に報告をしなければならぬという義務づけをつける、このようにやはり政治的な大きな責任の中において問題の解決をはかる、このような重要な修正というものを私どもは提案しているわけであります。これこそまさに国民が要求している物価の安定をはかる最大の道ではないかと、このように考えるのであります。したがって、私は、修正案に賛成し、原案に反対をすると、このような意見を申し上げたわけであります。以上、非常に簡単にございますけれども、社会党を代表しての討論を終わります。

○棚辺四郎君　私は、自由民主党を代表して、原案に賛成、修正案に反対の意を表するものであります。

わが国経済は、中東戦争を契機とする石油生産と供給の制限により、甚大な影響を受け、国民生活の安定のため、経済の混乱を未然に防止し、必需物資の安定的供給確保をはかることは、喫緊の問題となっております。政府においても、十一月十六日閣議決定をみた緊急対策要綱のもとに強力な行政指導が行なわれているところであります。しかし、現在の物価問題は、市場機構を通じての配分にまかせておくだけでは解決できない面が見られるのであります。このような観点から、最小限の法的措置を準備することは、国の責任でもあり、本案は時宜にかなった措置であると思うのであります。

本案は、物価の高騰に対処して各般の措置がとられることになっておりまして、標準価格の決定にあたっては、経済企画庁長官の答弁にもありますように、先取的、かけ込み的な値上げが利することのないよう措置されるものと思われまします、野党の皆さんが心配されるような高値安定にはならないものと信じております。

また課徴金については、軽過ぎるとの意見もあります。特に悪質の違反者に対しては物価統制令の発動もありますので、原案のままでよろしいのではないかと思います。

なお、本案は、衆議院において修正が行なわれ、より一そう整備されたものと確信いたしておりますので、その効果を期待して、一日も早く成立、執行されることを希望いたします。

最後に、野党の修正案に対しては、わが党の立場からは、遺憾ながら賛成いたしかねることを申し上げまして、討論を終わります。

○田代富士男君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となっております国民生活安定緊急措置法案及び社会、公明、共産、二院クラブ共同の修正案に対し賛成、政府原案並びにその修正案には反対の立場から意見を述べようとするものであります。

今日の異常な物価高騰、インフレの原因は、中東戦争をきっかけとする石油危機にその一端がある。

ることは否定いたしません。しかし、その原因をたどれば、一昨年来の政府の財政金融政策のかじとりの失敗と、土地対策に準備のない日本列島改造論に帰することは、いまだ言うまでもありません。

しかし、ここで責任の追及をしただけでは国民の不安は解決するものではありません。私は、この事態において、生活関連物資及び国民経済上重要な物資の価格安定並びに需給の調整のため何らかの法的措置を準備することに反対するものではありません。むしろ、与野党一致して、よりよき方策を考えることこそ国民の信託にこたえるものであります。わが党も、衆参における審議を通じ、本案に対して問題を明らかにしつつその修正を要求してきているところであります。

以下、数点にわたつてその理由を申し述べます。

まず第一には、標準価格の決定についてであります。原案に見られる標準価格の設定の方法では、物価上昇を追認するものであつて、高値安定の懸念が大きいのであります。高値安定の弊害を取り除くためにも、私どもの共同修正に見られるように、消費者の参加ができる調査権を有する第三者に、消費関を設けることが必要であります。値上げ以前の水準に固定するものでなければ意味がありません。

第二に、特定標準価格の決定方法であります。その決定は、適正利潤を計算し、それらを基準とするところになっておりますが、物価をほんとうと引き下げさせるためには、原価及び利潤等に関する資料を公開し、国民の納得を得る必要があります。原案ではそのような措置がとり得ません。

第三に、本法によってほんとうに生活必需品の供給量が確保できるのでありましょうか。これら物資を取り扱う業者の生産状況や在庫状況が国民に対して明らかになるような措置がなされるべきであると思います。統制による暗い面のみが押しつけられ、その必要性を国民に認識させるための方法が用意されていないのであります。

第四に、供給不足、需給の回復のため、生産

売り渡し等について単に指示、公表にとどまった措置しか準備されておりません。制裁としての公表が不十分であることは、投機防止法でテスト済みであります。せめて配給割当制を実施する場合には原材料の確保措置を講ずることは当然とし、その上で生産命令権、売り渡し命令権の裏づけが必要であると思うのです。いずれにしても、統制は、一たん始めれば容易にそこから抜け出せないし、また、一つの物資に行なえば、必然的に他の物資に連鎖反応的に広がる性格を有しているのです。インフレによつて資源の適正配分が阻害され、社会的公正が拡大されるのであります。国民は、一日も早く物価高騰の不安から抜け出したいと考えているのであります。

かかる国民の期待を考えると、以上申し述べた理由から、政府原案及び政府の修正で十分な措置であると言わざるを得ません。

以上でございます。

○中沢伊登子君 私は、民社党を代表しまして政府原案に賛成をし、ただいま提案になりました野党三党及び第二院クラブ共同提案の修正案には反対いたします。

それはいま国民が塗炭の苦しみの中におられますのは、インフレ、物価高、そして物不足でござい
ます。これは国民を置き去りにしてひたすら高度
経済成長に走ってまいりました自民党田中内閣
の責任でございします。その上に、田中総理は列島
改造にうつつを抜かしてまいったのでございま
す。そこで、私どもは、鋭く政府の政治責任を追
及しておく次第でございします。

しかし、現下の情勢は政府を追及しただけで解決するものではございません。この事態に対処して、政府は、緊急に二法案を提出してまいりました。そして、この緊急に提出してまいりました二法案の内容は、必ずしも私どもの満足するものではございません。きわめて不十分だと言つても過言ではございません。しかし、衆議院段階におおましてその修正作業が行なわれましたことは、きわめて当然なことだと考えております。この結果

国民生活安定緊急措置法案においては、国民各階層の声を代弁し政府の法運用を監視する審議会が設置されるようになったことは、民社党をはじめといたしまして野党の大きな成果でございます。また、この法の施行にあたって、政府原案には全くなかった家庭用、中小企業、農業など民生用物資の優先確保の原則を明確に法文化させたことは、明らかに一歩前進したものと評価せざるを得ないのでございます。このほか、国会への報告義務並びに一年以内に見直し条項の設定や、標準価格に中間卸売り価格を入れたこと、特定標準価格への直接指定の明確化などが盛り込まれたことは評価しておきたいのでございます。

先ほども申し上げましたように、国民はわれをもつて願っています。この物価高、インフレの鎮静を待ちがれております。願わくは、この法律がほんとうにうまく運用されてこのインフレ、物価高が鎮静することをひたすらこいねがいがながら、私はこの原案に賛成するものでございます。

共同提案になりました修正案については、野党の御苦勞を多といたしますけれども、私も民社党は原案に賛成する立場から修正案に賛成いたしかねることを申し上げて、討論を終わります。

○斎藤タケ子君 私は、日本共産党を代表いたしまして、国民生活安定緊急措置法案につきまして、四会派提案の修正案に賛成し、原案に反対の討論を行ないます。

私が原案に反対する第一の理由は、異常につり上げられた物価を値上げ前に引き下げてほしいという国民の切実な声にこたえずに、政府が高値追認することが明白だからです。標準価格、特定標準価格は大企業を利益をまづ保障した市場価格をもとにして定められるというところは、砂糖あるいは灯油、プロパンガスなどの価格ですでにテスト済みであります。物価つり上げの犯人が大企業そのものであるということは、本委員会の審議を通じても明らかになり、いま多くの国民の知るところとなっております。物価を引き下げ、安定させるためには、大企業の膨大な利潤にメスを

入れ、実際の原価に基づいて指示価格を定めることがまず必要であります。そのために必要な資料を提出させる資料提出命令権を規定し、原価を広く国民に公表することが必要であります。原案にはこれらの諸条件が欠落しており、とうてい国民の期待にこたえ得ないものであります。

反対の第二の理由は、国民の生活必需品の優先的な安定供給が確保される保障がないこととあります。四会派は、一般消費者、中小企業、農漁業者、公共交通事業、医療社会福祉事業、言論出版に関する事業などについては、特に、必要な物資の優先確保を政府に義務づけることを主張してきたのであります。原案にはその保障がございません。

反対の第三の理由は、原案が、配給、割り当てなど、憲法第二十二條の營業の自由、第二十九條の財産權の保障など基本的人權にかかわる重大な決定を行なうに際し、国会の議決を行なわず、政令にまかせようとしていることとあります。国民生活防衛のために配給、割り当てを導入することとはやむを得ない場合もありますが、この重大な決定は、國權の最高機關である国会の議決によるべきことは当然であります。この当然の措置の要求すら受け入れない態度は、まさに田中内閣のファッショの態度を明白に示すものであります。

第四の反対の理由は、政府がわが党をはじめ野党各党が強く反対をしましてまいりました経済企画庁と公正取引委員会の覚え書きを破棄せず、事実上のやみカルテルを容認したこととあります。このことは、独禁法を骨抜きにし、大企業が卸や小売り店まで自由に支配しようとすることを許すことになることは明らかであります。

いま国民が切実に願っておりますのは、直ちに物価を引き下げ、安定させることであり、物不足の不安からの解放であります。その深刻な要望と政治に対する期待の大きさをから見まして、原案ではとうてい国民の期待にこたえ得ないことは明白であります。

以上の理由によりまして、修正案に賛成し、原

案に反対の態度を表明いたしましたして、討論を終わります。

○委員長(小笠公昭君) はかに御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小笠公昭君) 御異議ないと認めます。それでは、これより国民生活安定緊急措置法案について採決に入ります。

まず、前川君外七名提出の修正案を問題に供します。前川君外七名提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小笠公昭君) 少数と認めます。よって、前川君外七名提出の修正案は否決されました。それでは、次に、原案全部を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小笠公昭君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案と可決すべきものと決定いたしました。

○竹田四郎君 私は、ただいま可決されました国民生活安定緊急措置法案に關し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党の四党共同提案にかゝる附帯決議案を便宜私から提出いたします。

案文を朗読いたします。

国民生活安定緊急措置法案に対する附帯決議(案)

一、政府は標準価格及び特定標準価格の決定にあつて、先取りの値上げの利益、高値安定を排除し、物価高騰以前の水準に定めるよう努めること。

一、政府は特定標準価格について、各項目ごとに算定の基礎と決定の経過を公表すること。

一、政府は現在の物価高騰に対処し、独占禁止法の厳正な運用に一層努めるとともに、公正取引委員会に寡占企業に対する分割命令及び価格カルテル排除にあつての価格引下げ命令等の権限をもたせ得るような方向で独占禁

止法の改正問題に早急に着手すること。

一、政府は生活必需品の確保、価格の安定等当面する物価対策を強力かつ機能的に推進するため、機構、人員、予算等各般にわたり充分措置すること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(小笠公昭君) ただいま竹田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小笠公昭君) 全会一致と認めます。よって、竹田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、内田経済企画庁長官から発言を求められておりますので、この際これを許します。内田長官。

○國務大臣(内田常雄君) ただいまの御決議につきまして、政府といたしましてはその御趣旨を尊重して善処してまいりたいと存じます。

○委員長(小笠公昭君) なお、審査報告書の作成は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小笠公昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時五十七分散会

〔参照〕 国民生活安定緊急措置法案に対する修正案 国民生活安定緊急措置法案の一部を次のように修正する。

第二条から第十条までを次のように改める。

(政府の責務) 第二条 政府は、国民生活を安定させるため、国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重

要な物資(以下「生活関連物資等」という。)の安定的な供給を確保し、その価格を安定させる責務を有する。

(情報の提供)

第三条 政府は、生活関連物資等の生産、輸入、流通又は在庫の状況に関し、国民生活を安定させるため、必要な情報を国民に提供しなければならない。

(指示価格)

第四条 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の価格が上昇することにより国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるおそれがあるときは、政令で、当該生活関連物資等を特に価格の安定を確保すべき物資として指定することができる。

2 前項に規定する事態が消滅したと認められる場合には、同項の規定による指定は、解除されるものとする。

第五条 主務大臣は、前条第一項の規定による指定があつたときは、その指定された物資(以下「指定物資」という。)のうち取引数量、商慣習その他の取引事情からみて指定物資の価格安定のためにその価格の安定を確保すべき品目(以下「指定品目」という。)について遅滞なく、指示価格を定めなければならない。

第六条 指示価格は、全国を通じて、又は主務大臣が定める地域ごとに、指定品目の物資の生産又は輸入の事業を行う者の販売価格及び指定品目の物資の小売業を行う者の販売価格(以下「小売価格」という。)について定めるものとし、主要な取引の態様に応じて指定品目の物資の販売の事業を行う者(小売業を行う者を除く。)の販売価格についても定めるものとする。

2 指示価格は、国民生活の安定を図ることを旨とし、適正な生産費、輸入価格又は仕入価格に適正な販売費用及び適正な利潤を加えて得た額を基準として当該指定品目に係る指定物資の需給の見通し等を考慮して定めるものとする。

3 主務大臣は、前条の規定により指示価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第七条 主務大臣は、指定品目の物資の生産費、輸入価格若しくは仕入価格又は需給状況等に著しい変動が生じた場合において、特に必要があると認めるときは、指示価格を改定するものとする。

2 指示価格は、第四条第一項の規定による指定が解除されたときは、その効力を失う。

3 前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

(指示価格の決定経過の公表)

第八条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、指示価格の決定の基準となつた生産費、輸入価格又は仕入価格、販売費用及び利潤の各項目ごとにその算定の基礎及び算定方法並びに当該指定品目に係る指定物資の需給の見通しその他の指示価格の決定の経過を一般に公表しなければならない。

(指示価格等の表示)

第九条 指示価格が小売価格について定められたときは、その指示価格に係る指定物資の小売業を行う者は、主務省令で定めるところにより、その指示価格及びその指定物資の販売価格を一般消費者の見やすいように表示しなければならない。

(指示価格の周知措置)

第十条 政府は、指示価格が定められたときは、政令で定めるところにより、当該指示価格を国民に周知させるため、新聞紙、テレビジョン放送又はラジオ放送による広告その他必要な措置を講じなければならない。

第十一條第一項中「特定品目」を「指定品目」に、「特定標準価格」を「指示価格」に改め、同条第三項中「当該販売に係る物資が同項の特定標準価格が告示された日前において生産され、輸入され、又は仕入れられた物資で、その生産費」を「当該販売に係る物資の生産費」に、「当該特定標準価格」を「当該指示価格」に改める。

第十四条第二項中「第三条第二項」を「第四条第二項」に改める。

第十六条第二項中「第三条第二項」を「第四条第二項」に改める。

第二十條第二項中「第三条第二項」を「第四条第二項」に改める。

第二十二條第四項を次のように改める。

4 主務大臣は、第一項、第二項又は前項の規定による指示を受けた者が正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その者に対し、次の各号に掲げる事項を定めて、それぞれ売渡し、輸送又は保管を命ずることができる。

一 売渡しを命ずる場合にあつては、売渡しをすべき期限及び数量並びに売渡し先

二 輸送を命ずる場合にあつては、輸送をすべき期限、数量及び区間

三 保管を命ずる場合にあつては、保管をすべき期間及び数量

5 第一項、第二項若しくは第三項の規定による指示又は前項の規定による命令をするに当たつては、一般消費者、中小企業者及び農林漁業者並びに公共交通事業、通信事業、教育事業、医療事業、社会福祉事業、言論及び出版に関連する事業その他の国民生活の円滑な運営に重大な影響を及ぼす事業及び活動に対し生活関連物資等を優先的に確保するよう配慮しなければならない。

6 第四項の規定による命令があつた場合において、当事者が支払い、又は受領すべき金額その他その命令の実施に関し必要な細目は、当事者間の協議により定める。

7 主務大臣は、第四項の規定による命令に係る売渡し、輸送又は保管をすべき期限までに当事者が前項の協議をすることができず、又は当該協議が整わないと認めるときは、政令で定めるところにより、裁定を行うものとする。

8 主務大臣は、前項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

9 第七項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が整つたものとみなす。

10 第七項の裁定のうち当事者が支払い、又は受領すべき金額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三月以内に訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

11 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

12 第七項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が支払い、又は受領すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

第二十七條を次のように改める。

(国会の議決)
第二十七條 政府は、前条第一項の措置を講じようとする場合においては、当該措置の大綱につき、国会の議決(衆議院が解散されているときは、日本国憲法第五十四条に規定する緊急集会による参議院の議決)を経なければならない。

第三十七條を第四十五條とし、第三十六條中「第二条」を「前四条」に改め、同第四十四條中「第三十五條中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条の次に次の一条を加え、同条を第四十二條とする。

第四十三條 第九條の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。
第三十四條の前の見出しを削り、同条中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「第三十條第二項」を「第三十五條第二項」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号中「第三十條第一項」を「第三十五條第一項」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号中「第二十九條」を「第三十三條」に改め、同条の次に次の一号を加え、同条を第四十一條とする。
二 第三十四條の規定による命令に違反した者
第三十三條を第三十八條とし、同条の次に次の二条を加える。

(公正取引委員会の権限)

第三十九条 この法律のいかなる条項も、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の適用又は同法に基づき公正取引委員会がいかなる立場において行使する権限をも排除し、変更し、又はこれらに影響を及ぼすものと解釈してはならない。

(罰則)

第四十条 第二十二条第四項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十二条を第三十七条とし、第三十一条を第三十六条とし、第三十条第一項中「第六条、第七条及び」を削り、同条を第三十五条とする。

第二十九条を第三十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(資料の提出命令)

第三十四条 主務大臣は、第三条及び第五条から第七条までの規定の施行に必要な限度において、生活関連物資等に係る生産費、輸入価格、仕入価格、販売費用、利潤又は在庫量に関し、当該生活関連物資等の生産、輸入、販売、輸送又は保管の事業を行う者に対し、資料の提出を命ずることができる。

第二十八条中「六月」を「三月」に改め、同条の次に次の四条を加える。

(国民生活安定審議会)

第二十九条 総理府に、附屬機関として、国民生活安定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、内閣総理大臣又は関係大臣の諮問に応じ、この法律の運用に関する重要事項を調査審議する。

3 内閣総理大臣又は主務大臣は、指定物資の指定、指示価格の決定若しくは改定又は生活関連物資等の割当て若しくは配給等の政令の制定若しくは改廃をしようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

4 審議会は、第二項に規定する事項に関し、内閣総理大臣又は関係大臣に建議することができ

る。

5 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係事業者若しくはその組織する団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 審議会は、委員二十人以内で組織する。

7 委員は、学識経験を有する者及び一般消費者の意見を代表する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

9 委員は非常勤とする。

10 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、政令で定める。

(答申等の尊重)

第三十条 内閣総理大臣又は関係大臣は、審議会から答申又は建議があつたときは、これを尊重しなければならない。

(住民生活安定審議会)

第三十一条 都道府県は、当該都道府県における生活関連物資等の価格の安定及び需給の調整に関する重要事項を調査審議させる等のため、住民生活安定審議会を置く。

2 住民生活安定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(生活物資調査員)

第三十二条 都道府県知事は、当該都道府県における生活関連物資等の価格及び需給の実態の把握に資するため、条例で定めるところにより、当該都道府県の住民のうちから生活物資調査員を委嘱することができる。

昭和四十九年一月十二日印刷

昭和四十九年一月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W